February 20th 1906.

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 165.

大日本蠶絲會報

第百六拾五號要目

重要記事

●蠶絲生產品の輸出及運賃に關する建議

論議

●青蠶期中消毒の必要　理學博士　佐々木忠次郎

●戰役紀念事業に就て　理學博士　坪井啓作

●收支計算を明にすべし　農學士　山根豊藏

●桑の細菌病　理學士　堀正太郎

●天蠶及柞蠶絲に就て　農學士　松下憲三朗

●胚子の發育に就て　池田榮太郎

●繭の解舒に就て　山本祐安

雜錄

●蠶蛆滅殺に關する試驗　農學士　中村雅次郎

●名古屋製絲場の蠶種改良　小竹政治

叩門

●濱州の蠶絲業　橫田長太郎

講筵

●生絲整理法　農學士　紫藤章

外報

●伊國「パドゥア」蠶業試驗場に於ける蠶兒飼育の概況　峰村喜藏

TOKYO.
The Association,
No. 2 Mitoshirocho, Sanchome Kanda, Japan.

會員諸君に謹告す

本會々報は從來海外讀者の便を圖り歐文欄を設け來りしが今や內外會員非常に增加し印刷費の增加之に伴ひ自然多數會員の御希望に副はさらんことを遺憾とし本年度より內地會員へ發送の分は歐文を廢し海外發送の分に限り歐文を挿入することゝし每號數百部を印刷致候間歐文挿入の會報御希望の方は本會へ御申越相成度候

明治三十九年二月

大日本蠶絲會

御製

あら玉の年たちかへる河なみに
しめかさりせしふねもみえけり

皇后宮御歌

しつかなる世の年なみは神風の
五十鈴河よりたちかへるらむ

大日本蠶絲會報廣告料（三十六年十二月改正）

	特等	壹等	貳等
一頁乃會員外十二圓七拾	貳拾五圓	壹拾貳圓五拾錢	壹圓貳拾錢
半二圓會員十圓六拾	拾圓	五圓	貳圓
三圓乃會員外十四圓五拾錢	拾四圓	七圓	貳圓拾錢
半六圓會員八圓五拾	八圓	四圓	壹圓八拾錢
七圓會員外八圓五拾	八圓	四圓	壹圓八拾錢
貳上會員六圓四拾	六圓	三圓	壹圓五拾錢

一頁は一行二十七字詰七十二行とす
四分の一頁未滿は行數を以て計算す
特等は四分の一頁未滿を謝絕す
廣告料は前金に限る

◉本報定價　一冊金拾五錢　一ヶ年分前金壹圓五拾錢

明治三十九年二月二十日印刷發行

編輯兼發行人　東京市神田區美土代町三丁目二番地　小池市松

印刷人　東京市神田區美土代町三丁目二番地　島連太郎

印刷所　東京市神田區美土代町三丁目二番地　三秀舍活版所

發行所　東京市神田區美土代町三丁目二番地　大日本蠶絲會（電話本局一四七三番）

大日本蠶絲會報　第百六拾五號

目次

重要記事

●蠶絲生產品の輸送及運賃に關する建議

論議

●青蠶別中消毒の必要　理學博士　佐々木忠次郎
●戰役紀念事業に就て　坪井啓作
●收支計算を明にすべし　山根豊藏
●桑の細菌病　理學士 農學士　堀正太郎
●天蠶及柞蠶絲に就て　松下憲三朗
●胚子の發育に就て　池田榮太郎
●繭の解舒に就て　山本秸安

雜錄

●蠶種減殺に關する試驗　農學士　中村猪次郎
●名古屋製絲場の蠶種改良　小竹政治

叩門

●福州の蠶絲業　横田長太郎

講莚

●生絲鑑評法　農學士　紫藤章

問答

●桑樹の種類及仕立方に就て質問並答●夏秋蠶專用桑園仕立方に就き質問並答●煙草畑に接近せる桑葉給與に就き質問並答●蠶病に就き質問並答●無吐絲蠶に就き質問並答●生繭乾燥に就き質問並答

絲況

●横濱市場●神戶市場●里昂市場

外報

●伊國「パドヴア」蠶業試驗場に於ける蠶兒飼育の概況　峰村喜藏

時報

●會務錄事（評議員會——地方委員規程——學會委員及通信委員規程——調查委員會——島根支會役員の更迭——信濃支會設立の計畫——會員移動）
●蠶業彙錄（信濃蠶業概況——生絲檢查法案に就て——里昂生絲商組合の生絲不檢査反對——繭輸入稅廢止請願——信州二化性蠶種の救濟策——總本會費に關する建議案——生絲檢査所月報）
●組合管見——蠶種共同組織の組織
●蠶病講話●新刊批評●寄贈書目●入會案內●交詢雜錄

大日本蠶絲會報　第百六拾五號

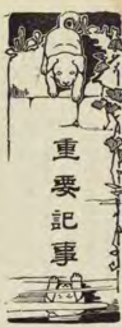

蠶絲生產品の輸送及運賃に關する建議

輸出貿易の奬勵は戰後の經營として一大緊要問題たるは普く世人の認識する所なり、而して輸出品の主脳たる蠶絲に關する生產品の運賃を低減するは輸出奬勵上最も捷徑にして其效果の顯著なるは必然なりとす、客年春期當業者は盛に繭運賃の輕減すべきを主張し、新聞紙上及政客の間亦大に其必要を唱道したり、而して當業者は親く政府當局者に具申する所あり、當時の大臣亦之を諒とし遂に乾繭に對して若干の運賃を低減せらるゝに至りたり、然れとも惜らくは其低減の澤に浴したるは些々たる乾繭に對するものに過ぎずして輸送上の主なる生繭に及ばざりしは甚だ遺憾とする所にして當業者の痛く失望する所なりき。

又蠶絲に關する生產品に對し輸送上の取扱に於て官私鐵道汽船其他共に甚だ親切ならざるものあり、當業者に不便若くは損害を與ふるもの少しとせず、是又斯業の發達上に障碍を與ふるものならすんばあらざるなり。

茲に於て本會は蠶絲生產品の輸送及運賃の更改は刻下に於て須臾も忽にすべからざるものなりとし、客月以來爲に評議員會を開會し調查委員を設け、數回の會合を重ね愼重なる調査を遂げ、當局に對て左の建議を爲すことを議決し、本月十三日付を以て之を遞信大臣に提出したり。

建議書

戰後に於ける重要の問題は產業の發展にあるは朝野の認むる所にして今更喋々を要せさるなり然るに養蠶製絲は國民多數の依て以て生計の資となす業務にして其生產品たる蠶絲は海外より正貨を吸收する輸出品中の巨擘たり故に之か發達は官民共に傾心盡力すべきの事なりとす

歐米各國に於ては國家重要の產業に對しては保護を厚ふし特に其輸出的生產品の運賃の如きは極めて低減し之か發達に汲々たり然るに本邦に在りては重要物產たる蠶絲の原料繭は各鐵道共に運賃高價にして殊に私設鐵道の常に依て以て標準と爲す官設鐵道は繭の運賃等級を高級品の中に數ひ最も高率とするが如きは深く以て遺憾とする所なり蓋し養蠶製絲が本邦到る處の氣候風土に好適し官民共に其發達に

誠意盡力するにも拘らず未だ世の期待する如き程度に達せざる所以のもの輸送運賃の高率に關與する所多きは覆ふべからざる事實なり貴省義に茲に觀る所あり客年乾繭に對して幾分の運賃を低減せられたるは當業者に便利を與ふる少からざるものあり然れども乾繭の運搬は之を生繭に比すれば所謂九牛の一毛にして蠶絲業の振否に影響する甚だ少なし依ては更に一歩を進め生繭に對しても同様の低減を行はれなば蠶絲業の勃興刮目して看るべく國家の福祉を増す敢て疑を要せざるなり

又各地官私鐵道錯綜する所に於ては其連絡の秩序充分ならざるものあり或は鐵道に依りて貨物の取扱親切ならざるものあり爲に輸送時間遲延を來し商機を逸するあり或は貨物の品質に損害を與ふるあり此等は何れも當業者に苦痛を感ぜしむる尚に尠からざるなり

又蠶種は生物なるにも拘らず船舶鐵道共に輸送上の注意を缺き或は船舶に在りては機關室の附近鐵道に在りては煖管を設置せる車輛等に積載し又郵便局に於ては煖爐の設備ある室内に留置するを以て爲に蠶卵の生活機能を害し養蠶家をして逢蠶の悲境に沈淪せしむるに至るは實に憂慮に堪へざるものあり

閣下庶幾は深く賢察を垂れ本會か國富の増殖を圖らん爲蠶絲業の發達に對し微衷を捧くるを諒とし左に列記する事項を採納あらんことを

右及建議候也

明治卅九年二月十三日　大日本蠶絲會會頭男爵松平正直

遞信大臣山縣伊三郎殿

記

一繭は現今貨物等級表中高級品に属すれども一級品に改正して運賃を低減せられ同時に各私設鐵道會社に對し同様の改正を爲す様命令を發せられたきこと

二桑葉、蠶種、繭、生絲の運搬に就ては速達を實行せられ同時に各私設鐵道會社に對して同様の命令を發せられたきこと

三蠶種の運搬に關しては障害の來たさゞる様特別の取扱を開始せられ同時に海陸運輸に關する各種の當事者に同様の命令を發せられたきこと

本會は更に農商務大臣に對し前掲建議書寫に左の書面を添へ提出せり

今般蠶絲生產品の輸送及運賃に關し別紙の通遞信大臣へ建議致候處右は蠶絲業を振興せしめ輸出貿易の發展を期する上に於て焦眉の急務と相認め候條御閱覽の上至急採納相成候樣御配慮被成下度此段御依賴申上候也

明治三十九年二月十三日

大日本蠶絲會會頭男爵松平正直

農商務大臣松岡康毅殿

論叢

育蠶期中消毒の必要

學藝委員
理學博士　佐々木忠次郎

本年の育蠶も既に三四ヶ月に迫れり、育蠶の準備は今より考へ置かねばならぬ、特に本年の育蠶は戰勝後初めての育蠶なれば從來の育蠶よりは一層注意し十二分の收穫を得ねばならぬことであらふ、固より滿足なる收穫を得んとするには育蠶の方法に、消毒の方法に、衞生の方法等に就きては充分の注意を要するは勿論なるも、若し之を誤らば折角の骨折りも畫餅に歸し滿足なる收穫を得ること難かるべし、育蠶の方法如何に就きては暫く之を論ずることを止め消毒の方法に就き少く卑見を陳べんとす。

凡そ消毒は蠶病の病原を撲滅し蠶兒をして健全無病たらしめ滿足の收穫を得べきは敢て疑を容れざるところなるも、若し消毒の方法を誤らば其結果は必ず失敗に終るべし、或は云ふ消毒は之を實行するとも育蠶中の氣候其宜きを得ざれば遂に各種の蠶病を發生し不結果に終はるの恐ありと、蓋し昨年の如き蠶病消毒を勵行したるに拘らず稍や不作の傾ありしは全く氣候の然らしむるものなりと、余の意見は大ひに之と異なれり、そは他に非ず凡そ消毒は氣候の不順にして病蠶の發生し易き時に於て初めて其效力を顯はす者なるに、氣候不順なるが爲め蠶病を發生し滿足なる結果を得ること能はざりしと云ふは、是れ消毒は氣候不順の爲めに蠶病の發生を防ぐの效力なしと云ふに外ならず、余の見るところに據れば、昨年育蠶の不結果は氣候不順の爲めに非ず、全く消毒勵行の方法其宜きを得ざるに基きたるものと鑑定するなり。

さて消毒は如何なる方法に依り實行するかと云ふに、多くは育蠶期の前後に於て蠶室蠶具等を消毒して足れりと爲すもの丶如し、右の如く育蠶期の前後に於て消毒する時は蠶室蠶具等に付着せる病毒は之を驅除撲滅するを得べきも、育蠶期中に於て蠶室内に入込む病毒の如きは之を防ぐの效力は毫もなきものと云ふべし、蠶室内に病毒の入込むは如何なる方法に依るかと云ふに、空氣に誘はれて入込むこともあれば桑葉と共に入込むこともあり、其他思ひも寄らざる方法に依りて入込むことあり、此期に當ては育蠶期前に於ける消毒は既に全く其效力を失ひたれば、病毒は勝手次第に蕃殖し蠶兒を斃すは甚だ見易き道理なり、故に育蠶期前に於て消毒したる蠶室内に飼育したる蠶兒が氣候不順の際に病蠶を生ずるは氣候不順なるが爲めに病蠶を生じたるに非ずして消毒の效力を全く失ひたることに歸するなり、但し氣候の不順なるは病毒蕃

殖の媒介となるは毫も疑はざるところなり。

依て蠶兒をして病毒に罹らざらしめんと欲するときは育蠶の前後に於て消毒するは勿論、尚ほ育蠶期中に於ても時々充分に消毒し育蠶期中に於て蠶室内に入込む病毒をも撲滅せねばならぬと思ふ。

育蠶中に消毒するの方法は別に六ヶ敷ことに非ず、時々薫烟を蠶室内に充たし消毒するも宜しく、又た「フォルムアルデヒット」瓦斯にて薫蒸するも可なり、普通蠶室を消毒すると同量の瓦斯を蠶兒に加ふるも蠶兒は決して死するものに非ず、且別に衰弱するが如き徴候をも顯せざるのみならず同瓦斯にて薫蒸しつゝある蠶室内に於ける蠶兒は平然として能く食するものなり、之を見ても同瓦斯の薫蒸は蠶兒に有害ならざることを證するに足る、況んや薫烟の如きは蠶兒に無害なるは敢て論を俟ざるなり、依て育蠶中に於ても充分に消毒し氣候不順なるが爲めに病蠶を發生したりとの謬見を信ずること勿れ。

新年河

選歌

御歌所録事遠山英一妻　絹子ょ

なみならぬ年をむかへて河の瀬の
　かみしもとなくいはふけふ哉

在奉天第六師團第一野戰病院詰
陸軍看護卒　林　清房ょ

家にある父はことしもたに河の
　なかれをくみてとしむかふらむ

戰役紀念事業に就て

通常會員　坪井啓作

日露戰役の終了すると共に全國各町村概ね紀念事業を企劃し、此の曠古の大業を紀念し永く戰捷の光榮を後世に傳へんとし、各欲する所に從ひ着々經營を試み其事蹟の見るべき者甚だ尠なからざる洵に曠世の美事にして赫々たる威勳の全國に遍照する吾人の以て甚だ光榮とする所なり、然れども此間自ら戰捷紀念の目的として其當を得たる者あるも又稍其當を失せる者なきにしもあらず、予は玆に其最も此の目的に適せりと信ずる一事實を紹介し、既に紀念事業に着手せる人士の顧慮を乞ひ、併せて將に此種の事業を經營せんとする人士の參考に資せんと欲す。

想起す昨秋予は東京府西多摩郡戸倉村農産物品評會の席上蠶業講話に聘せられ、到つて其會の由來を聞くに、之れ日露戰捷紀念の目的を以て昨秋旅順陷落の祝捷會式場において、村長萩原氏に據り發議せられたるものなり、此の品評會は今後五十五ヶ年の繼續事業にして、其目的とする所は此の戰捷の光榮を萬古に傳へんが爲め同村小學校の基本金を作らんとするにあり、品評會の方法は圃地に就て直ちに行ふ立毛品評會と、其收穫物に就き行ふ農産物品評會との二種にして、種類は麥、繭、の二品を以て之れに充て、苟も該村にありて麥五畝歩以上を植付けたる者及繭三釜以上（一釜は凡そ「みそこし」に九杯）を得たる者は共に農産物品評會に出品するの義務

を有し、其出品額は兩者共に一舛以上にして皆な該會に寄附するものとす、而して此等出品物は審査の結果其優良なる者には一等より三等まで賞品を、四等には褒狀を與へて奬勵し以て農事の改良を促し、其出品物を賣却して會の費用を控除し、凡そ四拾圓の殘金を積み立て行く時は五十五年の後には元利合して一萬圓に達するなり、而して此の一萬圓に達する時を以て此の會を終了し、其金額を同村學校に寄贈して其基本金となし永く戰捷の紀念となさんとするなり。

夫れ現代の戰爭は野蠻の騷鬪にあらずして文明の輪贏なり文明の淵源は敎育に存す、而して敎育を盛ならしめんと欲せは基金の充實なかるべからず、基本を充實せんと欲せば産業を振興するを要す、産業の振興は一に其奬勵による、今戸倉村の戰捷紀念事業を見るによく此の規矩に協ひたるを以て、予は其健全なる發達を遂げ五十五ヶ年の後一萬圓の基本金が同村小學校に與へられんことを祈つて止まざるなり、終りに其規約を附記して江湖の一覽を乞はんと欲す。

征露戰捷紀念農産物品評會規則

本村は今回の時局に鑑み農業蠶業の改良進歩を圖り生産力を增進せしめ以て國富を涵養充實するの刻下の急務たるを信じ玆に農産物品評會を創設し明治三十八年より向五十五年間連續開催し斯業の改良進歩を奬勵し其賞益を周知せしむると共に一方には征露戰捷紀念學校基本金造成のため其出品物を寄附せしめ之れを賣却累積して其額一萬圓に達したる時は戸倉學校敎育基金として寄附し永く戰捷紀念の光輝を保存せしめんとす

第一條　品評會を分ちて立毛品評會農産物品評會の二種とす

一　立毛品評會本村農業者が仕付たる麥作畑三畝歩以上は悉皆出品するものとす

一　農産物品評會に出品する種類數量は左の通りとす

一大麥一升以上　一[illegible]麥一升以上　繭一升以上

其他の出品物及び數量は開催の都度規定するものとす

第二條　本村農業者にして麥作五畝歩以上を仕付けたるもの蠶業は普通製蠶種一枚以上（框製なれば三枚以上）を飼育するものは出品するの義務を有するものとす

前項以外のものと雖出品することを得

出品の義務を有するものは正當の理由なくして出品を拒絶することを得ず

第三條　出品は凡て審査に付し左記の等級により褒賞を贈與す

一等賞、二等賞、三等賞、四等賞、一等より三等までは物品を贈與し四等は褒狀のみとす

第四條　審査長は府農會或は郡農會より派遣を乞ひ審査員は本村農會に於て斯業に熟練なるものに囑托す

第五條　一人一種類にして數品を出品し二品以上優等の品評を得たるものある時は最優等のものに限り褒賞するものとす

第六條　出品物は戰捷紀念學校基本金造成のため凡て寄附せらるゝものとす

第七條　審査に不服を唱ひ又は再審査を乞ひ或は褒賞を返還することを得ず

第八條　出品物は之れを賣却し其代金の内より品評會費用を控除し其殘金を戰捷紀念學校基本金造成として郵便局或は確實なる銀行に預金し利殖の保管をなすものとす

第九條　本品評會は戸倉村長之れを保管するものとす

第十條　本品評會を中止し若くは蓄積金を何等の理由あるも他に使用し又は流用することを得ず

附　則

參考の爲め本品評會により得たる所の蓄積方法及び計算を左に記す

一　大麥出品數百六十五、此數量一石六斗五升繭出品點數百十五此數量一石一斗五升兩種の賣却見積金五十六圓内立毛品評會に要する費用金六圓農産物品評會に要する費用金十圓を控除し毎年四十圓を得之れを蓄積するに五分（年）利付複利法により計算し左表の如く五十五年目に至り一萬〇二十四圓十一錢となり玆に目的を達し戰捷紀念學校基本金に寄附するものとす

年次	利子	海軍拡張ニ要スル四十億及利子總人口一人ニ付金
一	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
四	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
五	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
六	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
七	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
八	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
九	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一〇	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一一	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一二	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一三	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一四	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一五	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一六	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一七	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一八	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
一九	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二〇	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二一	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二二	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二三	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二四	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二五	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二六	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二七	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二八	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
二九	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三〇	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三一	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三二	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三三	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三四	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
三五	二〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
計	七〇〇〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇〇〇

右明治三十八年一月二日露國東洋艦隊全滅旅順口要塞陥落大祝捷會式場に於て村長森原氏の發議により征露戰勝紀念として本事業を實行することを茲に明治三十八年一月七日決議す尙其後第二條の出品規則を改正し竇種の數によらず牧繭高三釜以上のものは皆出品することゝせり一釜は凡そ「ミソコシ」にて九杯位なり

收支計算を明にすべし

通常會員　山根豊藏

最近統計年鑑を案ずるに我國總輸出金額は約三億圓で、此の內蠶絲業生產物の價格は約一億一千萬圓を占め、實に總價格の三分の一に相當して居る、此の他總價格の一割以上に上るものは、綿絲及び綿布類の三千萬圓及び茶の一千萬圓あるのみで、其の他に至りては極めて僅々たる額に過ぎないのである、此の故に斯業の盛衰は、則ち國家經濟の盛衰であるとは誰でも云ふ事である、如何にも數字上に於ては、優位を占むる處の物產である、然し右一億一千萬圓中、當業者が當然獲得し得らるゝ丈の利潤は殘得して遺憾なき哉の問題に至りては聊か躊躇の止まらないのである、今試みに統計上から斯業今日ある沿革を案ずるに、桑園反別に於て、撫立枚數に於て、又此等生產物の額に於て、過年月の間に非常に長足の進歩と發達とを爲し、他の生產業に比して殆んど其比を見る事が出來ない程であつて、尙將來に於ても發達の氣運を示して居る、此は我國の爲め喜ぶべき現象であつて實に盛なりと云ふべしである、而しながら一步退て一定數量に對する平均收獲量とを考察する時は、桑園一反步より平均收繭百餘貫、原蚕一枚に對しては成繭六斗除、製絲家が此等の繭より繰出す絲量は又僅々八匁內外に過ぎない、のみならず桑園反別は年々增殖して一反步に對する收獲量は年々減少の趨勢を表はして居る、收繭に於ても絲絲量に於ても亦同樣である、如斯有樣で如何して滿足する事が出來よふか、轉た慨歎に堪へないのである、今此等に就て少しく考へて見たいと思ふ、固より蠶業と云へども事が廣いから此處では專に蠶業に就て考へて見たいのである。

「さて我々が汗水を垂らして蠶業をするの目的は何であるかと云へば、此に依つて得た利益を以て幸ふ農家經濟の足しにする。（所謂蠶業專門の本場地方は暫らく措き）則ち是である、此の故に蠶兒の衛生上如何に良好なる方法手段が有つても若し經濟上に於て、不利なる場合には到底此れに從ふ事は出來ないのである、然るに一般養蠶家の爲す處を見るに、一陽來復春風駘蕩かく桑芽綠を吐くの候となれば、此れが準備に一點の遺漏なく、蠶兒の孵化する時は足寸步も蠶室を出る事なく、晝夜く牧繭を終る時は事全く終れりとして顧る處なし、徒らに其の數量價格等に就き喧々諤々するのみであつて、又純利の多少を論ずるもの至て少なく、只外觀的技術の競爭に苦心慘憺たるもの常々皆然りである、然し裏に負其の熱心と勉强とは感服の外なしであるが、實利を外にしての育蠶と、一方に熱中の餘り全く他を忘れ、收蚕の期を失し揷秧の時を誤るの一事に至りては、大に警戒すべき事ではあるまいか、余は何處迄も體裁のみを主とする所謂虛飾的養蠶家は之を排斥する。

元來養蠶は我國特有の事業でもなく、又我のみか氣候に好適であるとは言へない、然るに歐羅海外の蠶業國を見る時は蠶業家として受くべき天然の恩惠は我が國より數等の上にある、伊佛然り、清國又然りであるに拘らず、伊太利、佛蘭西

の如きは近年共に競ふて奬勵保護の政策を實行し、殊に隣邦清國朝鮮の如きも近來斯業經營の急務なるを曉りて學生を本邦に派し、或は師傳を我國に聘して之が振興を促し來り斯業の瀾漫改進の方途に向ひつゝあるの今日であるからして、將來に於て年は一年より世界生絲の產額は增加し、勢ひ需給の衡を失して生絲價格の下落するは、當然の事であるから、當業者たるものは此の未來を豫想して此に處するの覺悟がなけらねばならぬ、覺悟とは何であるか、則ち今少し經濟的觀念を以て事に從ひ、若し今日より一層繭價の下落する事があつても綽々として尙餘利ありと云ふ程度に進歩を謀る事である此は決して杞憂でないと思ふ、固より此の目的を達せんとするには其の方法手段も多方面に渉らざるを得ない、則ち先づ良質の桑葉を多量に收穫せざるべからず、其の他蠶種及飼育上消毒上に於て一層の注意研究を要するは云ふ迄もない事であつて、此等に就きては他日を以て大に云はんとする處であるが、此處には暫らく此を措き、夫れよりも第一に注意すべき事は、此の業に從事するに當りて之れが收支計算を詳細明確ならしむる事であろうと思ふ。

是は最も重要な事であるにも拘らず、從來等閑に附せられて居る樣に考ひられる、而して此の事たる素と我が農蠶界に於ける遺傳的弊風で有て獨り養蠶上計りではないから、今遽かに此れを責むるは無理なる注文に屬するかも知れないが、弊は則ち弊であつて、此れが爲めに被る處の影響は知らす知らずの中に莫大であるからして、何處迄も此れを矯正しなければならぬ、敢て複記法と云はず、單記法と云はず、要は經濟上に於ける收支移轉を明にして其の損益の程度を知ると同時に、將來の方針を決定するの資に供する事を得れば充分である、從來我が農蠶界に於て比較的經濟上に於る實體を擧る能はざるは、其經濟上に於る收支の不明なる爲め、作業上心を用ゆる事粗漫なる事杯は大に與イ力あると思ふ、故に若し此の弊にして矯正するを得たならば、自然實利的觀念を惹起する事一層切に、從て勞力、桑葉、器具等の貴重なる事を曉り、其の取扱を丁重愼密ならしむる事を得るのであらうと思ふ、然し或人は云はん、陳腐聞くに堪へずと、成る程一應は尤もに聞へるが、吾輩は如何しても首肯する事が出來ない、何ぜなれば此れを言に於てこそ陳腐であれ、實行に於ては決して陳腐でないのである、時世の推移すると共に、社會凡百の事新奇を競ふは人情の常にして、爭て新しきを言はんとし又新しきを聞かんとす、此事誠に好し、然しながら余は一言を呈したい、此れと同時に實行して貰ひたいと、凡そ如何なる事業であつても基礎を經濟の盤石に築くに非ざれば早晩困憊の之れに伴はざるは稀にして、時としては斯業の退歩を來し又挽回する事が出來ない樣になるかも知れない、當業者たるもの、技術的進歩を謀るに鋭意熱心なると同時に、此の心を以て根底より經濟的進歩の扶植に努めん事を希望に堪へないのである、余此の頃一書を得た題して蠶養育手鑑と云ふ、正德二年上州の人、馬場重久氏の著にかかる、内に記するあり(算盤は應する數の證據にて合點すれは疑もなし)と、句調俗なりと雖も眞理は則ち此の内にありと信ずる。

桑の細菌病（承前）

農學士 理學士 學蠶委員 堀 正太郎

誘因、種々の誘因中で本病の發生を幇助する最も有力なるものに就て、其關係の明かなもの丈けをこれから說明致さん。

溫度と發病との關係は判然と認むることが出來なかつたが濕氣との關係は判明であつて、實に本病を誘發する最大誘因であつた、普通農家の謂ゆる氣候の加減とは即ち主に此濕氣との關係を言つたものである、本病が昨三十八年に特に烈しく發病したのは即ち此氣候の加減であつて、昨年は春來非常に霖雨が多かつたからである。濕氣が多ければ總ての黴菌類の發育が宜しいのであるから、寄生する機會さへあらば直ぐに植物を侵害して病害を發生するのである。有ゆる病菌は何時でも何處かに生存して居るのであるけれども、一昨三十七年の樣な旱歲には濕氣が少いから發育することが出來ない。故に雨歲には病害の多いことが通例となつて居る。併し幾ら雨が多くて黴菌の發育に適して居ても他の關係からして病害を起さないことがある。

其關係は種々あるが、先づ第一は桑の種類及び仕立方である。群馬縣で本年發病した桑は靑木鬚といふ種類に限つて居たといふても差支ない位であつて。他の種類の桑には殆んど細菌病を見なかつたのである。小さい目に見えない病斑の出來たものは或はあつたかも知れんが、黑枯をする樣な大被害を受けたものは他になかつた。それから面白いことには靑木鬚の桑園中に十文字といふ種類の桑が一二本混じて居たところが此十文字は全く無害であつて、周圍の靑木鬚丈が非常に慘狀を極めて居つたのを見た。處が同じ靑木鬚種であつても植付後二三年乃至四年位の樹の勢ひの盛んな分は被害が甚しくつて、五六年以上も經た古木は害が少かつた。又一昨年植付て、昨年初めて鎌入れをした後に伸びた新梢は、被害が特に甚しかつた、てあるから壓條中の苗畑の桑が被害か多かつたのである、要するに若木の勢ひの盛んなものに害があつて古木や高木作には殆んど被害がなかつたといふても宜しいのであつた。何故に種類としては靑木鬚が被害が多くして、それから又同し靑木鬚でも若木に被害が多くて、老木や高刈等になかつたかといふことは、後に說明することに致さう。

肥料の品質數量及び施肥の時期等に關しては我輩の調査は短時日であつたから、判然と其關係を見出すことが出來なかつた。又群馬縣試驗場の佐伯倉人氏の調査に依るも判然しなかつたといふことである。けれども精密に調べて見たならば必ず或關係を見出されたのであらうと信ずる。

この外或處では利根川の堤外に被害が多くて、堤内の桑畑に少ないなどいふ人があつたけれども、他の地方へ行くと全く反對の事實があつたりして、これも發病地を一々精細に調べて見たならば、或は其關係を見出すことが出來たかも知れん。要するに柔かい桑が被害があつたといふとに歸着する。

歷史、明治二十三年(西曆一八九〇年)に伊太利の「クボニイ」氏（Cuboni）及び「ガルビニイ」氏（Garbini）は、同國ヴェ

ロチに於て發見した病菜から一種の細菌を分離して、その純粹培養を桑の葉に接種して見たところが、同じき病氣を起したから、それが病原菌であるといふことを確めたのである。それからその病原菌は蠶の軟化病を起す病菌に酷く似て居たからして、蠶に接種試驗をしたところが、その蠶は軟化病の特徴を現はして、三日目に斃れたといふことを報告した。これが桑の細菌病研究の初めである。

明治二十五年（西暦一八九二年）に至つて「マキアティ」氏（Maciatti）は前に「クボニィ」氏及び「ガルピュイ」氏が病桑から分離した細菌を研究し、兩氏の發の如く双球細菌屬（Diplococcus）のものにあらずして、桿狀細菌屬の一の新種であるといふことを確め、尚ほ「クボニィ」氏が初めて檢出した名義を表彰する爲めに、其細菌に「バチルス・クボニアヌス」（Bacillus Cubonianus）といふ學名を附けたのである。

翌二十六年（西暦一八九三年）に至り佛蘭西の「ボイヨー」氏及び「ラムベル」氏（Boyer et Lambert）は桑苗に一の新病害を發見し、その病氣は成木した桑の葉や新梢に起るものと同一で一種の細菌から起るといふことを發見したから、其病菌に「バクテリウム、モーリイ」（Bacterium Mori）といふ新種名を附けて報告をした。併し其記載が誠に單簡であつて屢ゝ培養にては半球形の黄白色な集落を生じ、桑の稍を害して其發育を妨げるといふ丈であるから、「マキアティ」氏菌との異同を判別することが出來ないけれども、多分同じものであらう。

その後明治三十年（西暦一八九七年）になつて「ペッオッ」氏（Peglion）は本病に就きて詳しい報告を中央細菌雜誌第二部第三卷に登載した。又同年に「マック、アルピン」氏（Mac Alpine）は濠洲「ヴイクトリア」州に於て病を發見し、單簡な記事を植物病理雜誌第八卷に登載した。

これを以て見ると本病が桑を侵すところは何處にもあつて廣く世界に分布して居る模である。

斯つて我邦の歷史を調べて見ると、古いことは判らぬが、明治三十四年の夏群馬縣下の何處だか不明であるが、本病を發生したものと見え、その標本を小貫信太郎氏が同縣農事試驗場より貰ひ受けて持ち歸つたことがあるが、これが即ち我邦が本病を見た初めである。然し遺憾なことには該病が群馬縣の何處に何時頃發生したものかゞ不明である。察するに昨三十八年に大發生した地方であらうと信ずる。當時野村產太郎氏は本病に就て多少調査された樣であるけれども、公にされた報告がないから、詳細なことが判らない。

その後久しく本病の發生に就て見聞したことがなかつたが明治三十八年は非常なる雨續であつた爲めに、諸處の桑園に本病を發生したものと見え、先づ六月下旬に群馬縣群馬郡その後八月上旬には山梨縣甲府附近に發生したと見えて、被害桑の葉と枝との標本を山崎新太郎氏から送つて來た。その後十月初旬になつて群馬縣下に本病が盛々蔓延猖獗を極めて被害が甚しいとの報知を得たから、實地を視察した所が、想像以上の被害であつた。此處には他の府縣の桑園にも必ず多少の發病があつたに相違ないけれども、被害か少なかつた爲めか、少しも報告に接しなかつた。

（未完）

天蠶及柞蠶絲に就て

（第百五十九號の續き）

通常會員　松下憲三朗

柞蠶事業の有望なる前既に述べたるが如し、更に進て本業の起源に就き聊か記述を試み漸次現今に於ける狀勢に說き及ばさんとす。

天蠶及柞蠶の起源　柞蠶は本邦に於ては明治の初年頃より始まりたるものにして其起源は支那より柞蠶種卵の輸入せられたるにあり、差し柞蠶の始原產地は支那にあるもの、如く古來史乘に記するの所のもの既ね地方支那にあるも見れば最も古き歷史を有するは支那北部なりと云ふを得べし、柞蠶は支那に於て一般に山繭と呼び、歐州に於て（Tassor）と稱する所のものなり、清國に於ける柞蠶繭產出の主なる地は山東省及奉京省にして四川省、貴州省、河南省にも又多少の產出あり就中盛京省遼島半島并に山東省東南山地一帶の地方は其產額頗る豊大なり、而して山東省萊州掖縣泉湯地方に於ける柞蠶業は今より百餘年前既に盛んに行はれたるものにして、遼東地方に於ける蓖麻蠶柞等又古來柞蠶の產地盛を極め、漸次鳳凰城、安東縣地方に傳播して遂に寬甸縣、懷仁縣等にも盛に行はるゝに至れり、現今にありては遼東半島は東清鐵道の東部帶の地に於ては飼育せらるゝの地方なく原野は殆ど柞樹を以て覆はれたりと云ふも敢て過言にあらずと云ふより、而して是等新開の地は將來益々有望にして殊に安

天蠶の起原に至りては甚だ漠として詳かならざる點多しと雖も、口碑の傳ふる所によれば蓋し天明年代の頃にあるが如し、而して常時の飼育法は極めて未熟にして椚叉は楢等の枝を伐採して水甕等に挿み、之に蠶兒を放ち時々飼料樹を変換して飼育したるが如き迂遠の方法なりしと云ふ。

爾後人智の發達と積年の經驗により漸次其方法を研究改良して遂に飼育林を仕立てゝ之に放飼し以て其生育に自由を與ふるに至れり、而して前法に據るものは資本を要すること多きのみならず病蠶の多出するもの多かりしが爲め收支相償はずして失敗に歸したりしも、後法に從ふものは鳥、虫、及獸類の爲めに食害せらるゝの損害なきにあらずと雖も、自然の風光は彼れが生育に多大の助長を與へ、結局粗放的飼育の勝利を占むるに至りしなり。

尙一説によるに信州有明地方に於ける天蠶は今を去ること八十余年前、即ち文政の頃山林に於ける櫟及楢樹等に偶々寄生せる該虫を採集して飼育したるに始まり、其當時は天然林に放養するに止まりしも、弘化年間に至りて飼育林を設けて之を放飼し、文化年間益々盛大となり有明地方に櫟及楢の殖林盛んに行はるゝに至りたりとも云ひ、又他の一説には天保七年北安曇郡松川村の人平林彌左衛門なるもの尾州より天蠶の種子を持歸りて飼育したるに始まるとも云ふ、之を要するに本邦に於ける天蠶の起原に就ては實に漠として其要領を得ずと雖も、今を去る事約百年前に於て既に行はれつゝありしは明かなる事實なるが如し。

降りて今を去る事二十余年前即ち明治十七八年の頃、支那産柞蠶種の渡來して一時全國各地に傳播したる事あり、而して當時にありては柞蠶絲の製造を目的とするにあらずして、單に柞蠶飼育の有利なる事を唱導して以て種卵の製造を主とする所謂投機心の發動に過ぎざりしを以て、人工によりて飼料樹の枝を切り來りて竹筒等に挿み、外圍に竹簀等の被覆を設けて飼育するが如き集約的方法によりしを以て、病蠶續出して收支償はず爲めに倒産の厄に罹りしもの尠からざりし、斯の如く該事業の一時に勃興したる由來を尋ぬるに、明治八年舊開拓使の官吏河村某なる者支那野蠶養育書を讀みて感ずる所あり、之が種繭の輸入を建議せしより、時の長官黑田伯は當時北京駐剳の公使森子爵の手を經て柞蠶種繭を取り寄せ之を北海道札幌及青山勸業試驗場にて試育したるにありと、是れ本邦に於ける柞蠶飼育の始まりにして漸次茨城千葉等にて之が飼育をなすに至りしなり。

其後明治十一年信州の人曾根原林三なる者東京に天蠶社なるものを設けて自ら社長となり、翌十二年千葉縣へ天蠶教師として出張し、其際柞蠶種繭二十粒を持歸りて同年の秋及同十三年の春秋二回幷に同十四年の春と即ち四回の飼育によりて四萬二千粒の繭を得、茲に初めて有明村に柞蠶開源社を設け社員を募り、其社員に限り種繭一粒を二錢五厘宛にて分與し、同十五年の春より之を一般に販賣するに至れりと云ふ、是れ有明地方に於ける柞蠶飼育の隆盛を致したる動機にして當時柞蠶種一舛の代價六十圓以上なりしと云ふ、各地方に於て採種的の投機師の起りたる又宜なりと云ふべし、爾來年を經ると共に一時全國に傳播せる投機的飼育の殲絶したるにも

拘らず獨り同地方は天蠶と併せて之を飼育し以て今日あるを致せり、而して近來茨城、千葉、北海道等の一部に多少飼育せらるゝものありと雖も、其多くは有明地方人の出飼育若くは同地の人を聘して之を行ふものにして、其土地人の獨立經營に係るものは殆んど之れなしと云ふに至りては予輩は實に驚嘆の至りに堪へざるを得ず、況んや信州有明地方に於ける天柞蠶繭の產出は年一年と減額の傾向を示し、飼育林の改廢せらるゝもの日に多きに於ておや、今本邦に於ける柞蠶事業が斯る淺間敷狀勢に陷りて年々多額の柞蠶絲を外國の輸入に仰がざるを得ざるの狀況に赴きしは抑も如何なる原因に基くや、是素より本邦に絹織物業界に於ける柞蠶絲の處理法未熟にして需要多からざりしもの是が主因をなすと雖も、飼育の方法、製絲の方法等の甚だ拙劣にして利潤從て多からざりしの致す所なるべし、今や漂白染色の術は頗る長大足の進歩をなして滿足なる絹絲代用品として遺憾なく機業家に歡迎せらるゝと同時に、柞蠶絲の需要は非常の勢を以て進み、年々輸入の額實に異例の比を以て增進せり、此秋に際し我蠶絲業者は徒らに袖手傍觀所謂對岸の火災視するの時にあらず、宜しく飼育法の改良製絲法の研究をなし、以て內地に於て吾需要を滿たすべく生產に從事し、更に進て滿洲に於ける利源を開拓せざるべからず。

尙爰に一言を要すべきものあり、其は信州有明地方に於て古來飼育し來りたる天蠶は本邦固有の特產種にして、是れより生產する天蠶絲は頗る優美なる色澤を有し、絲質良好強伸力の豐富なる等到底柞蠶絲の及ばざる所にして其價も亦貴し、斯かる貴重の生產を有しながら、一朝柞蠶種の輸入せらるゝや、其品質比較的劣等なるにも拘らず常に天蠶と併行して之を飼育し、或は將來反て柞蠶に其位置を奪はるゝの觀あるは何ぞや、是兩種の飼育上に相違の點ある所以なり、今其要點を擧ぐれば左の如し。

一、柞蠶は二化性にして春秋二回の收繭を得るも、天蠶は一化性にして春季一回の收繭に止まる。

一、柞蠶は虫性强健にして飼育容易なれども、天蠶は之に反し虫性纖弱にして寡雨多濕に抵抗する力少き事。

一、柞蠶は如何なる土地をも撰はず一般の山林原野に放飼せらるゝも、天蠶は土地高燥四面開豁の地にあらざれば能はず、故に天蠶の飼育林を設くるは一定の土地に限らるゝ事。

右述べたる兩者の相異の點は以て柞蠶の飼育比較的隆盛を來せし所以ならんか、然りと雖も天蠶の生絲は實に柞蠶絲に比すれば其品位優良にして製絲容易に需要も又多ければ、其飼育法を研究して之が缺を補ふと同時に、一方に於ては斯業に從事するもの宜しく各地に於ける氣候の關係及地勢の狀況林相の可否、其他に關する現況に鑑み、天蠶の飼育に適するの地には之を飼育し其適せざるの地には柞蠶飼育の奬勵をなし、兩者相俟て相當の利益を收むる事恰かも家蠶の春、夏、秋季に於けるが如くせば斯業の隆盛期して俟つべきなり、況んや天柞蠶は家蠶の如く貴重の飼料と勞力を要せず、山林原野に放飼して自然の生育に任するの便あるに於てをや。

（未完）

胚子の發育に就て（承前）

通常會員　池田榮太郎

脚及前後消食管の生成　胚子は休眠期に達すれば殆んど其發育を停止し、如何に盛夏金を銷すの候に遭遇するも發育せず必ず或期間一度低溫を經過して後高溫に感ずれば再び發育を始むるものなり、彼秋期に於て黠々産卵の發生を見ることあるは必ず其以前に於て不時の低溫に感じたるが爲めなり、然れども幾度の低溫に幾時間遇はしむれば發生するものなるや又幾何の低溫に幾時間遭遇せしむるを適當とするやは今日尙ほ不明の間にあり攻究せざるべからず。

第十二圖　出穴當日（半日高溫に遇はしめたるもの）

右の如く越年性の蠶卵は寒冷を經過して再び發育を始む、予は休眠期以後の調査を専ら祖母岳風穴より出穴せし者に就て行へり。

休眠期後に於ける胚子の調査は左の經歷をなせる卵に就てせり。

蠶種製造地	熊本縣益城郡隈內村
催青當時の溫度	華氏七十五度內外
風穴貯藏期	明治三十七年二月五日
入穴當時の氣溫	華氏四十八度
以上風穴內の溫度	華氏二十七度
出穴期日	八月十日
蠶卵固定中氣溫	華氏八十度前後

第十二圖は即ち風穴より取り出して半日八十四五度の溫度を加へたるものにして、其體稍收縮し背面の中央に縱溝を生じたるが如き觀を呈す、是其兩側脚及口器を生ずるが爲めに隆起するが故なり、出穴二日目（第十三圖）に至れば一層其長さを減じ頭褶の背面中央より外胚葉の陷入を生じ、次て尾褶の中央よりも又陷入部を生ず、而て各節就中先に第七環節まで外胚葉の突起一對づゝを出し、出穴三日目のものは尙ほ一層長さを減じ幅を増し右の突起益々隆高し頭褶の前端更に二本の角の如きものを生ず、今之を縱斷するときは第十五圖の如き形狀を呈す、即ち兩端よりは口及肛門の陷入部深く凹進し各節悉く隆起を有するを見るなり、是此時期は十八個の各環節に皆脚を生ずるものなり、然るに第八、九及第十四、十五、十六、十七、環節の隆起は漸次縮小し、第一、二、三、四、五、六七、十、十一、十二、十三及十八の隆起のみ益々膨大伸長すること第十六圖に示すが如し、即ち第一環節上方の角狀突

第十三圖

出穴二日目

第十四圖

出穴三日目

第十五圖

十四圖の縱斷　(イ)口の陷入　(ロ)肛門の陷入

起は相合して後に上唇となるもの、口部陷入の兩側下方に垂れて生ずるものは觸肢となるべきものにして、第二節のものは上顎となり、第三節のものは下顎となり、第四節のものは相合して下唇となり第五、六、七環節のもの胸脚となり、第八、九節のものは後に全く消失し、第十、十一、十二、十三節のものは腹脚となり、第十四、十五、十六、十七節のものは尾脚となるものなり、然れども第十六、十七の二節は第十八節と後に合して尾部を構成するものなり、今之を縱斷するときは第十七圖の如き形狀を爲し、頭尾兩端の陷入部は益々陷入して食道及腹部（前部消食管及後部消食管）の初期を造り、口器及脚部は單に外胚葉の突出せるのみにて内面には内胚葉重なり居るのみ。

第十六圖

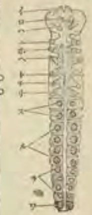

出穴四日目

第十七圖

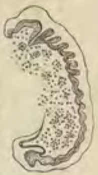

第十六圖の縱斷

胚子の回轉及中部消食管の構成　以上の程度まで胚子の發育するは關東地方にては四月初めまでにて日向の如き暖地にては三月中旬頃なり、之より胚子は收縮して眞直となり、口器は殆んど口の周圍に合集し（第十八圖）尾部又殆んど一環節を失せるが如く十七、十八節相癒合す、今之を縱斷して檢するときは腦球既に形成し又腹部神經球の初期を生成す（外胚葉より）而して内胚葉は其兩緣端漸次延長し（二十一圖）羊膜又前後左右より延伸し遂に内胚葉は全く離れて胃の半面を作り、食道及腸管は益々陷入して胃と相連着するに至る（然れども未だ連孔せず）此時に至れば第二下顎（下唇の初期）の中央より外胚葉の陷入を初め絲線の導管を構成するを見る。胚子が斯の如く發達するときは風穴より出して五日目にして、春蠶にありては十日乃至二週間前なり、之より胚子は其位置を轉ずるものにして、是まで例へば右側にありしものは左側に變じ、之と同時に是まで胚子の背面なりしところは轉じて腹面となり（即ち

第十八圖

出穴五日目

第十九圖

第十八圖縱斷

第二十圖

出穴五日目　胚子回轉

是さて胚子の背面は蠶兒の腹面となるものなり）即ち蠶に始めて胚子の背腹位置は蠶兒の背腹位置と同一となり其腹面匹に完全せるものなり、此時に至れば内胚葉は全く外胚葉と分離し内胚葉と外胚葉の間に中胚葉を生ず（之より以後は外胚葉を上胚葉と呼び内胚葉を下胚葉と稱す）而して胃の上背面の過半は未だ蠶合せざるも卵黄は胃となる部分だけに密に集合しあること第二十圖に見るが如し、此際に至れば腹部神經球は殆んど半圓形を呈し羊膜は又著しく伸長して第二胸脚の背面のみを以て胃と體外の卵黄と相通せるのみ。

胚子が斯の如く回轉するときは體の前部は著しく變形し、腦神經は恰も海老の眼の如く大球に顯れ、口器は恰も指頭を出せるが如く口の周圍に突出す、故に以前の四個環節は合して一環節となれり。（後に頭部となるもの）

第二十一圖　胚子回轉を設きたる序を以て卵内胚子の位置

（胃形成の順序（胚子横斷）

羊膜　イ　外胚葉　ロ　内胚葉　ハ

羊膜　イ　上胚葉　ロ　中胚葉　ハ　胃壁　ニ

第二十二圖

胚子の回轉終りたる頃より上胚葉陷落して氣門の初期を形成し出穴七日目に至れば明かに氣門を認むるに至る面して胸背部臍孔（卵黄と連絡するところを子は臍孔と假名す）全く蠶合すれば此蠶合内部の中胚葉は背脈管の初期を造り、此もの管狀を爲して前後に延長し完全なる背脈管を構成す、然れども未だ卵巢睾丸の一側に形成……或は胚子或一側より他の一側に回轉す云々と記せり、然らば此一側とは卵の位置の左右何れになるかを明かに調査せざるべからず、子の實驗にいれば左側或は右側と一定せるものにあらず、故に左側にありたるものは右側に、右側にありたるものは左側に回轉するものなり、想ふに卵の轉管中に生成するに表裏あることなく、其表裏は産下する際に於て卵紙に附着する關係により生ずるものなるべし、即ち卵管中にあるときの位置より云ふときは或は胚子形成の位置或は一定するものなるべけれども、卵管を離し出でて膠着するの際は其何れの面を上と何れの面を下と一定することなかるべし、從て假に卵の甲面を以て附着せる胚子は左側にありとすれば乙面を以て附着せる胚子は右側なるの理なり、胚子形成の位置卵に依て異なるを見る圖より其所なりとす。

氣門背脈管及生殖器本部の形成　胚子の回轉終りたる頃より上胚葉陷落して氣門の初期を形成し出穴七日目に至れば明かに氣門を認むるに至る面して胸背部臍孔（卵黄と連絡するところを子は臍孔と假名す）全く蠶合すれば此蠶合内部の中胚葉は背脈管の初期を造り、此もの管狀を爲して前後に延長し完全なる背脈管を構成す、然れども未だ卵巢睾丸

丸の區別を知る能はず。

出穴六日目に至れば臍孔細小となり、七日目のものは全く蠶合し初めて卵内容と關係なき獨立の胚子となる（奉蠶にては發生十日乃至二週間前ならん）然れども胃と前後消食管とは未だ開通せず（第二十四圖）尚ほ上顎の基部よりは嘴線の導管となるべき上胚葉の陷入を生じ、後部消食管陷入の殆んど入合目頃の兩胚より腎臟管となるべき外胚葉の陷入を生じ、即ち蠶々發育き胸脚の如きは明かに三環節を認むるに至る。神經の完成　前述の如く神經球形成の初期は胚子の體壁收縮して異直となり尾端に近き環節一個を消失したるときにして、尾節を除きたる他各環節に一個づゝ成形するが故に十六球を生ずるの理なり、而して其第一節の球は前腦となり、第二第三球相接列して腦球を造り、第四節のものは食道下神經球となり、（以上頭内に生成）以下第十六節に至るまで各節に之を生ずるなり、故に初めは十六球あるものなり、然れども通常腦を第一球稱として食道下神經球を第二球と稱し以下順序に三、四、五、六……十三球を以て終る、第十三球は始め第十五及十六節に生じたるものなり（二十四圖參照）尾部構成するに至り十六節のものは十五節に合一して大球となり、此合一したるもの更に十四節（蠶兒の十節）と連接して瓢形を爲すに至るものなり（二十七圖參照）又神經球形成の始めは頗る大形なるものなるも完成するに至れば愈々縮小するものなり。

胚子愈々完成せんとす　胚子は愈々發育して出穴八日目に至れば體の所々に毛を散生し、脚には鉤爪を生じ、骨て陷入せる氣門は先端左右に分岐して丁字を呈し、遂に丁字形の先端互に連接して縱走氣管を構成し、前部の氣門基部及第九氣門の基部よりは大なる氣管枝の分岐を見るに至る（第二十六圖にして體外より透視するを得）今之を縱斷して内部の構造を檢するに背脈管は殆んど完成し、嗉線亦深く陷入し絲腺亦

第二十三圖

出穴七日目

第二十四圖

第二十三圖の續

ハ　脊狀管

ヲ　生殖器本部

第二十五圖

出穴八日目

長く縦走して中央小屈折を造り、筋肉は匠に牢は構成せり、然れども前後消食管と中部消食管とは未だ完く開通せず。

第二十六圖

蚕穴九日目
發生二日前

(イ)前腸
(ロ)唾腺

出穴九日目（發生二日前）に至れば胚子の體軀殆んど完成し毛は其數を增し第二環節孵孔癒合部を境として前後に続くことと第二十八圖に示すが如し、此時に至れば外皮は黄褐色を呈して「キチン」皮を造り、頭部は又堅牢なる「キチン」皮となり、口器全く成り、單眼亦明かに完成し、鉤爪愈々鋭利となる、而して此時に至れば第九環節以下は急に延伸したるが如く内部に屈曲せるを見る（二十八圖）。茲に於て胚子は羊膜漿液腔等を食ひ破りてこを嚥下するが故に前後消食管は始めて開通し前胃及び中胃は爲めに黒色に膨大せるを見るなり、特に前胃（即ち食道）中に以上の嚥下物充滿して非常に膨大せるなり、是れ前胃の界膜破るゝ以前にて壓力高まりたるが爲めに然るものならん、此時に至れば胚子を卵殻を透して見ることを得るなり、俗に之を青むと稱す、即ち胃中に漿液充滿して黒緑色の胚子を認むるものなり。

第二十七圖

第二十八圖

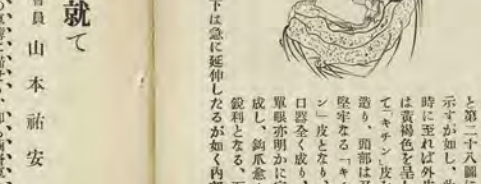

第二十七圖縦斷

胚子如斯發育するときは殆んど完全なる蟻となり、一日以上の温度を待て體軀強靱となり、卵門の一端を噛み破りて初めて外界に出づるなり、之を孵化或は發生と云ふ。

獲鼠　佐賀縣士族　山城　利貞上

たいかひは海にくゐねにかつら剥
からわたりてもめくる拳かな

繭の解舒に就て

特別會員　山本祐安

從來絲量の多少、二繭層の厚薄に關せず、即ち繭層厚きものは必ず解舒良好なりと斷言し得ざるが如く、繭層薄きものは必ずしも解舒不良なりと斷言し得ざるが如く、其厚きものより絲量多きの現象あるは子蛾の繭を穿ち出でんが爲めに繭の内面に分泌する所謂皮黒の膠にて繭層の厚きを增すが爲めなり、彼の支那及び印度産の繭に見るが如し、今日既に當業者の知悉するところにして明かに其實例を示すまでもなきことなるが、是れ此に於てか吾人製絲家の原繭仕入の際繭質に於て最も苦心を要する點にして、繭層の厚薄にあらずして實入解舒の良否を鑑別すること至難と雖ども、若し解舒良好ならんか、絲歩總て多加之製出生絲の總本位なる生糸の品位優良にして、製絲工程進捗、結局生産費の低減を致し普く全般の經濟を助長するは吾人年來の實驗に徴して最も早勘すべからざる點なりとす。

支那繭及歐洲繭の解舒可良なるは彼繭の特性なるべしと雖も、本邦繭と雖も亦解舒に留意するものは毫も清歐の繭と幹違なきなり、而して解舒の良否は實に繁くべきものにして、現時繰絲のつゝある數百の繭に於て、加ふるに同一の產地の繭にして解舒の不良なるもの平均絲歩成績二割五分繰絲工程は殆んど三割の減差を示せり、繭の解舒不良は、管に絲量と工程の損耗と蒸汽の冗費に止らず、延て工賃の昇騰資金融通の沈滯等全體に影響を及ぼす製絲經濟の關係蓋し豫想の外に出づるものあるを知る。

從來共進會品評會の審査例規によれば解舒なるものは特に一項を設けたるものあれど、是れ此項目を除去し、緊緩なるもの丶項中に包含せしめて鑑定せらるゝもの丶如し、此鑑定なるものは、前述の如く單に繭の厚薄によりてのみ判定せられざれば其趣味を鑑別する頗る難事にして、年中繭の間に働作する製絲家にして尚且つ誤り易く、其の趣味を味ふるに幾多の經驗を積まざるべからずとす、斯く繭の解舒が生絲全般の工程に重大の影響を與ふるものとせば、審査上の解舒は特に優點を附與すべきものなり、特に一項を存すると又緊緩中に包含せしむるとに係らず他の項目例へば光澤、形狀等と同一の點數を與へ居るは甚だ不衛衡の極ならず や、本邦繭の解舒尚ほ改良の城に達せざる又宜なりと謂ふべきなり。

今や日露干戈の凄擾は此に變じて殖産興業の巷塵に化せんとす、此時に方り殊に重要生産の貿易にして奇も漏すべからざる我蠶業界も、各地活動の機運を呈し、戰後の經營として桑苗を補給し桑園を拓かしめ、或は共同飼育、蚕蠶教師等を普及せしめ、あらゆる方策を講じて玆ま躍奨到らざるなく、前途幾多の好望を以て期待せらるゝは蚕に國家の爲め慶ぶべきことなりと雖も、吾人も亦是に一說なき能はず、吾人敢て途を遠きに需むるものにあらずして、近く現今の桑園と產繭に於て尚ほ未だ數千萬圓の巨欵を增進せしめ得べきを信ず、即ち

論の解決に改良を加へ、直ちに以て二三割の増収を得べき好個の一捷路たるを疑はず、是れに對しては實に今一層の奮勵を要すべきにあらずや。

惟ふに繭解舒の良否は固より桐育上より生ずる蠶の健否に關する論なしと雖も、上蔟中の取扱は實に蠶の半ばを占むると云はんと欲す、故に予輩は上蔟は蠶の生命なりと稱して、桐育上如何に其の當を得るも、上蔟中の取扱粗漏なるに於ては、千日の苦勞も一日に烏有に歸するの慨あり、然るに今日幾多の蠶業家は、桐育中に重きを置くも、上蔟中に關しては深く注意せざるものの如し、是れ終を完ふせざるものにして深く注意すべきことなりと云ふ、次に最も重大の影響あるは乾繭及び貯繭の方法なり此等は更に他日を期して論及するところあらんと欲す。

雜錄

蠶蛆滅殺に關する試驗

學藝委員
農學士 中村雅次郎

是は中村農學士の東京蠶業講習所に於て研究せられ、蠶業報告第二十五號に載せたるもの抄錄したものである。

濃度により蠶蛆の滅殺、並に石油、浸水、日光により蠶蛆滅殺に關する試驗成績は、京都蠶業講習所蠶事報告第三號に於て既に之を公にしてある、又浸水により蠶蛆の斃死、並に浸水、煮湯、石油、除蟲菊、二硫化炭素「デシンフェクトール」石炭酸「ナフタリン」、靑酸加里を用ひて、蠶蛆蛹扁除に關する試驗成績は、同所蠶事報告第七號に於ても既に業に之を公にしてある、擡て本試驗の目的は、專ら蠶繭から脫出

せる連動活潑なる蠶蛆は、水、熱湯、「フォルマリン」、並に石灰水は如何なる程度に於て其生活力を奪ひ得べきやを確めんとして左の五試驗を爲した。

一　水殺試驗
二　湯殺試驗
三　熱殺試驗
四　「フォルマリン」殺試驗
五　石灰水殺試驗

第一回試驗

三十八年六月二十日朝、脫出せる蠶蛆を淺水中に投れたるに、初めは絶叫を出しながら活潑に運動したるも、次第に不活潑となり、二時二分間後には全く運動を停止した。而して浸水後經過時間を距て、蠶蛆五頭宛を取出し、其化蛹頭數を調査したるに其成績は、左の如してある。

第一回試驗成績表

浸水時間	試驗頭數	化蛹頭數
一〇、	五、	五、
二〇、	五、	五、
二、	五、	五、
三〇、	五、	四、
三六、	五、	二、
四〇、	五、	一、
五、	五、	蛹ゼリー
六〇、	五、	〇
七〇、	五、	〇
七五、	五、	〇
八〇、	五、	〇

第二回試驗

同二十二日朝、脫出せる蠶蛆に就き前試驗を反復したりしに其成績左の如してある。

第二試驗成績表

浸水時間	試驗頭數	化蛹頭數
四〇、	五、	五、
五〇、	五、	二、
六〇、	五、	二、
六五、	五、	二、
七〇、	五、	〇

第三回試驗

同二十八日朝、脫出せる蠶蛆に就き前試驗を反復したりしに其成績左の如してある。

第三回試驗成績表

浸水時間	試驗頭數	化蛹頭數
五〇、	五、	五、
五五、	五、	五、
五七、	五、	一、
六〇、	五、	蛹ゼリー
六二、	五、	一、
		蛹 前

以上三回の試驗成績によるときは、蠶蛆の大部分は浸水後六十時間を經過するときは化蛹すること能はずして斃死する樣である、然れども其强健なるものにありては六十五時間後と雖も、不完全ながら尙ほ化蛹したるが故に水殺を最も安全に行はんとするには、少くも七十時間以上浸水する必要あるのである。

二、湯養試驗

六月二十一日及二十二日朝、脫出せる鰡蛆を溫度を異にせる湯中に投じ、後或時間を距て、鰡蛆五頭宛を取出し、其化蛹頭數を調査したるに其成績左の如しである。

備考　湯溫は常に注意して一定に保ちたり。

試驗成績表

湯溫（攝氏）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數	湯溫（攝氏）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數
四〇、〇	二〇〇	五	五	四〇、〇	三五〇〇	五	一、
四〇、〇	五〇〇	五	四、	四〇、〇	四〇〇〇	五	一、
四〇、〇	一〇〇〇	五	四、	四〇、〇	西五〇〇〇	五	一、
四〇、〇	一五〇〇	五	四、	五〇、〇	一〇〇〇	五	取出したる後二三時間にしてしく蛆ざりし化蛹ざり
四〇、〇	二〇〇〇	五	三、	五〇、〇	一五〇〇	五	
四〇、〇	二五〇〇	五	二、	五〇、〇	二〇〇〇	五	
四〇、〇	三〇〇〇	五	一、	六〇、〇	一〇〇〇	五	
四〇、〇	三五〇〇	五	一、	七〇、〇	三五〇	五	

尙數回の試驗成績によるも、攝氏四十度の湯中に於ては、四十五分間にして化蛹力を失ひ斃死する、又五十度の湯中に在りては二分間、六十度に於ては一分間、七十度にては三十五秒間にして全く化蛹することは出來ぬと云ふ事を確め得た。

三、熱殺試驗

六月二十三日及二十四日朝、脫出せる鰡蛆を採り之を溫度（乾熱）を異にせる湯內に投入れ、或時間を距て、鰡蛆五頭宛取出し、其化蛹如何を調査したるに、攝氏四十度の乾熱に對しては四十分間、同五十度の場合には十分間、六十度の場合には三分間、七十度の場合には二分間、八十度の場合には一分三十秒間、九十度の場合には三十秒間にして鰡蛆は全く其生活力を失ふ樣である。

四、「フォルマリン」殺試驗

六月二十六日朝、脫出せる鰡蛆を集め、之を溫度及濃度を異にせる各「フォルマリン」中に浸漬して、其全く生活力を失ふに至る迄の時間を調査せしに其成績左の如しである。

甲　常溫度區

「フォルマリン」濃度（%）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數
三、	八時	五	一、僅に化蛹ざり
三、	九、	五	〇、
三、	一〇、	五	〇、
四、	五、	五	〇、
四、	六、	五	一、僅に化蛹ざり
四、	七、	五	一、僅に化蛹ざり
四、	八、	五	一、僅に化蛹ざり
四、	九、	五	〇、
四、	一〇、	五	〇、
五、	五、	五	一、僅に化蛹ざり
五、	六、	五	一、僅に化蛹ざり
五、	七、	五	一、僅に化蛹ざり
五、	八、	五	〇、
五、	九、	五	〇、
五、	一〇、	五	〇、

（ロ）攝氏五十度區

六月二十七日朝、脫出せる鰡蛆に就き攝氏五十度に溫めたる「フォルマリン」を以て、前區同樣の試驗を行ひたるに、濃度の如何を問はず二分間にして何れも全く其生活力を失ふことを確めた、之れは最も良法と思ふ。

五、石灰水殺試驗

六月二十二日朝、脫出せる鰡蛆を採り濃度及溫度を異にせる各石灰水中に投入し、其全く生活力を失ふに至る迄の時間に就き試驗したりしに其成績左の通である。

備考　石灰は普通消毒用のものを用ひ又試驗中は屢々石灰水を振盪せり。

甲　常溫度區

石灰水濃度（%）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數
一、	一八時	五	一、僅に化蛹ざり
一、	一九、	五	〇、
二、	二〇、	五	〇、
二、	二一、	五	〇、
二、	二二、	五	〇、
二、	二三、	五	〇、
二、	二四、	五	一、僅に化蛹ざり
二、	二五、	五	一、僅に化蛹ざり
二、	二六、	五	〇、
二、	二七、	五	〇、

以上の成績によるときは、常溫の場合にありては一%の「フォルマリン」には十三時間、二%の「フォルマリン」には十二時間、三%及四%の「フォルマリン」には九時間、五%の「フォルマリン」には七時間にして鰡蛆は全く其生活力を失ふ樣である。

乙　高溫度區

（イ）攝氏四十度區

六月二十二日朝、脫出せる鰡蛆を採り攝氏四十度に溫めたる「フォルマリン」中に浸し、其全く生活力を失ふに至る迄の時間を調査したるに其成績左の通りである。

「フォルマリン」濃度（%）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數
一、	一〇時	五	〇、
二、	四、	五	五、
三、	五、	五	五、
四、	六、	五	四、僅に蛹命を保ちしも化蛹ざり
五、	八、	五	〇、
六、	一〇、	五	〇、 前同
一、	一二、	五	〇、
二、	一四、	五	〇、
三、	一五、	五	〇、
四、	一六、	五	〇、
五、	一八、	五	二、僅に化蛹ざり
六、	二〇、	五	〇、
一、	二二、	五	〇、
二、	二四、	五	〇、
三、	二五、	五	〇、
四、	二六、	五	〇、

右の成績を見れば、攝氏溫度四十度に於ける「フォルマリン」に對し、一%の場合には二十八分間、二%のものは二十分間、三%のものは十六分間、四%及五%のものには十二分間にして鰡蛆は全く其生活力を失ふ樣である。

（ロ）攝氏五十度區

六月二十七日朝、脫出せる鰡蛆に就き攝氏五十度に溫めたる「フォルマリン」を以て、前區同樣の試驗を行ひたるに、濃度の如何を問はず二分間にして何れも全く其生活力を失ふことを確めた、之れは最も良法と思ふ。

五、石灰水殺試驗

六月二十二日朝、脫出せる鰡蛆を採り濃度及溫度を異にせる各石灰水中に投入し、其全く生活力を失ふに至る迄の時間に就き試驗したりしに其成績左の通である。

備考　石灰は普通消毒用のものを用ひ又試驗中は屢々石灰水を振盪せり。

甲　常溫度區

石灰水濃度（%）	浸漬時間	試驗頭數	化蛹頭數
一、	一八時	五	一、僅に化蛹ざり
一、	一九、	五	〇、
二、	二〇、	五	〇、
二、	二一、	五	〇、
二、	二二、	五	〇、
二、	二三、	五	〇、
二、	二四、	五	一、僅に化蛹ざり
二、	二五、	五	一、僅に化蛹ざり
二、	二六、	五	〇、
二、	二七、	五	〇、

以上の成績によれば試験中屢々石灰を振遍するときは、一%の石灰水には二十一時間、五%のものには二十時間、一〇%のものには十九時間、二〇%のものには十六時間にして蠶蛆は全く其生活力を失ふ様である。

乙 高温度區

（イ）攝氏三十度區

六月二十五日朝、脱出せる蠶蛆を攝氏三十度に温めたる石灰水中に投じ、其生活力の全く失ふに至るまでの時間を試験したるに其成績左の如してある。

備考 試験中温度は一定に保ちたり。

石灰水濃度(%)	浸漬時間	試験頭數	化蛹頭數
一、	五、	五、	五、
一、	六、	五、	五、
一、	七、	五、	五、
二、	五、	五、	五、
二、	六、	五、	五、
二、	七、	五、	五、
三、	五、	五、	五、
三、	六、	五、	五、
三、	七、	五、	五、
四、	五、	五、	五、
四、	六、	五、	五、
四、	七、	五、	五、
五、	五、	五、	五、
五、	六、	五、	五、
五、	七、	五、	五、

石灰水濃度(%)	浸漬時間	試験頭數	化蛹頭數
一〇、	五、	五、	五、
一〇、	六、	五、	五、
一〇、	七、	五、	五、
二〇、	五、	五、	三、
二〇、	六、	五、	一、
二〇、	七、	五、	〇、

以上の成績を見れば、二〇%を除くの外何れも浸漬時間五時間にして、二〇%のものにありては六時間にして蠶蛆は全く其生活力を失ふ様になる。

（ロ）攝氏四十度區

同二十九日朝、脱出せる蠶蛆につき（イ）區と同目的同方法を以て試験したり、其成績左の如し。

石灰水濃度(%)	浸漬時間	試験頭數	化蛹頭數
一、	五、	五、	五、
一、	六、	五、	五、
一、	七、	五、	五、
二、	五、	五、	五、
二、	六、	五、	五、
二、	七、	五、	五、
三、	五、	五、	五、
三、	六、	五、	五、
三、	七、	五、	五、
四、	五、	五、	五、
四、	六、	五、	五、
四、	七、	五、	五、
五、	五、	五、	五、
五、	六、	五、	五、
五、	七、	五、	五、

石灰水濃度(%)	浸漬時間	試験頭數	化蛹頭數
一〇、	五、	五、	五、
一〇、	六、	五、	五、
一〇、	七、	五、	五、
二〇、	五、	五、	三、
二〇、	六、	五、	一、
二〇、	七、	五、	〇、

以上の成績によれば一%の石灰水中には三十五分間、一〇%のものには三十分間にして蠶蛆は全く其生活力を失ひ化蛹すること能はざる様になりし。

結論

以上の諸成蹟を綜合すれば蠶蛆は乾温を問はず高熱に對して抵抗力最も弱く、冷水に對して最も強くあるし、又「フォルマリン」及石灰水の如き消毒劑に對しては劑合に抵抗力強き様であるから最も安全で且最も迅速なる蠶蛆の滅殺法は、攝氏五十度以上の湯中に之を投ずるか、若くは同七十度以上の乾熱に觸れしむる事である。

名古屋製絲所の蠶種改良

通常會員 小竹政治

繭の良否に二種の別がある、一は蠶種特有の性質より來れる先天的に屬するものと、一は作柄の豐凶飼育の巧拙等に基ける後天的の良否である、熟々生絲製造上に影響する現時の狀態を觀察せば、後者に屬するの至て大なるが前者も亦忽がせにする事は出來ぬ、殊に優良なる生絲の原料として製造力の增加、纖度の整齊、類節の減少、色澤感觸の快美を計らんには先天的種類の良否之れが根蒂を爲すこと本所積年の經驗上に鑑み明かに悟る所である。

往年本所購繭中伯州産の又昔がありし俗に佐竿又と云ふのである、品質佳良にして當時萬繰中の一點紅として注目せられて居た、數後年を經入使用せるに常に同一の成蹟を擧げたのである、茲に於て敢て偶然の結果でなく該種類が他に卓絶なるに基因することを信ずるに至つたのである。

其特質として左の利點を認識するに至つたのである。

一 解舒良好にして製造力を增進する事

二 生糸の品位優良なる事

特に纖度整齊なると類節の寡少なるとは最も著しき點である。

三 繭粒均一にして不良繭甚だ寡なき事

四 氣候不順の影響に因り繭質を指傷する程度比較的少なき事

然れとも蠶種上不利の點多ければ來だ俄かに採否を決する事が難い爲めに進んで蠶兒飼育の難易利害を研究するの要は起つた、仍て各地熱心なる養蠶家に乞れが委托試育を頼みたる結果は異口同音に虫が强壯で飼育が容易く食桑日數は稍々短かく且不良繭少なきが爲め桑葉に對する上繭の收穫割合に多いと云ふ事に歸着した、茲に於て彼我利益の大なるを確めたれば然一般養蠶家に飼育を勸誘するに決したのである。

以上の如く愈々積極的奬勵に着手せるは一昨明治三十七年て其方法は左の通りである。

一、原産地たる伯州東伯郡中有力なる製種家數名に托して東伯蠶種改良會なるものを組織して貰ひ當所よりも技術者を派遣して嚴密なる監督の下に專ら該種を製造する事とした。

但し該種紙の裏面に（原名古屋製糸所特撰蠶種の證）又昔の印章を押捺して之れが證明をなし、僞物を防ぎ好商蠶の毒手に陷らざるやう特に養蠶家に注意を與へてあつた。

二 右蠶種は普ねく希望の養蠶家へ配佈し成繭は本所にて購入し其際代金を差引徵收することを約束した。

三 養蠶組合の設立と共同販賣とを奬勵上各地に出張して其必要と利益とを唱導した、猶養蠶の改良を謀らん爲め技術者を遣はし、各地に養蠶講話を爲さしめたのである。

四 春期養蠶中該種飼育の組合又は各戸に巡廻教師を遣はし實地指導の任に當らしめた。

五　奨勵の効果を表彰し機と思ひ生産額の多數と品質の佳良なる者とを優ねたる組合又は各戸に付き賞與法を設けてある即ち左記の通である。

養蠶共同組合奨勵法

一　本所に於ては養蠶家及養蠶共同組合奨勵の生産を謀らん爲め左の賞與法を設く

二　本所に於て優等繭と稱するものは大略左の如し

一、個個最も少くも二、三厘舒位其三、絲量豊富　四、光澤鮮麗

五、機織の太さに大なる六、繭層の厚き七、中果にして少しく長手の形狀整一したるもの

三　養蠶家として直接取引なき品質優等なるものには其功を表彰すべき賞品を贈り尚取引高其他上のものには前項法なほ以て左の物品を與す

（物品略す）

四　養蠶共同組合にて直接取引なき本法に合格したるときは其取引高に應じ左表の奨勵金を與す

五　養蠶共同組合にて合格繭取引高金貳千圓以上の者には總取引高より奨勵法に合格したる金額を差引高金貳千圓に達する毎に奨勵法合格金高の二割づゝを增加賞與す

六　毎年貳人後に於て成績を發表し品質共に優秀なる講習を受講し新業の改良に努力する者

七　成繭調査は生繭百匁を四捨五入に乾燥し口捲試驗を行ふものゝ

但し生乾繭にて着荷のものは本俵箇三十五匁を以て口捲試驗を行ふ

奨勵金

	優等繭	上等繭
合格繭取引高	壹圓百匁より	壹圓百匁より
壹千圓以上	拾五圓	拾圓
貳千圓以上	貳拾圓	拾五圓
四千圓以上	貳拾五圓	拾八圓
七千圓以上	參拾圓	貳拾圓

割增追賞金

	九匁五分	九匁	八匁五分	八匁	七匁五分	七匁
壹萬圓以上	拾匁三分	拾匁	九匁七分	九匁四分	九匁	八匁七分
	百五拾圓	百貳拾圓	百圓	八拾圓	六拾圓	四拾圓
	貳百圓	百五拾圓	百貳拾圓	百圓	七拾圓	五拾圓
	參百圓	貳百圓	百五拾圓	百貳拾圓	八拾圓	六拾圓
	四百圓	參百圓	貳百圓	百五拾圓	百圓	七拾圓
	五百圓	四百圓	參百圓	貳百圓	百貳拾圓	八拾圓
	六百圓	五百圓	四百圓	參百圓	百五拾圓	百圓
	七百圓	六百圓	五百圓	四百圓	貳百圓	百貳拾圓
	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓	參百圓	百五拾圓
	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	四百圓	貳百圓
	壹千圓	九百圓	八百圓	七百圓	五百圓	參百圓
	壹千貳百圓	壹千圓	九百圓	八百圓	六百圓	四百圓
	壹千五百圓	壹千貳百圓	壹千圓	九百圓	七百圓	五百圓
	貳千圓	壹千五百圓	壹千貳百圓	壹千圓	八百圓	六百圓
	貳千五百圓	貳千圓	壹千五百圓	壹千貳百圓	九百圓	七百圓
	參千圓	貳千五百圓	貳千圓	壹千五百圓	壹千圓	八百圓
	參千五百圓	參千圓	貳千五百圓	貳千圓	壹千貳百圓	九百圓
	四千圓	參千五百圓	參千圓	貳千五百圓	壹千五百圓	壹千圓
	四千五百圓	四千圓	參千五百圓	參千圓	貳千圓	壹千貳百圓
	五千圓	四千五百圓	四千圓	參千五百圓	貳千五百圓	壹千五百圓
	五千五百圓	五千圓	四千五百圓	四千圓	參千圓	貳千圓
	六千圓	五千五百圓	五千圓	四千五百圓	參千五百圓	貳千五百圓
	六千五百圓	六千圓	五千五百圓	五千圓	四千圓	參千圓
	七千圓	六千五百圓	六千圓	五千五百圓	四千五百圓	參千五百圓
	七千五百圓	七千圓	六千五百圓	六千圓	五千圓	四千圓
	八千圓	七千五百圓	七千圓	六千五百圓	五千五百圓	四千五百圓
	八千五百圓	八千圓	七千五百圓	七千圓	六千圓	五千圓
	九千圓	八千五百圓	八千圓	七千五百圓	六千五百圓	五千五百圓
	九千五百圓	九千圓	八千五百圓	八千圓	七千圓	六千圓
	一萬圓	九千五百圓	九千圓	八千五百圓	七千五百圓	六千五百圓
	一萬一千圓	一萬圓	九千五百圓	九千圓	八千圓	七千圓
	一萬二千圓	一萬一千圓	一萬圓	九千五百圓	八千五百圓	七千五百圓
	一萬三千圓	一萬二千圓	一萬一千圓	一萬圓	九千圓	八千圓
	一萬四千圓	一萬三千圓	一萬二千圓	一萬一千圓	九千五百圓	八千五百圓
	一萬五千圓	一萬四千圓	一萬三千圓	一萬二千圓	一萬圓	九千圓
	一萬六千圓	一萬五千圓	一萬四千圓	一萬三千圓	一萬一千圓	九千五百圓
	一萬七千圓	一萬六千圓	一萬五千圓	一萬四千圓	一萬二千圓	一萬圓
	一萬八千圓	一萬七千圓	一萬六千圓	一萬五千圓	一萬三千圓	一萬一千圓
	一萬九千圓	一萬八千圓	一萬七千圓	一萬六千圓	一萬四千圓	一萬二千圓
	二萬圓	一萬九千圓	一萬八千圓	一萬七千圓	一萬五千圓	一萬三千圓
	二萬一千圓	二萬圓	一萬九千圓	一萬八千圓	一萬六千圓	一萬四千圓
	二萬二千圓	二萬一千圓	二萬圓	一萬九千圓	一萬七千圓	一萬五千圓
	二萬三千圓	二萬二千圓	二萬一千圓	二萬圓	一萬八千圓	一萬六千圓
	二萬四千圓	二萬三千圓	二萬二千圓	二萬一千圓	一萬九千圓	一萬七千圓
	二萬五千圓	二萬四千圓	二萬三千圓	二萬二千圓	二萬圓	一萬八千圓
	二萬六千圓	二萬五千圓	二萬四千圓	二萬三千圓	二萬一千圓	一萬九千圓
	二萬七千圓	二萬六千圓	二萬五千圓	二萬四千圓	二萬二千圓	二萬圓
	二萬八千圓	二萬七千圓	二萬六千圓	二萬五千圓	二萬三千圓	二萬一千圓
	二萬九千圓	二萬八千圓	二萬七千圓	二萬六千圓	二萬四千圓	二萬二千圓
	三萬圓	二萬九千圓	二萬八千圓	二萬七千圓	二萬五千圓	二萬三千圓
	三萬一千圓	三萬圓	二萬九千圓	二萬八千圓	二萬六千圓	二萬四千圓
	三萬二千圓	三萬一千圓	三萬圓	二萬九千圓	二萬七千圓	二萬五千圓
	三萬三千圓	三萬二千圓	三萬一千圓	三萬圓	二萬八千圓	二萬六千圓
	三萬四千圓	三萬三千圓	三萬二千圓	三萬一千圓	三萬圓	二萬七千圓
	三萬五千圓	三萬四千圓	三萬三千圓	三萬二千圓	三萬一千圓	三萬圓
	三萬六千圓	三萬五千圓	三萬四千圓	三萬三千圓	三萬二千圓	三萬一千圓
	三萬七千圓	三萬六千圓	三萬五千圓	三萬四千圓	三萬三千圓	三萬二千圓
	三萬八千圓	三萬七千圓	三萬六千圓	三萬五千圓	三萬四千圓	三萬三千圓
	三萬九千圓	三萬八千圓	三萬七千圓	三萬六千圓	三萬五千圓	三萬四千圓
	四萬圓	三萬九千圓	三萬八千圓	三萬七千圓	三萬六千圓	三萬五千圓
	四萬一千圓	四萬圓	三萬九千圓	三萬八千圓	三萬七千圓	三萬六千圓
	四萬二千圓	四萬一千圓	四萬圓	三萬九千圓	三萬八千圓	三萬七千圓
	四萬三千圓	四萬二千圓	四萬一千圓	四萬圓	三萬九千圓	三萬八千圓
	四萬四千圓	四萬三千圓	四萬二千圓	四萬一千圓	四萬圓	三萬九千圓
	四萬五千圓	四萬四千圓	四萬三千圓	四萬二千圓	四萬一千圓	四萬圓
	四萬六千圓	四萬五千圓	四萬四千圓	四萬三千圓	四萬二千圓	四萬一千圓
	四萬七千圓	四萬六千圓	四萬五千圓	四萬四千圓	四萬三千圓	四萬二千圓
	四萬八千圓	四萬七千圓	四萬六千圓	四萬五千圓	四萬四千圓	四萬三千圓
	四萬九千圓	四萬八千圓	四萬七千圓	四萬六千圓	四萬五千圓	四萬四千圓
	五萬圓	四萬九千圓	四萬八千圓	四萬七千圓	四萬六千圓	四萬五千圓
	五萬一千圓	五萬圓	四萬九千圓	四萬八千圓	四萬七千圓	四萬六千圓
	五萬二千圓	五萬一千圓	五萬圓	四萬九千圓	四萬八千圓	四萬七千圓
	五萬三千圓	五萬二千圓	五萬一千圓	五萬圓	四萬九千圓	四萬八千圓
	五萬四千圓	五萬三千圓	五萬二千圓	五萬一千圓	五萬圓	四萬九千圓
	五萬五千圓	五萬四千圓	五萬三千圓	五萬二千圓	五萬一千圓	五萬圓
	五萬六千圓	五萬五千圓	五萬四千圓	五萬三千圓	五萬二千圓	五萬一千圓
	五萬七千圓	五萬六千圓	五萬五千圓	五萬四千圓	五萬三千圓	五萬二千圓
	五萬八千圓	五萬七千圓	五萬六千圓	五萬五千圓	五萬四千圓	五萬三千圓
	五萬九千圓	五萬八千圓	五萬七千圓	五萬六千圓	五萬五千圓	五萬四千圓
	六萬圓	五萬九千圓	五萬八千圓	五萬七千圓	五萬六千圓	五萬五千圓

右の如くせるは先づ蚕種の飼育と繭しの當場と養蠶家との關係を密接にし更に共同組合の活動と利益を計らんと欲する微意に外ならぬのだが、右の方法を實行して其成蹟を見たるは本年の春季が始めてある、其蠶種を配付したる區域は愛知、滋賀、岐阜の三縣に亘りて枚數は三千枚に及んだ、又之れにより取れた成蹟の大部分購入した金額は拾參萬圓餘に達したのである、後ち其成蹟如何と思ひしに前揭の特質益々明瞭に發揮せられた、即ち當春養蠶期中は稀有の雨氣で一般に繭質は損傷し解舒不良なりしにも拘らず蠶のみに限り其程度至て輕微で製品亦甚だ良好の成績を見た。

更に進んで養蠶家の有樣を見れば複繭なる事情から到底無限の獣迹を得る事は望む事は出來ぬ、去年當年の同育者は續繭蠶種の配付を要求し來たのみならず新規の注文も頗る多かつた、又養蠶期にそれ〴〵技術者を原産地に派遣し入手枚の豫定を以て製造せるも目下の形勢にては需用者の希望を滿足せしむる能はざる程盛況を致せるは單に蠶種の優良なるは勿論なるが本所奨勵の微力も寸効ありし事と思ふ、又當地附近の製糸家にして製造販賣を要求するもの多きも最も着實なる人に限り原種を配付して製造をなさしめてある、只茲に一の疑問は將來永遠に當地の製造蠶種が果して現時の伯州産又は支那産と同等の特質を保ち得るや將た氣候の變遷によりて變質を來すべきや未定の問題である、果して蠶種改良の奨勵は人各々所見を異にし取捨區々に亘り一朝一夕に奏効を期すべきものでない、殊に成蹟購入の複雑なる行爲を完全にする必要がある、加之養蠶家に巧拙の別があり氣候の變もあるから同一品質の繭を生産する能はざると共に同一價格を以て買收する事は起る、且つ共同販賣の組合者と雖も往々異見を有し繭價買値の僅少に煩なしと限らない、斯の一利一害あつて容易に理想の遂行は難くも大體彼我利益の伴ふ事以上の如く明瞭なれば能く千難萬障を排して直進せば斯業改良の初志を貫徹すること敢て難からぬと思ふ、唯九仞の功を一簣に缺かざらんことは本所として銘して忘るべからざる要件である。

年賀　目下非常の際の儀の折から賀る御作がましき書な御覽に入れ候は如何と存じ候へども何分御同情に堪へずせめては多少御參考までにと存じ御見舞ひ旁年賀状御一讀の勞を煩ひ本儀の至りに奉存候　敬具

明治三十九年一月

因作地各位御中

綿水喜三

お見舞ちまぎれ

やれやれ皆さん　新年そーそー

いかがでござるか　去年の證作は

非常の凶作　なんともんとも

證作の結果は　どこからどこまで

ばかりですむなら　とばしたばしけれど

汽車とはちがつて　鹽しんやかみなり

如何とともいかず　三度の食事の

命にかかはる　不幸であるから

時代にふつても

非常の御不幸

滿州の蠶絲業

特別會員　横田長太郎

本會幹事會員なる東京蠶業講習所技手横田長太郎氏は、客年十月滿洲蠶絲業視察として滿洲の山東及滿洲各地を歷訪せられたり。編者直ちに氏を訪ふて視察の大要を聞いたが、氏は種々多忙の事に従事せられつゝあるに拘らず滿州の蠶業を説く熱心甚だ至れり盡せりつゝある。依て之を筆記し氏の閲を經て左に掲ぐることゝなした。

滿州の蠶絲業と云ふ言は柞蠶業と云ふ方が寧ろ穩當かも知れぬ、家蠶は尙至極の幼稚で有れども無きが如きものである、故に今其柞蠶業の概要を順次御話することゝしよう。

滿州三省中現に柞蠶を飼育する奉天省のみの檻である、而して其區域は鐵嶺吉長を縦斷する東清鐵道以東の山地一帶であつて南は金州附近に起り東は半島東海岸より朝鮮界の鴨綠江を遡り北の方遙かに通化、海龍の諸縣に連亙して西北鐵嶺附近に展延して居る、昌圖附近に於ては東は遼河を越えて吉林省に達し、蒙古の一部亦柞樹の分布は北の方遠く

南の方金州復州地方は其産額敢て少いではないが品質は良好でない、且將來增殖の餘地多からずと稱せられて居る、生絲は其產地としては特に稱すべき所はないが、所謂東山地方一帶を推して首となすべく、其他の各州縣到る處之を產せざるはないけれども、概して之を云へば東海岸地方に少なくして西方に多い、沙河子即ち安東縣を始め東海岸諸港は主として蠶を輸出し、西なる營口は主として生絲を輸出するが故である。

織物亦各地多少の產出あらざるはなきも其數量は極めて少なく殆ど記するに足るものはない、只東山地方に稍多く之を產するのみである。

品質の良好なるものを產する地方は東山地方の安東縣の大河岸附近、寬甸縣の長甸、永甸附近及鳳凰廳の鳳陽城附近等にして、生絲に在りては本溪湖、八盤溝、一帶、安東縣の大河岸附近、寬甸縣の長甸、永甸附近及鳳凰廳の鳳陽城附近等にして、生絲に在りては東山地方最も良く、柞繭、寬甸及鳳凰廳は之に次ぎ、蓋平縣高麗庄以東の絲及海城、營口との境界地方は三四等品を出すに過ぎない、南方旅順城、復州金州方面の絲は更に劣等にして北方鐵嶺地方に至りては尙更に劣等なりと云ふことである、蓋し主として製絲法の精粗如何に因るものであらふ。

產額の如何を一概かにせんことは今日の滿州の事情に於て不可能である、獨り柞蠶繭のみでなく總ての物産然りと云ふも不可なからん、而して從來批上に於て檢討せられたるものは無いでもないが、未だ信を掲くに足るものはないふやである。

現今繭の產地として著名なるは蓋平、岫巖、海城、安東、寬甸等の縣にして、鳳凰は始め、北は鐵嶺、通化及興京、南は鐵嶺、金州、復州等之に次ぐものである。

蓋平は最も古き歷史を有し且最も盛である、岫巖州は之に次ぎて盛なる、其產額は蓋平に及ばず、海城亦古き蠶地なるも管內平地多く山少なきが故に其產額は多くはない、土人に飼き柞蠶の產地を問へば必ず先づ指を東山に屈するが、東山と稱するは蓋平、海城の二縣及岫巖州界一帶の山地の總稱で花紅幡、猪紅峪、三腳山、湯家店、梨子園、接官廳等の地は此內に屬し所謂滿州柞蠶の本場である。

安東縣亦甚だ著名の地なるも所管區域狹く且比較的平地に富めるが故に其產額は多からず、大海岸、大平山、紅石砬子、梨樹溝、鋪板石等を重もなる產地とす。

寬甸縣は北方に於て最も著名なる產地であつて其產額も亦多い、管內到る處之を產せざるなきも碧綠江沿岸の一帶最も盛である、二龍渡、砬子溝、石柱子、山岔子、長甸、小蒲石河、大蒲石河及大平川附近等は著名の地である。

鳳凰廳は北方に在りては北方寒馬集、鷹陽城及湯山城方面に盛にして摩天嶺を經て遼陽に到る大道附近は却て餘り盛んでない。

滿州に於ける大連河、去洞峪、鐘昌、以南の地に多い。興京廳管內及懷仁通化方面は現在の產出額甚に少なからざるのみならず將來增殖の望み亦甚だ多いことゝ信ずる。

滿州に於て生產する柞蠶繭及生絲は其大部分は皆上海及芝罘に向け輸出せられ、其內地に存留消費せらるゝものは極めて僅少である、故に先づ輸出の數量を知ることは其產額を推計する上に於て最も捷徑なりとすべきである、今等が安東縣營口其他の港に於て調査せる所若くは探聞せる所に據れば年々輸出の數量概略左の如きものである。

	安東縣	大東溝	大孤山	青堆子	沙河口	荷花堡	營口
二萬籠乃至三萬籠							
一千籠乃至二千籠							
三千籠乃至一萬籠							
繭	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠
生絲	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠	△五六千籠
皮子	△二三千籠	△二三千籠	△二三千籠	△二三千籠	△二三千籠	△二三千籠	△二三千籠
蛹							
黃土坑							

備考　△印は安東縣及二萬籠以上と聞き聞き取りたるものなり

右の外種に西海岸方面の西河口及復州等よりも輸出せらるることあれども其數僅少にして計上するに足るものなしと云ふことである。

以上各港に於て年々上記數量を輸出するものとせば其總額約四萬籠乃至六萬籠の間に在るものと云ふて宜しからふ。

而して芝罘製絲家の談話に據れば滿州產繭にして同地の製絲原料に供せらるゝ繭は豐穰の年に在りて五萬籠、凶作の年に於ては三萬籠とのことである又同地稅關に於て調査せる所に據れば最近三個年間に於ける輸入繭の數量は左の通りである。

明治廿八年	四五、六二〇
同 廿九年	三一、六五〇
同 三十年	五三、五七〇

今此等の事例を綜合して之を考察するときは滿州產繭の芝罘に輸出せらるゝものゝ最少の年は三萬籠、最多の年は六萬籠平均五萬籠前後の間に在りと見て大なる誤ちはないであらふ。

絲は主もに營口より輸出せられ安東縣之に次ぎ、他の諸港に在りては殆ど絕無てある。而して營口及安東縣に於ける最近の輸出數量に概約左の通てある。

營口　六千包乃至一萬包
安東縣　二千包乃至四千包

故に生絲の輸出數量は概約一萬包前後と見ば大なる間違はないてあらふ、而して一萬包の絲を製するには約六萬一千籠の繭を要する譯てある。

以上の外內地に於て機織の料に供せらるゝものがあるが、其數量に至りては毫も之を知るべき便りなしと雖も多くの當業者の推計する所に據れば、生絲製產額の約一割內外は機織の料に供せらるゝてあらふとのことてある、今假りに之を輸出額の一割としたならば即ち一千包て其繭は約六千一百籠となる譯てある。

以上三者の合計即ち約十二萬籠內外を以て總產額に近きものと推定して差支ない樣だ、而して一籠に對する繭の數量は概ね三萬箇乃至三萬五千箇（最少なるものは三萬箇に充たす又稀に五萬箇內外を入るゝものありと雖も此等は例外なり）の間に在るが故に其總箇數は三十六億乃至四十二億箇となる勘定てある。

余等は此邊にて滿足せねばならぬ、何となれば若し之より進んで精しく知らうと思へば却て驚くべき暗黑界に彷徨するの外ないことゝなるからてある、余等初め政府が柞蠶飼育に使用する土地に對し剪子稅なるものを課するを見、思へらく依りて以て飼育地の面積を知り得べく、依りて以て其產繭額を推計し得らるゝてあらうと、而して其當局官吏なる者に接するに及んでは實に「豈圖らんや」てある、彼等の或者は曰く當管內の蠶場は七百鋏地てす、然れとも實際は二千鋏地程もありませう、若し嚴重に其實地を檢査せば三千鋏地にも達しましよう、或者は曰く千鋏地或は千五百鋏地或は二千鋏地位てしようと、（之れ談話の進むに從ひ都合により何時如何樣にも變更するものて殆ど余等をして反問追求の勇氣なからしむること一再ならざりし）更に其徵稅の金額を問へば曰く、定額一千兩てある、然れども當衙に收むる所は二千兩てある、而して部下の官吏が實際人民より徵集する額に至りては私は存じませぬ、蓋し徵稅費用を要するからてありますと、而も此等は兎に角答辯の明白なる方なのてある。

更に去て當業者に就て其一鋏地なるものゝ面積を尋ぬれば或者は三四天地に相當すと云ひ、或は七八天地に相當すと云ふのてある、或者は五六天地に當ると云ひ、又其樹數を問へば答ふる者は皆曰く三千株（三千六百株或は四千株の處もある）を以て法とすれとも實際の數は知り難い、二倍の處も三倍の處もありますからと、更に一例を擧げんか、余等某衙長

官に面會した時必要があつて其所管區域を問ふたなれど其答要領を得なかつたから更に某地の名を指して其所管區域てあるか否かを問ふたのに答へて曰ふには「夫れは或はそうかも知れませぬ前月部下の官吏が同地に出張したことがありましたから」、と如此狀態てあるから余等が產額の調査を止むを得ず此邊にて滿足せる所以てある。

產地の區域の廣きこと、產額の多きこと、右述ぶる所の如きものてあるにも拘はらず此等生產品の取引市場は案外に少ない、繭の安東縣、絲の蓋平を除けば市場と稱すべき所は一つも無い、營口の絲、安東縣以外の東海岸諸港に於ける繭は皆單に其地を通過して輸出せらるゝのみて、其地に於ては賣買取引の行はるゝ譯てはない、安東縣に於ける商習慣も亦棧房組織を以て其本體とし實際其地に於て賣買取引せらるゝものは寧ろ變則てある、故に嚴しく之を云へば滿州には只一の蓋平があつて絲の取引商業地となつて居るのみと云ふも不可なきてある、而して其商習慣は除程變つた處もあり又面白い處もあるが、詳しい事は題を改て述ぶることゝし今は只繭、生絲、織物等は如何にして何地に販賣せられつゝあるやに就き大體の徑路を述ぶることゝしよう。

前にも述べた如く滿州にて生產する繭の約半額は同地に於て絲となるも、他の半額は每年山東省の芝罘に向け輸出せらるゝのてある、而して其輸出は西河口、復州又は金州等の西海岸方面よりせらるゝものゝ敢て絕無てはないが其數極めて僅少にして云ふに足らぬ、故に殆ど其全部を安東縣大孤山其他の東海岸諸港より輸出するものと云ふて差支ない。

而して其商習慣は概ね皆芝罘製絲家が多數の手代を率ゐ來り若くは其地方に於て之を雇入れ、直接生產者に就き買收するのて生產地若くは集散地の者て之れが賣買に從事し又は之れが輸出をなす者は極めて稀有の事てある、之れ買客に取りては頗る不便て且煩勞の多い仕組みの樣てある、恐くは滿州商業の尙幼稚なる時代、否な繭生產地方に於ける商業機關の發生せざりし時代の遺習なのてあらう、併し今日ては棧房組織が非常に發達して居るから買客は實際何等の不利不便を感じて居らん、即ち現品の保管、輸送、船積其他に關する雜役は勿論、納稅等に至る一切の事は皆棧房に於て之を代辨するが故に、買客は只棧房の一室に本據を構へて指揮官然として居れば良いのてある、斯くて芝罘に送られたる繭は悉く絲となりて日本又は歐米諸邦（上海を經て）に輸出せらるゝのてある。

絲は繭に反し其大部分は蓋平に集まり後ち營口より輸出せらるゝのてある、彼等動もすれば「繭は安東縣に集まり絲は蓋平に集まる正に天下を二分して各其一を保つものなり」抔と云て居る、以て其一般を窺ふに足るべしてある。

海城は從來絲の集散地として蓋平と並び稱せられた地てあつたが現時は殆ど衰滅に歸して亦昔日の觀はない、安東縣に於ける絲の取引は去光緖二十六年に初めて起つたもので現今尙幼稚の狀を免がれぬけれど漸次發達の兆がある、蓋し蓋平市場に對する唯一の勁敵てあらう、然れども今は尙幼稚てある。

要するに蓋平は絲集散の中心點てある、恰も本邦生絲に於

ける積弊である、只輸出税なるのみである、故に絲は靈平、
唯一の商業であつて彼等が絲を見ること甚だ稀で、日本商人
把握に力むることも亦甚だ堅いのである。

靈平には絲を取扱ふ商店が絲棧と稱して居る、而して絲棧には買絲棧と賣絲棧の二種に區別せられてある、買絲棧は即ち買客を宿泊せしめ絲の買收方に盡力するので、賣方絲棧は賣客即ち地方製絲家の爲めに賣却を周旋するものである、尚ほ兩者の手數料を計ればこれ亦た他の地方に見ざる所の組織であつて賣買取引の公平を保つ爲めなりとして彼等の誇稱する所である、地方に製出されたる絲は、括造若くは荷造りを施さゞることなく、俵詰となつて靈平の所謂賣方絲棧に向け送り越さる、而して賣方及買方絲棧は互に其外觀と稱ふる外廓より番附を附せしめ買賣商談を行はしむるのである、若し其の商談が決定したならば、直に之を賣方絲棧に引き渡り後ち始めて括造荷造等を施こされ或は商標を貼付せらるゝので、此等の奔走手數は皆南絲棧の掌どる處である、故に買客は安東縣の顧に於ける如く只買方絲棧の一室に陣取つて商談の裁決をなせばそれで足るのである。

斯くて荷造された絲は普通總て營口に向け輸送せられ更に同地棧房（約四十餘の倉庫）の手を經て芝罘又は上海に輸送せらるゝ、途中の結氷中は從來大連又は旅順港より輸出せらるゝと云ふことである、余等の調査當時は上海買客三名、芝罘買客五六名、昌邑買客十名程であつた、彼等は之を上海班又は芝罘班等と稱へて居る、而して絲は上海人の買ふものと山東人の買ふものとは其數量略相同じく、實際芝罘に陸上せらるゝものは甚だ少なく多くは直接上海に向け輸送せらる、日本商人の最も松洋行、有信洋行、共和洋行、福富洋行等時に來ることあるも取引の數量は何れも些少だといふことである。

日本人が絹布を用ゆる如くに滿州人は多くの綿絲を使用すべく想像する程大なる見當違である、彼等の常服は總て木綿にて綿絲を常用する者の如きは都會地の物持の隱居樣位に過ぎぬで、農村人民の如きは之を用ゆる者殆ど無しと云も不可なきの狀況である、彼等曰く「綿絲は木綿に比し暖く、絹に比しては美でない、故に富家之を好まず下民用ゆるを得ざるだ」と、兎に角滿州に於ける販路は極めて狹少である。

此の故に機織に見るべきものなく、其產額亦甚だ少なきに拘はらず、尚其產出する處の綿絲の上等品は滿州以外の地に販出せらるゝ、品質の粗惡なるものは鴨綠江を越へて朝鮮に行き、否らざるものは遼河を渡りて北清地方に行く樣である。

之を要するに滿州に產する處の綿は其半分は絲となりて芝罘及上海に行き、殘りの半分は總て綿の儘芝罘に行き、尚ほ滿州に於て絲となり上海を經て外國に輸出せらるゝもので、內地に存留して綿物となるものは絲產額の約三十分の一以下に過ぎぬ、而して其綿物の大部分は亦他の地方に輸出せらるゝのである。

芝罘に於て輸入する綿絲は其一部（主もに上等品は更に上等品を經て外國に行き、其一部（主もに下等品）は山東省內地に轉送されて綿絲の原料に供せられて居る、滿州に於ける棉產綿絲の產出額に販賣の狀況は大要左の
如くである、而して其飼育業、製絲業若くは繭買商等の詳細は更に後ち改めて記すことゝすべく、家蠶飼育の狀況及山東省に於ける柞蠶業の狀況に就ても亦後ち述べる事は少くはないが之は暫く他日に讓り、以下滿州に於ける柞蠶業は其產業界に於て如何なる地位に在るやを一言して筆を擱くことゝしよう。

先づ農業上より之を觀ん、多くの飼育地方に在りては其關係も亦農業上に於ける副業の如きものもある、余等の踏査した地方は概ね山間で年地其ぢ少なかりしに次ぐ所の農家收入の一大資源なりと稱せられ、一戸一錢地を飼育するものとして考ふるに其數繭數凡六七十圓乃至百圓に過ぎぬが故に其額數も多いと云ふ程ではないけれど生活の程度極めて低く冠婚葬祭の外は食鹽魚豚の上らざる彼等に取りては蚕も大金である。

面して幼稚なる新地方に於ては尚之を以て危險の業務なるとし或は貧農の業務なりとして之を奬勵するの風あれども多くの之を進出する地方に在りては何れも農家生計上重要の業務なりと稱して之れが經營甚だ熱心である、蚕農家十中九九は之を飼育して居る町家の者にして之を飼育するものも亦少くはない、若し此地方より柞蠶を奪はゞ忽ち生活の途を失ふ者續出するであらうと。

工業上に於ては製絲、機織共に尚極めて幼稚の狀況に在るが故に特に稱すべきものはないけれども毎年の製造品元價凡そ二百萬兩以上三百萬兩內外に達するであらふ、家屋の建築、車輛、棺桶、及日用器具類の外若干工業と稱すべきものなき滿州に於ては又之れ亦最も大なる工業と稱すべきであらふか。

次きに商業上より之を觀ん、前記の如く繭絲共に殆ど其全部を他に輸出するものなるが故に、取引又は集散地以外に於ける一般商業には直接の關係は薄い樣である、然りと雖も今之を貿易商業の上より觀察するときは頗る重要の地位を占むるものと云はねばならぬ。

營口は滿州唯一の開港場で年々の輸出額は二千萬兩以上に達して居る、而して其の輸出は滿州物產の大宗たる豆粕及豆類に次きで豆油と和伯利て常に其第三四位の間にある、安東縣其他東邊道沿岸港に於ける繭の位置亦營口之と同じく豆類に次きて輸出金額の大なるものである、取引地以外の都會地に在つては概ね年々上海、芝罘及日本其他より斯業に依り吸收する金額は五百萬兩の巨額に達すると雖も以て之を見れば間接に商業の繁盛を資すること甚だ大なりと云ふべきである、何となれば彼等農民が年々收穫する五百萬兩の大部分は彼等が購買力となりて各都會地を潤ほすのであるからである。

若し夫れ政府の稅源として之を觀ん、亦決して輕微のものではない、其金額の巨額なるや迪り難いけれども今斯樣に關係ある諸稅目を擧げれば凡そ左の通である。

一、蚕子稅　營口稅と稱す。

するものにして、其税額は一把對手即ち一統地に對し三
一、落地税　絹糸、屑糸及織物、總て之を課せられぬものはない。集散地に於て荷の際、取引の際若は出荷の際之を徴收せらるゝ地方により厘金税、斗秤税等と稱へて一種の通過税である、故に税局の設ある二個の集散地を通過するときは同一の貨物にして二重の落地税を課せらるゝ、例へば蕪平に於て取引する絲は同地に於て價格百分の十六の厘金税を課せられ、後營口を經て輸出するときは再び同地に於て百分の五の厘金税を徴收せらるるが如きものである、其税額は各地同じからざれども概して輕からず、而して關に對しては鳳凰城に山海關稅務局、絲に對しては蕪平に絲捐局なる特別の徴税官衙ありて各地據要の地に分局を設けてある。

一、輸出税　開港場にあらざる地にては之を出口税と稱へて、繭、絲、屑絲織物總て之れが賦課を受ける、海關に在りては其税額一定せるも開港場にあらざるは總て一樣ならず、概して落地税に比し高率である、海關に於ける税額は繭は從價五分、絲は百斤二兩五攴、織物は同四兩五攴。

一、紅單税　此税は獨り舶來地に於て之れあるを聞いて居る、繭を輸出せんとする時山繭稅務局より其許證を受くるを要し、其許證を受くる際徴收せらるゝのである。

以上は一定の制度をなせる税目のみを擧げたるものであるが如く殆ど吾の想像し難きものがある例へば今某地に治安維持の必要ありて補捐捐局と稱して其費用を賦課徴收せらるゝ樣である、是故に當局官吏の職業を見ると亦甚だ重いのである、然れども彼等は只政府の税源として之を重んずるのみ、國家の發達上必要なる商業として重んずるのでないことは會の説明するまでもなく業に於て叡者諸君の知り給ふ處である。

御見舞ちょぎくれ　（つゞき）

なれどもお祭ひ　天明天保の
ごろとはちがつて　とれないからとて
お金の威光で　菜でも踏でも
牛でも豚でも　腐つても喰つても
なんでもかんでも　お腹のこなしの
平氣の坐りさて　わたれる世の中
總合計にて　共同購買
なさるる以上は　大事な食物
その魚も鯛ふにも　おやすくかはれて
お高くられます　一日おくれりや
一日ごとに　腐つても生でも
値でも生でも　東立ご病者が
お祭りにたれて　お設行なされば
こんどのご振の　ご大夫なされば
他日のお爲めに　なるのも必定

基他隨時種々の名義に依り徴收せらるゝもの少なからざるが如く殆ど吾の想像し難きものがある例へば今某地に治安維持の必要ありて補捐捐局と稱して其費用を賦課徴收せらるゝ樣である、是故に當局官吏の職業を見ると亦甚だ重いのである、然れども彼等は只政府の税源として之を重んずるのみ、國家の發達上必要なる商業として重んずるのでないことは會の説明するまでもなく業に於て叡者諸君の知り給ふ處である。

講延

生絲整理法（承前）

學藝委員
農學士　紫藤章

第四章　絡習　力絲

絡習及び力絲を施すには、其仕方が種々あつて、枚擧に遑あらざる程であるも、要は生絲の取扱上、其處理をして便利ならしむるにあるのである、今左に其二三を説き明かして見よう。

一、絡習、絡習は生絲を二度繰り返す時、其絲口を見出すに容易ならしめて、仕事をなすに手間と時間とを省き減らす爲にするものであれば、此目的に適ふ樣にしなければならぬ。

絡習は大別して、輪習と割習との二種とする、輪習は簡便にして且つ視易くあれども、其絲口の移動して切斷する事が多いから其効用を缺く事がある、去れば輪習を廢して割習と爲すを良しとするが、絹の少き部分を、緊く括る時は、其絲口を切るに容易でないのみならず、絹を亂すことがあるから宜しくない、故に先づ上絲口を探りて、約十本となし、撚を施し、絹幅の二分の一を剩り、其中に徹底てこれを繰らし、後ち下絲口を合せて絹の右方の耳に留むべきである、其場所は枠角と枠角との中央とするのである、（第三圖を參照すべし）

二、力絲、力絲は絹の形を整らしめ、枠を解くも絲筋の正しくして、且つ絹を來さゝる爲めに施すものであれば、特に絲絲を用ひて裝飾するに及ばぬ、又太き絲絲を用ふるが爲め、再繰に當りて、其の切斷を困難ならしめ、或は生絲を汚染するの虞がある、殊に色染の絲を用ふる等は宜しくない、力絲は四十二番手甜双子絲を用ゐ、絹の二ヶ所に結ふべきである、但其場所は、一は絡習より一寸五分隔りたる所とし、一は甚正反對の所とする、且つ其編み方は、五ヶ所編として、切り端を短くするのである。（第三圖を參照すべし）

第五章　乾燥の程度

生絲は能く水分を吸收するも、亦能く之を放散するの性あるものであるから、其重量は決して一定不變のものでない、去れば實質の損益に至大の關係を生ずるものであるから、歐米諸國に於ては、夙に蠶絲檢査所の設かありて、賣る者と買ふものとの間にありて、生絲の無水量を檢定し、其一割一分

EMPIRE DU JAPON

CONDITION DES SOIES

CONDITIONNEMENT

No. 甲

Yokohama le

MARQUE

No

Déposé par M.

Soies grèges

	pesant brut	K 62.00
	* *Tare*	2.00
	G. Net	60.00
6 Flottes extraites de la balle et pesant net	398.00	
Se sont réduites au poids absolu	365.40	
D'où résulte pour la balle le poids absolu		55.03
Augmentation de onze pour cent		6.06
Poids conditionné		61.15
Augmentation		1.15
Poids primitif		60.00

**La tare comprend la balle, les papiers, les chops et les ficelles.*

帝國日本生絲檢查所

第乙號

正量檢定證

記號 第 號

請求者 器械生絲壹俵

横濱明治 年 月 日

此全量	K 32.95
*風袋	0.74
原量	32.21
G.	
一個ヨリ抜出シタル本數 6 此原量	433.70
原量ヨリ水分ヲ除去シタル無水量	384.60
一個ニ對スル無水量	28.56
水分量一割一分	3.14
正量	31.70
減量	0.51
原量	32.21

* 風袋ニハ布袋、紙、箱標、結束絲等ヲ含ム

の公定水分量を加へて、正量として、取引の圓滑を計りて居る、我横濱にある生絲檢査所も、亦之に倣ふて設けたのである。

歐洲各國にては、生絲は正量を基として、賣買を行ふけれども、現今横濱内外生絲貿易商間にては、之れに載て一種の協約か出來て居る、此協約に依れば、生絲の賣買は、廣く世に行はれてある、正量取引法に據るのでなく、其總原量と正量との差、百分の二匁の水分あるも、尚取引上差支なき事となつて居る、故に若し其含水量協約規定、即ち總原量と正量との差、百分の二より超過せる時は、賣者に於て、其價格を賠償する義務かある、けれども含水量少くして、正量の總原量より增加することかあるも、之れが價額を追求する事は出來ぬ。

上述せる百分の二なるものは、生絲の含水量一割一分七厘一毛に當るものであつて、之れ丈けの含水量では、絲質を害するの虞はないから、當今にありては、生絲は此度合に於て乾燥するの要ある次第である。

揚返器には、假令繰乾鐵管の裝置をなすも、一旒に捲きたる生絲を揚返し終る迄に、其含有せる水分を發散せしめ、之を適度に乾燥せんこと、極めて困難であるから、纔め生絲乾燥室を設備して、大枠に揚返したる儘、此に入れて更に生絲の乾燥をなすのである、而して其乾き方適度と認むる時は一廉品買を鑑定し、注意を加へて絹を取り外し、可成速に束裝を施すか肝要である。

今生絲乾燥の適當なる程度を知るは、容易の業でない、幾多の實驗をなして、自ら得心するの外道はないのである、然れとも、自家にて製產したる生絲は横濱市場の取引の時に、若干の水分を含有してありしかを知悉するは、生絲を乾燥せしむるに、注意を拂ふの標準となる計りでなく、内外生絲貿易商間の協約に成れる、生絲の賠償金額の多寡、及絲價の實收額を算定するに必用なるものであれば、當に取引に便利として用ゐられてある、生絲檢査所の正量檢定證に據て取調をする時は、自ら判明する事は出來る、左に歐文及び和文の現在使用されてある、之か樣式を掲けて參考にせんと思ふ。

前樣式の成蹟に依り、生絲の含水量率を知らふと思ふならば、原量より無水量を減じたる殘量、則ち水量を原量より除して得たものは是れである、故に甲の檢定證に由れば、○割八分一厘九毛、乙は一割一分三厘二毛、丙は一割二分五厘丁は一割一分八厘二毛に當れるを知る譯である。

又賣込みたる生絲の賠償金を出すべきか否やを知らんと欲せは、賣込個數に對する、數葉の正量檢定證に記載しある、總原量の合計したるものより、正量の合計したるものを減去し、之を總原量の合計したるものを以て除すれば判る、則ち其商として二分以内なれば、寡少であから賠償することはせずとも宜しいが、二分以上なれば、賠償を免かるべからざるものである。故に其正量百分率より猶樣率二分を減去したるものは、眞の賠償率である。今前表の成蹟により、算出すれば左の如くになるのである。

EMPIRE DU JAPON

CONDITION DES SOIES

CONDITIONNEMENT

Yokohama le

No. 丙

MARQUE

No.

Déposé par M.

Soies grèges	*pesant brut*	61.00 K
	* *Tare*	1.00
	G. Net	60.00
6 Flottes extraites de la balle et pesant net	400.00	
Se sont réduites au poids absolu	350.00	
D'où résulte pour la balle le poids absolu		52.50
	Augmentation de onze pour cent	5.78
	Poids conditionné	58.28
	Diminution	1.72
	Poids primitif	60.00

* *La tare comprend la toile, les papiers, les chops et les liens.*

帝國日本生絲檢查所

第丁號

正量檢定證

横濱 明治 年 月 日

請求者

記號

第 號

生絲壹個

	此全量	62.71 K
	*風袋	1.23
	原量	61.48
	G.	
一俵ヨリ抜出シタル本數 6	此原量	433.00
原量ヨリ水分ヲ除去シタル無水量		381.80
一俵ニ對スル無水量		54.21
	水分量一割一分	5.96
	正量	60.17
	減量	1.31
	原量	61.48

* 風袋ニハ布袋、紙、商標、結束紐等ヲ含ム

甲 乙 丙 丁 計
原量 60.00+32.21+60.00+61.48=213.69 K
甲 乙 丙 丁 計
正量 61.15+31.70+58.28+60.17=211.30 K

213.69−211.30=2.39 K

2.39 K ＝1.12 但二分以内
213.69

即ち前表にて取引する場合には、含水量が寡少であるから賠償を要せずとも、茲に丙號丁號の檢定證二葉に據り、取引する場合には、其含水量過剰なるを以て、賠償を免かるゝ事は出來ぬ。

今市價九百五拾圓にて、五百斤の生絲を丙丁の二號に依り取引を行ひしものと假定し、其實收金の幾許に當るかを、算出すれば左式の通りである。

$$\frac{(60.00+61.48)\text{K}-(58.28+60.17)\text{K}}{60.00+61.48\text{K}}=2.48$$ 實控歩合

2.48−2.00=0.48 歩引率

500斤×950×0.48 ＝228.80 歩引金
100×100

(500×950)−228.80=4.727 圓 實收額

即ち總原量の合計量より、正量の合計量を減じ、之を總原量の合計量にて除して、其歩合を求め、後ち市場取引上、猶豫率二分を減去して賠償率を定める、而して之を賣込みたる生絲五百斤の總價額四千七百五十圓に乘せば、賠償金貳拾貳圓八拾錢を算出し得べきを以つて、賣込總價額と賠償金との差額、卽ち四千七百貳拾七圓貳拾錢は其實收（他に控除せらるゝものなしとして）し得べき金額なるを知る譯である。

御見舞ちょぼくれ （つゞき）

ふしまたお金に
むかりになるとも
骨兵衛もよりより
つながるご縁の
證據にまもりて
かれこれ心配
おもてはまゐらぬ
御傳お爺さん
お禮に爲居を
われ等がしますの
是ふもまちがひ
手だんばないとて
これではならぬと
ぜつかくそられた

諸芸がいくらか
非常のお手がら
名譽の勇士に
たまるお一年
よわってれまって
稱からぼたもち
神樣れがって
お助けくだまい
御堂の雪道は
料やくがあらうと
衆生み助ける
お向うになられて
そちこちとつき
無上の名譽な

問答

本欄に何人にも解し易き様都て原文を解きほごして官吏一般様に改め設ることゝなした、金玉の文字も時に瓦礫と化し去れるは編者の深く慨縮する所である。

桑樹の種類及仕立方に就き質問

千葉縣　通常會員　出山七郎

私の居住地方即ち千葉縣印旛沼地方の如き、氣候風土に適する桑樹の種類、及仕立方並に早中晩植付の歩合に付御示教を願ひます。

答　學藝委員　土屋泰

氣候及土質と桑の種類の適否等に付ては、未た具體的に調査せるものはないけれども、千葉縣下の様な濕地にて圃場の排水宜しければ何種も忌ません、仕立方は根刈式は適當であらう、中刈以上は恐らく蚕害を被り樹幹の永續覺束ない、又早中晩種の植付歩合は霜害の有無等にて大に斟酌をせんければならぬ、併印旛沼地方は此害の少き處なれば早二中四晩四といふ歩合にて宜しからう、但中生種として鼈田魯桑芭蕉等のものを栽培せば晩生種を栽培せざるも蔟支はないと思ふ。

夏秋蠶專用桑園仕立方に就き質問

福岡縣　通常會員　齊田彌四郎

夏秋蠶專用桑としては魯桑實生が最適當であると、曾て練木嘉三氏の御說もあり且つ其仕立方は現今長野縣地方に行はれつゝありと承つたが、其栽植方法一反歩植付株數等御垂教を願ひます。

答　學藝委員　練木喜三

夏秋蠶專用桑の仕立方は、根刈にして春季發芽前に其枝條を刈取り其年新に生じたる新條の葉を採て夏秋蠶の飼育に供するを通法とするが、其摘葉法は心葉を殘して上部の軟き葉より次第に下の葉を採り最下の葉を三四片殘して條を其儘に養し置き夏秋蠶之を刈取るのである、植付株數は土地の肥瘠にもよれども大抵壹反歩に付六百株乃至千株内外の間を見計つて宜ろし、若遠成を要する時は株數を多く栽植しなければならぬ、或は數千株栽植するも亦なきにしもあらず、斯くすれば手入れの如何にもよれども樹齢は短きものとなるは通則である、詮は夏秋蠶書を繙きて知了せられたし。

煙草畑に接近せる桑葉給與に就き質問

鹿兒島縣　通常會員　日下桑夫

煙草作付地附近にある桑園より摘採したる桑葉を、蠶兒に給する時には往々蠶蠶の害ありて苦り事がある、之か豫防法の御教示を願ひ升。

答　農學士　學藝委員　川島勝次郎

蠶兒の煙草中毒に罹りたるものある時は之を發見するや直に除沙を行ひ被害なき桑葉を給與すれば次第に恢復するものである、又煙草畑と桑園と接近せる場合には假令其枝葉が接觸せざるも、其桑葉は蠶兒に害あるから植付の際成るべく距離を遠くして置くは肝要である、又煙草の十分に成長しない間は其害が極めて少いから、最初に接近せる部分より採集し蠶飼の進むに從つて漸次遠きに及ばゞ得策である、然れども氣候の如何に由て種蠶の頃より既に煙草の繁茂を見る地方は植付の時に其距離を多からしむる様に爲すが大切である。

蠶病に就き質問

熊本縣　通常會員　清田季雄

一、春蠶四眠起後、體色三四日を經るも變ぜず、發育遲緩暴動極めて不活潑にて食慾減ずるは何の病兆なるか、又其病源は如何に。

二、前項の病兆を發したる蠶室に於て、除沙を頻繁にし焚火を用ゐ空氣の新陳代謝を圖りしに大効を奏し收繭も亦相當にありし、此方法は果して適當なるべきや。

右二項御明示を願ひ升。

答　學藝委員　練木喜三

軟化病の類であらふ、何か消化の器能を害したる結果と思ふ、又病蠶に處する法至極宜し、尚攻撃も努めて空氣の疏通なからしめ良桑を過不及なく給する樣注意せらるべし。

無甘絲蠶に就き質問

長野縣　通常會員　矢島富治

蠶兒五齡七八日を經過するも、體軀肥滿して十日以上に渉るものあるがこは如何なる食か何ひたく存じ升。

答　農學士　學藝委員　石渡繁胤

蠶兒の吐絲せざるは其原因が多々あるも特別の病原とすべきものはない、又蠶害に罹りたる者に質問の如き狀況を呈する事がある、又何等かの原因により體内に於て絲腺組織せられて吐絲せざる事もある。

生繭乾燥に就き質問

神奈川縣 通常會員 川口重平

左の四件に付御教示を願ひ升。

一、蒸氣乾燥適度の時間。
二、火力乾燥適度の時間。
三、乾燥時間に熱度の高低による長短及得失。
四、炭火焰の直接繭層に觸るゝ利害。

答　學藝委員 石居一郎

繭乾燥に適當なる時間は、乾繭器内の溫度華氏百八十度乃至二百度に於て八時間内外を宜しとす，而して此時間は熱源の孰れ熱なると火熱なるとによりて差異はない、又高溫にて短時なれば作業を敏捷ならしむる益あるも動もすれば繭質を焦損するの恐れある、尙溫度の平均を保ち難く且乾繭器の耐久性をも減殺するの欠點がある、之れに反して低溫長時のものは作業上長時間を要して徒に業務を煩忙ならしめ繭質を惡變して解舒を害し絲量を耗すの弊があるから、溫度と時間とは右述べたる樣にせば適當である、又炭火中には往々繭質に有害なる瓦斯を發散する事あれば繭層固硬となり極めて解舒を惡くする。

絲況

横濱市況

商況に活潑消沈、價額に昂騰低落あるは免るべからざるもの、況く通觀する時は商品其物が社會嗜好の向上に伴行し得るものは必ずや增進の勢力を維持するものなり，我輸出生絲の如きは是れなり、市場の浮沈價格の昻低素是れ一時の波瀾のみ深く意に介するに足らざるなり、況んや戰勝國の產品は之か餘光を享け内外の歡迎を博するに於てをや。

明治三十九年は平和克復後の一新年なり、見よ劈頭第一の初手合は如何、實に五千七百七個てふ多額の聲をして吾人の耳目を聳動せしめたりき、之を客歲の時に比せば五倍餘の高差を現せり、尙各一月中に於ける絲況を見んか、客年には手合七千九百五十一個、賣了は八千五百十五個半なりしに、本年は手合一萬九百九十四個半、賣了一萬四千六百二十六個にして、其差手合にて四千〇四十一個半、賣了にて六千百十一個の增加を見たるのみならず、其後の狀況未だ著しく活躍を呈せざるも日々の取引高調に傾き、在荷亦減少し日ならずして一萬個臺に至らんとす、此くの如く前途は甚だ囑望すべきものあり、客秋以來の沈鬱は漸くにして消散せんとするものの如し、而して新春以來の市場を顧れば主として直輸筋の活動にありて、之を外商館の動作に徵すれば聊か飽き足らざるの感なきにあらざるも、在荷は日に減少を告ぐると共に内地織物の好況は地遺絲の賣行を盛ならしめ、加ふるに春挽絲の出荷豫想は三萬個内外に過ぎざるべしとの世評あれば、今後の市況に於て敢て懸念すべき事情あるを見ず、然れども稍順調に向ふや否や格外なる高値を唱へて賣濾るが如きは抑も絲況を操折する所以なり、製絲家須らく内外の狀勢を精査し緩急宜しきに從ひ荀も進退を誤らざらんことを望む。

一月中最も高價に賣行きたるものは伊豫國河野製絲(太)にして一千九十圓、其最も低價なるは岩代國共同二馬(折)にして九百十圓なりとす、之を昨年同月に比すれば最高價にて出雲要水社翠(太)より四拾圓、最低價にて岩代共同鷄(折)より九拾五圓高價なり。

今左に一月中の生絲集散種別表を掲げて參考となさん

明治三十九年一月自一日至三十一日生絲集散表

	持越	入荷	賣了	地方積戻	繰越
器械	二四、九六七半	六、〇二九半	一一、三二六半	九四六半	一八、七二三半
座繰	八、二九三	一、二〇二	二、五八三半	八一	六、八三一半
折返	一、六四四	三六二	七一七	一五一	一、一三八
熨絲	五一	一九	―	三五	三五
合計	三四、九五五	七、六一二	一四、六二六半	一、二一二	二六、七二七半

備考

一、表中單位個は九貫匁を指す
二、持越とは客月より本月に繰越したるものにして本月一日の調査、繰越とは本月より翌月に繰越すべきものにして本月末日の調査に係る、
三、前月分の繰越と本月分の持越と其數一致せざるは商談中のものありしに依る
四、繰越以外に商談中のものありと知るべし
五、賣了中米國に輸出せるものは六千二百五拾俵にして歐洲に輸出せるものは一千五百四十一俵なりとす
　但一俵は拾六貫目なり

尙左に生絲集散日別表を示すべし

明治三十九年一月自一日至三十一日生絲集散日別表

（器械太 □　同中 △　同細 ○　座繰 ×　折返 ＋）

日次＼項目	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地方積戻	商名	社名	種別	最高直 最低直	備考
一日	―	五、七〇七	―	―	―	―	―	―		―	本年の初手合にて豫想外の商談出來し僅僅も品により幾分の高値を現はせり
二日	―	七二	―	―	―	二五〇	―	―		―	休業

							右銘柄	品位	相場	左銘柄	品位	相場	
廿一日	—	—	—	—	—	—							日曜日
廿二日	一二〇	五三四	四七五	—	—	三	伊豆 天城館	○	一,〇五〇	岩代 共同姫達摩	+	九一〇	上州座繰に商談出來たれど直段安く捗々しからざる足取りなりし
廿三日	二三八	三〇〇	五〇五	—	一,〇〇九	四七	三河 三河製絲	□	一,〇四〇	岩代 共同二馬	+	九一〇	相場は保合大体の氣配は前日に比し面白からざる成行なり
廿四日	二五七	五〇一	七七九	一七	—	六〇	信濃 秋津館	□	九八五	武藏 改伸社御百合	×	九三七	弗々商談出來せしも引續き不味の足取なり
廿五日	一七〇	一〇六	四二〇	二三	—	—	遠江 横須賀社	○	一,〇六〇	信濃 白鶴社	□	九五〇	引續き不人氣にて捗々しき商談なく僅かの手合出來ぜしのみ
廿六日	九八	九九	七五八	七〇	—	一〇七	美濃 丹羽社	□	九七五	上野 碓氷社赤紅葉	×	九二五	前日同樣引續き不味の成行なり
廿七日	三〇七	二二七	七〇四	三九	六二九	五七	三河 大川社	○	一,〇五五	上野 甘樂社銀字	×	九四五	不振にして稀々商談なく面白からざる足取なり
廿八日	—	—	—	—	—	—							日曜日
廿九日	五一	三六	二七八	五二	—	三〇	信濃 信陽軒	○	一,〇一五	上野 碓氷社提灯	×	九四〇	休日前同樣弛みたる商談なく氣配沈靜
三十日	—	—	—	—	一,三〇八	—							大祭日
卅一日	三三二	一七〇	五〇六	—	—	七八	駿河 五十鈴社	○	一,〇五五	岩代 共同二馬	+	九一〇	休日前に比し軟して五圓方安く日に増し面白からざる足取なり
合計	七,六一二	一一,九九四	一四,六二六	七七四	七,七四六	一,二一三							

生絲集散前年對照表

年月次	持越	入荷	買了	積戻	繰越	輸出 數量	輸出 價額
三十九年一月	三四,九五五	七,六一二	一四,六二六	一,二一二	二六,七二七	七九一,〇一二	七,八〇三,〇二〇
三十八年一月	一〇,四一〇	八,九五九	八,五一五	四七三	一〇,三八〇	六二三,六四五	六,一四三,二一二

							右銘柄	品位	相場	左銘柄	品位	相場	
三日	—	—	—	—	—	—							休業
四日	二八	一六七	二一八	—	—	二一三	遠江 横須賀社	○	一,〇五五	信濃 信東社	□	九四〇	歐洲向に多少注文を存する樣なれども何分乘氣なく靜に保合へり
五日	二,〇六四	七五	五四	—	—	—	甲斐 甲南社	○	一,〇三〇	信濃 開明社	□	九五〇	氣配別に變りなく手合少し
六日	六八六	七一四	六七八	一三	二九	三九	三河 二又社	○	一,〇五五	下總 古河製絲	□	九四〇	必要口弗々賣行き相場もチト小堅し
七日	—	—	—	—	—	—							日曜日
八日	五〇五	四八九	七三一	四四	—	三五	遠江 天龍川社	○	一,〇六〇	信濃 小野社	□	九四〇	捗々しき注文見受ざるも氣配別に變化なく出來値は手堅く保合へり
九日	六八八	四一五	八四五	二一	—	—	伊豫 河野製絲	□	一,〇九〇	岩代 東北社	×	九四〇	少量の歐洲談を見受くるのみ
十日	一四五	五〇〇	六三八	五六	八二一	五七	三河 村田製絲	○	一,〇五〇	武藏 改伸社御百合	×	九二五	當用口の買入れありて折合しもの商談整ひ出來ぜしも別に變りなき成行なり
十一日	一六五	五一六	七〇二	四〇		一〇	相模 高木製絲	○	一,〇四七	常陸 四客軒	□	九四〇	前日同樣變化なし
十二日	六八	三〇一	八七七	二四	—	一三	出雲 小西製絲	□	一,〇四〇	上野 碓氷社赤紅葉	×	九二〇	少く入電ありし爲め多少商談あり
十三日	二七三	三五〇	七四七	二三	三三〇	四四	伊豫 飯尾製絲	□	一,〇五〇	信濃 長善社	□	九四五	弗々手合あり一般に入電待續の姿なり
十四日	—	—	—	—	—	—							日曜日
十五日	一八〇	二八四	九四二	四五	—	三五	武藏 塙玉社御子	□	一,〇七〇	岩代 東北社折鶴	×	九三五	捗々しき入電なく氣乘り薄の成行なり
十六日	三四〇	一八	六八〇	一〇六	一,四三九	四二	美濃 野呂製絲	○	一,〇四五	甲斐 甲睦社	□	九四五	前同樣別に變りなし
十七日	三七四	三〇	一,二二八	七九	—	—	遠江 横須賀社	○	一,〇六五	岩代 共同一馬	+	九三〇	氣乘薄にて稍々弛みたる値組み行はれざるも先つ變化なし
十八日	一八〇	七二	六九〇	七五	—	三三	陸前 米屋製絲	□	一,〇四五	上野 下仁田社金字	×	九四〇	引續き更に思はしき注文の來らざるより人氣不味の傾向あり
十九日	一二五	二四五	四四九	三七	一,八二八	一二	駿河 今泉製絲	○	一,〇五〇	上野 碓氷社赤紅葉	×	九二〇	當用口折合ひしもの弗々出來ぜしも直段は何分か安含の成行なり
二十日	二一八	六三	七二〇	一一	三五三	四六	三河 周寶社	○	一,〇五〇	岩代 共同二馬	+	九一〇	前同樣別に變りなく沈靜の商況なり

生絲貿易最近の形況は右に記述せるが如きも今既往に遡て輸出の國別を窺ふに大略如左。

	三十八年	三十七年	三十六年
米國	五、四〇四、五八五斤	六、五六二、五一四斤	四、五八五、〇二六斤
佛國	一、一二七、三七九	一、八九七、四八一	一、六五四、〇二八
伊太利	六九二、四一六	一、一六九、八四八	九七一、三一二
其他	一七、五二〇	二八、七三八	一〇五、一六五

即ち三十七年度に對する三十八年度の減額は伊太利を以て第一とし四割〇八減、次ぎは佛國にして四割〇六減、米國は一割七六減にして其第三に當れり、此外稍々興味あるは露國にして同國に向け從來輸出せられたるもの、内三十六年中九萬六千三百八十五斤なりしに、三十七年度に至りては彼我開戰の餘波として僅々二千百十五斤に減じたるに、三十八年度に及びては全然皆無となり恰も杜絕の觀あり、而して同年度に於て前二年に比し增加を示したるは獨り加奈太にして、三十六年には四千三百二十六斤にして三十七年度は一千七百六十八斤に減じたりしも、昨年度に至て一躍七倍の增加即ち八千二百四十斤に達したり、次ぎに同年度中新に販路を開くに至りしは獨逸(四千二百六斤)布哇(四千六百六十三斤)なりし。

尙機械座繰折返の三種に就き既往五ヶ年間我横濱の埠頭よりして海外市場の需要に應じたる統計を左に示し當業者の一粲に供せんとす。

輸出生絲五ヶ年間種別表

種別	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	一ヶ月平均
器械	三十四年	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤	[illegible]斤
器械	三十五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
器械	三十六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
器械	三十七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
器械	三十八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
器械	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
器械	五ヶ年間平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
座繰	三十四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	三十五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	三十六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	三十七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	三十八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰	五ヶ年間平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
折返	三十四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	三十五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	三十六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	三十七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	三十八年	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
折返	五ヶ年間平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	

備考　總て取引の多きは三十七年度にして器械取引尠なきは三十六年度なり其他座繰及折返しは三十八年度是又尠なし但平均個數は四捨、五入にて算す

紐育市場

紐育生絲市場の狀況に就て同地駐在内田帝國領事の報告を左に掲ぐ。

今本年八月末より十一月中旬に至る當市場に於ける生絲市況を査するに、六月末に於て各産地在荷の拂底、當季繭作不頁の報と相俟ちて相場上騰の氣配を來して以來日を追ふて倍々騰貴の一方に傾き、九月中旬に於て我器械一番最高實に四弗五十仙を唱ふるに至り殆ど其底止する所を知らざりしもの、如くなりしも、同月下旬に至り我横濱市場小疲ありてより爾來今日に亘り次第に下落を來し即今にては我器械一番三弗九十仙より四弗の間に在り、之を先の五十四弗五十仙に比し實に五十仙餘の差額を見るに至れり、今此間に於ける我生絲市價の變動を表示すれば左の如し。

月別	器械一番	座繰一番
八月下旬	自四・二五 至四・二七½ 弗	自四・三五 至四・四〇 弗
九月中旬	自四・四七½ 至四・五〇	自四・五〇 至四・五二½
九月下旬	四・二〇	自四・四二½ 至四・四五
十月中旬	自四・一〇 至四・一五	自四・二七½ 至四・三二½
十月下旬	自三・九五 至四・〇〇	自四・〇七½ 至四・一〇
十一月中旬	自三・九五 至四・〇〇	自四・〇〇 至四・〇七½

又同期間に於ける支那及伊太利絲の市價も亦我生絲と均しく高低し、九月中旬以降は次第に下降せり則ち左の如し。

月別	支那絲 上海器械最上	支那絲 廣東器械飛切
八月下旬	自四・六〇 至四・六二½ 弗	自三・四二½ 至三・四五 弗
九月中旬	自四・六七½ 至四・七〇	自二・四二½ 至三・四五
九月下旬	自四・六七½ 至四・七〇	自三・四〇 至三・四二½
十月中旬	—	自三・二五 至三・三〇
十月下旬	—	自三・二〇 至三・二二½
十一月中旬	自四・六五 至四・七〇	自三・一五 至三・一七½

伊太利絲「クラシカル」

月別	
八月下旬	自四・三七½ 至四・四〇
九月中旬	自四・七一½ 至四・五二½
九月下旬	自四・四〇 至四・四二½
十月中旬	自四・三二½ 至四・三五

十月下旬
十一月中旬

〔自四・二二
至四・二五〕
〔自四・二二
至四・二五〕

今回期間の商況を見るに九月下旬に終る、既往三箇月間の相場變貨は時恰も例年機屋か春秋用織物製造の原料仕入季節に際したれは本年生絲の賣行に少からさる影響を及したるものゝ如し、當時機屋は一般に多量の原料を手許に有せさりしも製品は相應に之を有し絹物荷動の差して見るへきものなきに高價な携ひ原料を仕入れ此上更に持荷を增加するも之に相當する丈の高價を以て賣行かさるときは損失に陥るへきを恐れありしと、又一には例年醫貨の例に照し今暫く買控するときは横濱市場に於て相場を崩し始め市價一般に下落するならんとの思惑より差掛り入用の外仕入を見合せ居りたるか、横濱の形勢案外に强く容易に相場崩落の模様なきを見て已むを得す織物の値段を引上け時相場を以て生絲を仕入れ始めんとする時に當り九月下旬より横濱市場小鼓あり續て支那絲、歐洲絲等も下向き始め居りしも、製品の荷動稍々緩慢の兆ありたるより少數輸入商中には逸早く見切値を以て商談を開始し一割五分位の引値にて賣放ちたる向もありたれども、其後生絲相場は日を追ふて益々下落し停止するところを知らさるより、織物商人は織物の注文を差控へ機屋は生絲の注文を差控ふることゝ爲り、生絲市場は益々不況を呈するに至れり、尤も十月下旬より十一月初旬に亘り製品の賣行少しく景氣付たる觀なきにあらざりしも、機屋は前途生絲相場一層下落するならんと見越し容易に大口注文を出さす、手許原料の續く限は新注文を差控へ居るの有様にして、昨今の取引は相變らず小口に止れり、近着の横濱電報に依れば同市場にては幾分か相場を引上げたるか如くなるも、當國機屋は未だ之を以て相場の下落停止せられたる徴候と認めざるものゝ如し。

今後商況に就ては固より豫言の限にあらざるも、當業者中には本年農産物の好況は一般經濟社界の殷賑と共に絹織物の需要を增加し從て生絲の取引も早晩著しき活況を呈するに至るへしと樂觀するもあり、今茲に本年七月以降九月に至る各國よりの生絲輸入額を示せば左の如し。

國別	七月 數量	七月 價額	八月 數量	八月 價額	九月 數量	九月 價額
佛國	三八、五七九斤	一二七、〇〇〇圓	四九、一三二斤	一四三、七〇七圓	三六、四七〇斤	一二一、八七二圓
伊太利	一九三、三三三	七二八、七八七	二一一、八〇五	八〇五、五一〇	三〇五、一一五	一、二二六、六三九
支那	一一〇、七九二	二五五、九五二	三一三、五五七	七七三、九六一	四一八、一七二	一、三二三、四九〇
日本	一七九、三五五	六四八、四二九	七七八、五二三	二、八六八、七一四	九六三、三八三	三、六九八、二〇八
其他の諸國	三、〇六八	一二、四六二	七、六一二	二九、〇〇七	一四、〇三五	五三、三七五
合計	五二五、一二七	一、七七二、六三〇	一、三六〇、六二九	四、六二〇、八九九	一、七三七、一七五	六、四二三、五八四

又同地最近の電報は左の如し。

生絲市況は前報後格別變りなきも遠からず取引增加の徴候あり、相場は前報通り(一月十七日報)

生絲取引少く增加す、機屋手元原料の拂底と相場下落の模様なきに依るものゝ如し、機械一番四弗より四弗二仙半(一月二十三日報)

生絲市場格別の變なきも現物は少しつゝ取引あり、機械一番三弗九五仙より四弗(一月三十日報)

生絲市況變化なし、器械一番三弗九十五仙より九十七仙半(二月六日報)

里昂市場 (十二月三十日報)

當地の取引模様は元旦の祭日に加て露國の內亂「モロッコ」に關する政治上の紛議等の爲に一層取引を減して緩慢の內に投ぜしめたり、左れば氣配も不振沈靜の一方にのみ傾き爲に挽回の機は見へざるなり。

尤も機屋工場の仕事の振否如何に就て其內容を窺ふに、孰れも製織は相應に繁忙を示し且歐洲全体の機場に於ける原料の需要模様は充分の盛況を呈し居れり即ち歐洲大陸全体の商工業に關する經濟上の現況は健靜にして、就中絹織物工業の如きは他の一般商業社界に比較し割合に活氣を示せるものゝ如し、然れ共機屋の原料買入の手段は不相變當用口の補充に過ぎずして進んて大手に取入るゝ模様一向に見へざるなり、尙生絲目下の在荷の高は各地の市場共機屋の買入薄きにも拘らず常に輕くして滯貨の跡更になし、亦仲買問屋等の手許も同様在荷は多からざる様なり。

現に當佛國の如きも昨年一月より十一月迄の輸入外國生絲の總量數は甚迄になき減少にして、其實數は三百十萬四千三百「キロ」を超過せず、之に對する昨年の總數は四百二十八萬五千、一昨年は四百二十四萬三千四百「キロ」なりき。

歐洲絲の出來直を見るに氣配稍頭重き感あり、去れ共著しき變化もなし、然るに東歐志里亞製絲は取引も活潑に行はれて底意手堅し左に歐洲絲の出來直を示す。

「佛セヴエーヌ」	優等十四—十六	四十九法
同	一等十二—十四	四十七法半
同	二等九—十一	五十法
「ピエモン」	優等十一十二十一—十三	四十八法
同	二等十六—二十	四十六法
伊太利	二等十一—十三	四十六法
志里	一等九—十一	四十六—四十七法
同	上二等九—十一	四十五—四十六法

米國にては歲末の祝祭日等の爲に取引休業し氣配更に振はず、馬耳塞港の繭相場も同様沈靜となりたれば乾燥繭の賣行は皆無なりき。

極東の生絲は氣配一定せず、昨今左の出來品に過ぎざりし。

日本生絲器械製絲	一半	十—十二	四十七法七十五
同 同	一半二	十一—十二	四十七法
同 同	一半二	十一—十三	四十六法七十五
同 同	二	十一—十三	四十五法半
同 同	一半	十三—十五	四十三法七十五—四十四法

外報

伊國「パドヴァ」蠶業試驗場に於ける蠶兒飼育の概況 (承前)

在伊國通信委員　峰村喜藏

八　溫度の觀測

各蠶室內に攝氏と列氏の度目を附したる檢溫器一個づゝを懸垂し目的の溫度を定め置き、其より餘り上下せしめざる樣注意するのみにして別に回數を定めて觀測し之を記入し學生をして溫度と蠶兒發育との關係等を調査せしむることなく、又乾濕計を用ひず、溫度を知らしむることとなし、尤も各蠶室內に小箱を置き其中に石灰を入れ以て室內の濕氣を吸收せしむる裝置をなせり、外氣の觀測も亦絕へて行はざりし。

九　摘桑

初齡期より幹の儘切斷し來り後葉を取り更に樹上に於て扱き取りを行はず、又本邦に於けるが如く一葉摘み等は絕へて行はざりき。

十　貯　桑

種蠶の際は柳枝製の籠に入れて貯へ、後蠶齢の進むに從ひ前記貯桑室なる棧丸を布きたる床上に一面に擴げ置くのみにして其量多からず、種蠶の際は屢〻雨桑を切り取り來り、屋内に於て乾したることありたり、盛蠶期に至りても亦多少降雨せざることありしも、終日降り續くことなきが、以て長く貯桑し置くの必要なく、只々二三回分を貯ふるのみ。

十一　到桑及給桑

一、二、三齢間は桑葉を一葉づゝ重ね約四五十葉を縦なりになるめ、細長き庖丁を以て卓子の上に敷を置き其上にて煙草切りとなし、四齢期及五齢期二日目迄は到桑器を以て蠶桑共に到桑し、二分目乃至三分目の食餌を以て之を飼ひ、桑椹及蠶を除く目的なれども到桑多く落下し共に之れを拾ふるを以て、百分中約十五六分の廢桑を生じ甚だ不經濟の方法なり、之れを本邦に於て行ふ如く箕吹となしたらんには單に桑椹及蠶のみを拾ふことを得れども伊國には此法なし。

時に或は切り置きをなし床上に落ちし桑葉を漫りに踏み附け廢桑を多く出し、又到桑給桑等に際し更に洗手することなく、甚だしきは吸煙しつゝ到桑する學生ありて甚だ粗雑を極めたり、以上の如く調理せし桑葉を、一回、四齢期には三時間毎に一回、五齢期に至りては二時間毎に一回、同後到桑を給すること前齢に同じ、但最初の二日間は三時間毎に給桑を以て始めとなし午後は六時乃至八時各齢共に毎日午前六時を以て始めとなし午後は六時乃至八時を以て給桑の終りとなす、夜中二時間乃至十時間は更に給桑することなく飼育者は皆安眠に就く、

も從つて不揃ひ隨分間違ひらしき結果を現はし居れども、繁なるに反し夜中無給桑の長き隨分面白き行爲なり、一種類中二回乃至三回、四回に分つの故、此後れの揃ひ立ちある分には一齢中毎日一時間毎に給桑し、四、五日の後略ぼ先口に追ひつかしめ以て一齢一給になす。

給桑の法方も亦甚粗雑にして厚薄不同更に之等に對し一定の律あるなく、又實修育試驗育を通じて桑量を驗して給せしを見ず。

十二　除沙分留

除沙は頻繁にして四齢期迄は殆んど隔日に一回づゝ行ひ五齢期には毎日一回づゝ行ひたり、其法各齢共に蠶見の上に孔明き紙を被ひ其上に三、四回給桑して之を他に移す、又五齢期には落大の麻糸製一寸目の網を用ひたり。

除沙用孔明き紙の種類は左の如し。

一齢用　一枚の長さ一尺一寸巾八寸、孔の直徑一分千枚の價我が二圓八十錢

二齢用　一枚の長さ二尺六寸巾一尺九寸、孔の直徑一分五厘百枚の價一圓八十錢

三齢用　孔の直徑三分其他同前

四、五齢用　孔の直徑四分五厘其他同前

分留は除沙の際適宜之を行ひたれども亦定まりなく厚薄甚不同なりき。

十三　蠶見の經過

蠶見の擇立、催眠、蠕眠、桑附、催蠕、上蔟等の各項につき更に委しき調査をなさず、單に幾日擇幾日一眠と云ふが如く日を記するのみ、今實修育蠶見の經過につき調査せしもの

を左に記さん、然れども桑留桑附等甚だ不規律なるを以て蠶

1　掛合は せ日本種

蠶齢	飼食月日	休食月日	被蔟月日	食桑日數	休食日數	節中日數	室内平均温度
一	五月四日午前十時孵立	五月九日正午	五月十一日午前六時	五日二時	一日十八時	六日二十時	七四・〇
二	五月十一日午前六時	五月十二日正午	五月十八日午前六時	五日六時	一日十八時	七日	七三・三
三	五月十三日午前六時	五月二十一日午後六時	五月二十三日午前六時	五日十二時	一日十二時	七日	七二・〇
四	五月二十四日午前六時	五月二十九日正午	六月六日午前六時	六日六時	一日十八時	八日	七三・一
五	六月二日午前六時	六月三十一日午前六時	六月七日午後六時上山	（蔟時間體量一顆一笈三分）		七日十二時	七四・九
計平均						三十四日八時	七三・五

2　掛合は せ白繭

蠶齢	飼食月日	休食月日	被蔟月日	食桑日數	休食日數	節中日數	室内平均温度
一	五月五日午前十時孵立	五月十一日午前十時	五月十三日午前六時	六日	一日二十時	七日二十時	七三・九
二	五月十三日午前六時	五月十九日午前六時	五月二十日午前六時	四日十二時	一日十二時	六日	七三・二
三	五月二十日午前六時	五月二十四日午前六時	五月二十六日午前六時	五日	一日十二時	七日	七二・一
四	五月二十六日午前六時	五月三十一日午後六時	六月二日午後二時	五日十二時	一日二十時	七日八時	七三・三
五	六月二日午後二時	六月九日午後六時上山	（蔟時間體量一顆一笈一厘）			七日四時	七五・一
計平均						三十五日八時	七三・五

3　掛合は せ黄繭

蠶齢	飼食月日	休食月日	被蔟月日	食桑日數	休食日數	節中日數	室内平均温度
一	五月五日午前十時孵立	五月十一日午前十時	五月十三日午前六時	六日	一日二十時	七日二十時	七三・九
二	五月十三日午前六時	五月十七日午前六時	五月十九日午前六時	四日十二時	一日十二時	六日	七三・二
三	五月十九日午前六時	五月二十四日午後六時	五月二十六日午前六時	五日	一日二十時	七日	七二・一
四	五月二十六日午前六時	五月三十一日午後六時	六月二日午後二時	五日十二時	一日二十時	七日八時	七三・三
五	六月二日午後二時	六月九日午後六時上山	（蔟時間體量一顆一笈二厘）			七日四時	七五・一
計平均						三十五日八時	七三・五

4　掛合は せ支那種

蠶齢	飼食月日	休食月日	被蔟月日	食桑日數	休食日數	節中日數	室内平均温度
一	五月二日午前十時孵立	五月九日午後六時	五月十一日午後六時	六日	一日十二時	七日二十時	七四・〇
二	五月十一日午前六時	五月十六日午前六時	五月十八日午後六時	五日	一日十二時	七日	七三・三
三	五月十八日午前六時	五月二十三日午後六時	五月二十五日午後六時	五日十二時	一日二十時	七日八時	七三・三
四	五月二十五日午前六時	五月三十一日午後六時	六月二日午後二時	五日十二時	一日二十時	七日四時	七五・一
五	六月二日午後二時	六月九日午後六時上山	（蔟時間體量一顆一笈二厘）			三十四日二十時	七三・五
計平均							

五	五月十七日午後六時	五月二十二日正午				
四	五月二十四日午前六時	五月二十九日午前六時				
五	五月三十一日午前六時	六月六日午後六時上山				
計平均						

5 佛國「ジョルネ」氏白繭種

一	四月三十日午前十時掃立	五月七日午前六時	五月二十四日午後六時	六月一日午後六時	六月十八時	七二・二
二	五月八日午後二時	五月十二日午後四時	五月二十九日午前六時	六月二日午後六時	七日	七三・一
三	五月十四日午前六時	五月十八日午後六時	五月二十九日午後六時	六月三日午後六時	六日十二時	七三・四
四	五月二十日午前六時	（秋化病蠶發の爲め五月二十二日より四齢四日目に蔟替す）			三十四日八時	七三・五
計平均						

6 日本小石丸

一	五月三日午前十時掃立	五月九日午後六時	五月二十四日午前六時	五月二十八日午後六時	四日十八時	七二・二
二	五月十一日午前六時	五月十六日午前六時	五月二十四日午後六時	五月二十九日午後六時	五日	七三・一
三	五月十七日午後六時	五月二十二日午前六時	五月二十五日午前六時	五月三十一日午後六時	六日十二時	七三・四
四	五月二十四日午前六時	五月二十二日午後六時	五月二十五日午後六時	（盛蠶一頭當一匁三分二厘）	三十四日八時	七三・五
五	五月三十一日午前六時	六月四日午後六時上山	五月二十六日午前六時			
計平均						

7 高麗種

一	五月四日午前十時掃立	五月九日午後六時	五月二十一日午前六時	五月二十六日午後六時	五日八時	七二・二
二	五月十一日午前六時	五月十六日午後六時	五月二十二日午前六時	五月二十七日午後六時	五日十二時	七三・一
三	五月十八日午前六時	五月二十三日午後六時	五月二十三日午前六時	五月二十八日午後六時	五日十八時	七三・四
四	五月二十五日午前六時	五月二十三日午後六時	五月二十四日午前六時	五月二十九日午後六時	六日二十時	七三・五
五	六月一日午前六時	六月七日午後六時上山	五月二十四日午後六時	五月三十一日午後六時		
計平均						

8 支那金黃種

一	五月五日午前十時掃立	五月十日午後四時	五月二十一日午前六時	五月二十六日午後六時	五日六時	七二・二
二	五月十二日午前六時	五月十六日正午	五月二十一日午後六時	五月二十七日午後六時	五日十二時	七三・一
三	五月十七日正午	五月十八日午後六時	五月二十二日午前六時	五月二十八日午後六時	五日十八時	七三・四
四	五月二十二日午前六時	五月二十一日午後六時	五月二十三日午前六時	五月二十九日午後六時	六日二十時	七三・五
五	五月三十日午後六時	六月二日午後六時上山	五月二十四日午後六時	五月三十一日午後六時		
計平均						

9 日本白繭種

一	五月四日午前十時掃立	五月九日午後六時	五月二十一日午前六時	五月二十六日午後六時	五日八時	七二・〇
二	五月十一日午前六時	五月十六日午前六時	五月二十一日午後六時	五月二十七日午後六時	五日十八時	七三・三
三	五月十七日正午	五月二十四日午前六時	五月二十二日午前六時	五月二十八日午後六時	六日二十時	七三・三
四	五月二十四日午前十時	五月二十四日午後六時	五月二十三日午前六時	五月二十九日午後六時	七日	七二・七
五	五月三十日午後六時	六月七日午後六時	五月二十三日午後六時	五月三十一日午後六時	七日十二時	七二・九
計平均					三十四日七時	七三・四

10 伊國黃繭種「グランサッソ」

一	五月二日午前十時掃立	五月八日午前十時	五月十日午後六時	五月十五日午後六時	五日六時	七二・〇
二	五月九日午前六時	五月十五日午前六時	五月十一日午後六時	五月十六日午後六時	五日十二時	七三・三
三	五月十日午前六時	五月十六日午前六時	五月十二日午後六時	五月十七日午後六時	五日十八時	七三・三
四	五月十一日午前六時	五月十七日正午	五月十三日午後六時	五月十八日午後六時	六日二十時	七二・七
計平均						

11 伊國黃繭種「ラルム」

一	五月二日午前十時掃立	五月八日午前十時	五月十日午後六時	五月十五日午後六時	五日六時	七二・〇
二	五月九日午前六時	五月十五日午前六時	五月十一日午後六時	五月十六日午後六時	五日十二時	七三・三
三	五月十日午前六時	五月十六日午前六時	五月十二日午後六時	五月十七日午後六時	五日十八時	七三・三
四	五月十一日午前六時	五月十七日正午	五月十三日午後六時	五月十八日午後六時	六日二十時	七二・七
計平均						

12 伊國白繭種「ロビネ」

一	五月四日午前十時掃立	五月十日午前十時	五月十二日午後六時	五月十七日午後六時	六日	七四・〇
二	五月十二日午前六時	五月十六日正午	五月十三日午後六時	五月十八日午後六時	四日六時	七三・二
三	五月十三日午前六時	五月十七日正午	五月二十三日午後六時	（秋化病蠶發五月三十一日悉皆拔棄ゼリ）	四日十八時	七三・二
四	五月二十三日午後六時					
計平均						

會務錄事

評議員會

二月六日午後三時より麹町區富士見町富士見軒に於て本年に於ける第一回の評議員會を開き、本會特別會員松岡康毅氏を招待し農商務大臣に就任せられたる祝意を表したり、而して此日出席せられたる松平會頭其他評議員諸氏の姓名及議題は左の如し

會頭男爵　松平　正直　　副會頭農學博士　酒勾　常明
　　伊藤富治郎　　八田　達也
　　伯爵　正親町實正
　　加賀山辰四郎　　高木　三郎
　　土屋　泰　　綿木　喜三
　　南條吉左衛門　　法學博士　桑田　熊藏
　　工藤　善助　　丸岡寛三郎
　　男爵　船越　衛　　北村　七郎
　　紫藤　章　　下田伊左衛門（いろは順）

議題

一、地方委員規程改正の件

二、蠶絲業生產品輸送及運賃に關する件

議題の第一地方委員規程の改正に就ては吉池理事より本會の一大擴張を爲すに際しては現行規程は甚だ不充分の感を免れざれば改正を加へんとするとの說明をなし、多少の修正を加へて別項記載するが如く原案を可決したり、第二蠶絲業生產品輸送及運賃に關する件は吉池理事より調査委員會の經過を述べ、結局遞信大臣に對して之に關する更改を建議し其實行を期することを決議したることを報告し、滿場異議なきを以て該建議案に就き討議したるが是又異議なく可決せり、而して會頭の注意により農商務大臣に對しては遞信大臣に本建議を提出したるにより蠶絲業の發達を促進する爲め助成せられたしとの書面を提出することゝなせり、其建議書等は即ち卷頭重要記事に掲ぐるが如し。

右議事中松岡農商務大臣の臨席あり、會議結了後松平會頭は評議員諸氏を一ヶ大臣に紹介せられ、次で一同食堂に入りて晩餐の卓に列せり、宴酣にして會頭は徐に起て本會特別會員なる松岡康毅君が農商務大臣に就任せられたるは本會の頗る光榮とする所なり、戰後の經營として輸出品の增殖發展を

圖るの急務なるは言を待たざる所にして特に輸出品中の巨擘たる蠶絲業の振興は最も緊要なりとす、然るに幸にして蠶絲業は發展の餘地綽々たるものあれば、我大日本蠶絲會は此際大に奮て之が改良に盡力せんと欲す、此時に當り斯業に心を寄せ、本會に籍を置かる、松岡君が當局大臣となられたるは本會の最も歡迎する所なり、大臣閣下希くば斯業に對して一層の注意を拂ひ其擴張發展に就て御配意あらんことを望むとの意味を演說し三聲を擧げて大臣の健康を祝したり、次て松岡農商務大臣は本會が從來斯業に貢獻する所多きを讃し、戰後の經營上一層の盡力を望み且職務上と否とを問はず斯業の振興に關しては感分の力を效さんとの演說あり、杯を擧げて列席者の健康を祝されたり、是より各員互に胸襟を披て歡談せるが、時節柄生絲檢查法案は談柄となり頗る盛場を賑はせり、夫より繰木喜三氏が囚作地の人氣を鎭壓せん爲に作られたる御見舞ちよぼくれを唄出され、妙所に至る毎に拍手を以て迎へられたるは時に採りての愛嬌と聞くべし、而して諸員の散會せるは九時點頃なりき。

地方委員規程

第一條　本會は事業の擴張を圖る爲支會の設置なき地方に委員部を置き其地方の會員中に於き地方委員長及地方委員を囑託す但し土地の狀況に依り委員部を置かざるときは第四條を適用せず

第二條　地方委員長は一委員部に於き一人とし地方委員の數は之を定めず

地方委員長及地方委員其地方を離れたるとき又は其地方に支會を設置せるときは解除せられたるものと看做す

第三條　地方委員長は其地方に在る地方委員を指揮す

地方委員は地方委員長の命を受け擔當區域内に於て會務に從事す

第四條　委員部を置かざる地方の地方委員は本會々頭の命を受け會務に從事す

第五條　本會は地方に於て事業擴張に要する經費を支辨する爲會費納付高の一割を其委員部に交付す

學藝委員及通信委員規程

第一條　本會蠶絲業に關する調査又は質問に應答をなす爲會員中學術技藝に達したる者に學藝委員を囑託す

第二條　本會は蠶絲業上の通信報道をなす爲海外に在留する會員中に於き通信委員を囑託す但し海外に於ける名譽ある學者實業者に對し時に名譽通信委員を囑託することあるべし

第三條　委員の數は之を定めず其任期は三ヶ年とす

第四條　本會は規定の旅費日當を支給し通信運搬料を要したるときは其實費を支辨す

調査委員會

一月二十四日神田區錦町三丁目三河屋に於て、義に評議員會決議の結果に依り蠶絲生產品の輸出及運賃に關する調査委

員會を開會せり、役員側よりは松平會頭、酒匂副會頭、吉池理事臨席、調査委員にては北村七郎、伊藤宮治郎、羽田桂之進、練木喜三、角田喜右作の諸氏參集せられ、詳細なる調査講究を經て決了したり

島根支會役員の更迭

本會島根支會に於ては曩に幹事長鈴木貞太郎、幹事管澤德三郎の二氏辭任し、幹事赤木恒三郎氏は戰地に於て死亡せられたるが、今回左の三氏補欠として當選せり。

幹事長　池永馬太郎
幹事　松井理三郎　岡藏本基三郎

信濃支會設立の計畫

長野縣は本邦蠶絲業の中心にして本會々員の數に於ても全國中の多數を占め、既に北信、下伊那の二支會を設置せるが更に一歩を進めて長野全縣下を一圈とし大に活動する所あらんとて、此程同縣蠶種同業組合聯合會長工藤善助氏其他重なる人々は長野市に會したるを機とし、信濃支會設置の計畫を爲し左の規程を議決したり

大日本蠶絲會信濃支會設置規程

一大日本蠶絲會信濃支會を設置す
一既設支會に對しては合同の勞勝ち爲し各會下を一圈と爲すこと
一創立總會は各組合長及組合會計議員幷に副組長に囑托し組合會組長を以て委員長とす
一委員は會員を募集し創立總會の準備を爲すこと
一委員長は委員中より九名の協議員を推薦し該案の交渉及會則を協定せしむ
一支會創立總會は明治三十九年三月中に決行すること
一創立總費は有志の義捐を以て之れに充つること
一事務は總會事務所に囑托すること

會員動靜

本年一月中本會に入會せられし者左の如し

○特別會員

京都　西村清藏
同　四方佐一郎
同　井田市藏
愛知　前田健次
同　由良祐右衛門

○通常會員

東京　四多屋商業學校　小學校
同　吉田虎吉
同　林清吉
京都　鹽見顯太郎
同　西村源之助
同　大東友七
同　早川松之助
同　山口善三郎
同　宮田仙藏
同　河田源藏
同　大槻德藏
同　鹽見信次郎
同　藤井吉右衛門
同　田中彌一郎
同　志賀治一郎
同　志賀覺兵衛
同　大槻勝太郎
同　遠藤三郎兵衛
同　坂根勝太郎
同　倉橋吉藏
同　西村玄次郎
同　松本幸太郎
同　宅間藤馬
同　長谷部猴太郎
同　足立芳太郎
同　向仲愿吾
門　醇一

京都　堀口清
同　森田繁太郎
同　吉岡清左衛門
同　蓑村綱治
同　四方貞雄
同　山口直藏
同　出口吉三郎
同　高倉宇之助
同　高橋初三郎
同　井上金重
同　松井力太郎
同　波多野福太郎
同　箕下久吉
神奈川　山本榮治
兵庫　木下ゑき子
同　足立政次郎
新潟　磯部八五郎
同　鷲澤順光
同　竹內仁平
埼玉　富井大三郎
同　齊藤正則
同　井上豊秋
同　村田國吉
同　堀內峰松

埼玉　村田伊代吉
同　飯島排次郎
同　森長松
同　橋本模之吉
同　福島銀藏
同　福島角次郎
同　新井龜三郎
同　富田新八吉
同　清水貞吉
同　櫻澤甚平
同　卜部鐵三郎
同　五十嵐錦吉
同　增田榮三郎
同　飯島嘉平
同　千葉賢三郎
同　石橋太十郎
同　增田專吉
同　五十嵐幸平
同　八木周吉
同　山口福次郎
同　松本鶴太郎
同　清水清一郎
同　茂木寬作
同　荻原晉平
同　千葉時崎武夫
同　須賀三朗

埼玉　板垣友次郎
同　須賀庄作
同　須賀彌三郎
同　竹內善作
岩手　田邊惣太郎
愛知　塚越仲三郎
同　橋本丹藏
鳥取　羽宮三郎
茂木文五郎
茂木小平
茂木浅八
静岡　阿久戸重平
茂木文五郎
茂木亮作
阿久戸國吉
小關森次郎
井澤萬平
坂井廣吉
清水明雄
高橋桂三郎
奈良傳治郎
長谷川吉郎
岡田義太郎
佐藤慶一
菅谷元治

茨城　入江秋二郎
池田源三郎
栃木　古澤恒一
同　今泉源治
鈴木清一
吉橋丈太郎
松田寬三
田中忠藏
後藤常藏
愛知縣農會
太田兵太郎
古山多三郎
島根　居善七
兗川喜三郎
縣　茂太郎
黒田龜次郎
長谷川合二
夏目榮治郎
中野信輔
篠原庄作
井出源作
岡田義太郎
佐藤慶一
柴田良一

静岡　平井才次郎
同　中津川正一
同　秋元棟平
同　鈴木一九
同　清水浦太郎
同　佐原周作
山梨　早川武
同　邊徳
同　眞中直道
同　鈴木多吉
同　小泉彌門
同　小野六三郎
同　坂木五平
同　辻平吉
同　永興作
同　永勘次郎
同　永清作
同　永正平
同　永龜太郎
同　澤雄
同　澤鬼子郎
岐阜　中村嘉行
同　高野惣兵衛
同　弐房
同　池田喜一

山梨　杉田茂
同　長田操
同　原熊治郎
同　小宮山市太郎
同　高山米作
同　山崎角次郎
同　鮎澤房太郎
同　生原龜太郎
同　田中喜一
同　櫻林美治
同　上原魯平
同　鷹野甚兵衛
同　堀内茂信
同　根津甚五郎
同　緑川爲一郎
同　菊島謙一
岩手　友田圓八
同　古屋徳太郎
同　田邊藤太郎
同　細野徳重
同　窪田富作
同　山田利吉
同　吉村萬彌
同　吉村勘六
同　井川茂兵衛

岐阜　篠田五郎
同　正儀原秀作
同　吉池助左衛門
同　青木小一
同　松田善三
同　森田八十八
同　宮入八重作
同　小池義男
同　宮坂留吉
同　小倉鎌太郎
同　長谷川長三郎
同　佐々木重二郎
同　小野愛吉
同　吉田彌十郎
同　八木沼與次郎
同　渡部繼綱
同　佐藤吉平
同　（前澤座繰製糸株改良組合）
菅原甚右衛門
同　小林辰吉
同　出口貞七
同　菊地鴻輔
同　木村七五郎
同　太田幸五郎
岩淵廣三郎

岩手　千葉英太
佐々木武兵衛
同　千田吉兵衛
佐々木卯太郎
同　福地榮吉
同　千田竹三郎
同　千葉龜治
同　小野寺熊彦
同　菅原徳三郎
同　千葉清作
同　佐藤新兵衛
同　穂口久助
同　赤坂潤治
同　加藤常治
同　川村福治
同　佐竹金七
同　工藤庄六
同　佐竹新吉
同　中村久太郎
菊池修二
鈴木喜四郎
渡邊勤藏
渡邊要治
杉坂高吉
武田彌四郎

山形　渡邊源吉
同　齋藤久米太郎
同　大場三郎
同　多田貞治
同　渡邊長作
同　丹野傳四郎
同　眞田藏吉
長谷川小左衛門
同　飯野喜作
同　奥山小次郎
同　渡邊織之助
同　渡邊豊太郎
同　高林亥助
同　庄司長太郎
朝日社製絲所
同　片倉久助
同　横山壯輔
松田產三
同　丸川作平
同　田村久四郎
秋田　秋山右一
同　北彌作
石川　加茂野喜平
鳥取　福光繁太郎
同　坂本賴藏

鳥取　本角文藏
同　糸原吉藏
島根　小川辨次
同　三谷登一
同　岡山作
山口　岩政柳介
和歌山　赤坂久吉
德島　後藤田常太郎
七條松太郎
糸田川　榮重郎
横田純太郎
中野長十郎
安部藤吉
城井三二
大分　大隈憲司
矢野林次
内尾傳次
合志次郎
野中謹雄
西川重平
牧友喜
高木安次
西東永松
竹熊駒男
立川榮

宮崎　長峰榮
同　藤浪安盛
西俣秀藏
川崎藤吉
日高仲太郎
北海道　計二百九十六名

右の内にて西多摩郡當高等小學校は下田伊左衛門氏の吉田（虎吉）氏は石川國太郎氏、鹽見氏以下四十三氏は京都支會。山本氏は藤島盈文氏。木下氏は農田周藏氏。池邊氏は新潟支會。竹内（仁平）氏は加藤勝三氏。當井氏は武田武平氏。齊藤（正則）氏は小久保轍太氏。井上（豐秋）氏以下三氏鯵澤氏は井口幹夫氏。森氏以下四十一氏及佐藤（吉平）氏は飯島辨次郎氏。坂井、清水（明雄）の二氏は橘尾薫一氏。時崎、齋谷の二氏は村松虎二氏。入江氏及前澤座繰製絲改良組合は肥塚樣五郎氏。古澤氏は荒井格太郎氏。一色氏は早乙女藤太郎氏。今泉、鈴木（清一）の二氏は渡邊榮氏。松田（寛三）氏は植原邓助氏。前田、長谷川（吉郎）、秋山、田中（忠藏）の四氏は松田寛三氏。愛知縣農會は橋本定吾氏。太田氏以下十九氏は針谷善作氏。早川（武）氏は早川利雄氏。田邊氏以下五氏は山梨支會。辻氏以下九氏は代永金太郎氏。原（弐）氏は菊島一氏。池田、杉田の二氏は小野元兵衛氏。長田氏以下四氏は田中貞吉氏。鮎澤氏以下五氏は鈴木常吉氏。堀内（茂信）氏は河野喜秀氏。根津氏以下八氏は古屋久昌氏。吉村（勘六）氏は後藤作氏。松田（善三）氏は田畑宇平氏。森田氏は下伊那支會。小倉、長谷川（長三

郎）の二氏は藤澤藏次郎氏。佐々木（重二郎氏は宮城支會）小野（養吉）氏は八城平四郎氏。八木沼氏は佐藤隆規氏。菅原（甚左衛門）氏以下十九氏は太田專治氏。加藤氏は鈴木彦夫氏。佐竹（金七）氏は山川金三郎氏。工藤氏以下三氏は芦野泰治氏。鈴木（喜四郎）氏は菱木柳司氏。渡邊（勘藏）氏以下八氏は毛呂正容氏。丹野氏以下八氏及朝日社製絲所は村形貞次郎氏。片倉氏は精育館。北氏は村田榮文氏。稲光氏は坂本頼藏氏。糸原氏は濡口忠次郎氏。三谷氏は都九綱吉氏。山岡氏は澁見宿達氏。岩代氏は田口支會。赤坂（久吉）氏は田代龍氏。後藤田氏は宮田益三郎氏。七條氏以下三氏は横田長太郎氏。城井氏以下三氏は辛島宗浩氏。合志氏以下五氏は棚谷久一郎氏。長峰、藤浪、西俣の三氏は白崎任之氏。川崎氏以下三氏は池田榮太郎氏。立川氏は高橋三之助氏。宮田（駒五郎）氏は千藤一筐氏就れも紹介せられ。田中（省一郎）氏以下、足立（政次郎）、磯部、飯島（辨次郎）、高橋（桂三郎）、奈良、池田、吉橋、後藤（常藏）、吉村（萬彌）、井川、篠田、宮入、小池、宮坂、吉田（彌十郎）、渡部（織綱）、川村、横山（松田（逸三）、丸川、田村（久四郎）、加茂野、本角、小川（辨次）、安部、竹熊、中山、五十嵐（廣作）の三十氏は就れも各自に申込をれたり。

又同月中死亡せられし者左の如し

○通常會員

福島　大室惣吉

本會々員現在數（明治三十九年一月末日現在）

九千百五十八名

名譽會員　十三名

特別會員　三百四十一名

通常會員　八千八百四名

正誤

前號（第百六十四號）掲載入會者氏名中田端岩吉は岩藏、澤田庄吉は庄六、高田和吉は高谷の何れも誤植に付訂正す。

蠶桑雜觀

韓國蠶業經營

韓國蠶業の將來は頗る有望なるは具眼の士夙に唱導する所なり、農商務省は養に之が經營を企圖し調査せられたる結果の概要を聞くに、改良すべきものとしては桑園の增加、桑の品種、飼育室及飼育法、蠶の品種、養蠶を副業となす習慣養成、製絲法等にして、利用すべきものとしては河邊の未耕地、原野等とし、尚之に對する行政機關、勸業機關、教育機關等の施設なりと吾人は一日も速に實行の域に達すると共に異大なる成効の顯著に接するを望む。

生絲檢査法案に就て

今期の議會に提出されたる生絲檢査法案は、僅に是れ三條より成立せる極て簡單なるものに過ぎざれども、製絲業界の一大問題となり喧々囂々、政黨者間も亦之を論難する者多く今や下院特別委員の手にあるも、此儘にては過ての運命甚だ覺束なきに似たり、今法案の全文を掲くれば左の如し。

第一條　本邦生産の生絲は生絲檢査所の檢査を受くるにあらざれば輸出の用に供することを得ず

第二條　主務大臣必要ありと認むるときは輸出生絲檢査の請求を命ずることを得

第三條　前條に依り生絲檢査の請求をなしたる場合に於て檢査を受けざる生絲を輸出し又は輸出せんとしたる者は五千圓以下の罰金に處す

附　則

本法は明治三十九年四月一日より之を施行す

生絲檢査所法は之を廢止す

理　由

現行生絲檢査所法は檢査手數料を徴收せざる現定にして當初奬勵の趣旨に出でたるも今後は相當の檢査手數料を徴收するを適當なりと認むべく且粗製品の輸出今未然に防遏する必要ある場合に於ても檢査の請求を命ずるの途を啓き以て本邦生絲貿易の增進を期せんとす尚本案を提出する所以なり

發案及反對兩者の論爭の點を觀るに發案者は

一、現行生絲檢査所法は法律として甚だ不備なり、特に生絲檢査手數料は次の如く微收の必要起りたるに拘らず、徴收するを得ざることなり居れり。

二、米國相業者の團體より外國に輸入する生絲に對し正量檢査を行ふの請求あり、本邦の當業者は何れも贊成するも、之に應ずるには生絲檢査所の規模狹隘なれば擴張するの要あり、然るに國費多端の折柄なるを以て歐米の檢査所の型に做ひ花蓮檢査等の例を追ふて幾分の檢査手數料を徴收して擴張に要する財源の一部に充てんとす。

三、現今に於ては生絲貿易は善良の發達をなし惡弊の聲を聞かずと雖も、若しも他日奸譎の徒ありて輸出生絲の上に不正の行爲を加ふるあらば救ふべからざる患害を生ぜん、依て豫防的に强制檢査をなし得るの道を啓きたるなり。

反對者は聲を高ふし曰く。

一、生絲は本邦第一の輸出的物産たり、故に戰後の經營として大發展を期せざるべからず、之を以て奬勵保護を加ふべき必要あるに際し、緩令少許なりとも檢査手數料を徴するは策の得たるものにあらず。

二、元來生絲貿易は信用を以て基礎とするを以て、昔日の如く不正生絲を輸出せるものは一掃し去り弊害なし、故に强制檢査を施すの必要を認ず。

三、政府は强制檢査は平素に於ては之を行はずと言ふも、必要と認むるの文字は如何の場合の良き文字にて、何時にても之を行ひ得るものなり、若し之を猥に行はんか當業者をして商機を逸せしむるのみならず弊害百出生絲貿易の發達を害するに至らん。

或は又說を爲すあり、之を歐米生絲檢査所の例に照すに强制檢査を行ふは不穩當なり、生絲檢査なるものは貿買兩者の便益を與ふる爲に行ふものにして、受檢者は夫れ丈の便益を享くるものなれば檢査料を拂ふべきは當然の義務なり、依て修正の上通過せしむべしと、或は曰く生絲檢査所の擴張可なり、正量貿買の開始可なり、然れとも現時は極力蠶絲業奬勵を行ふべきの時なれば檢査料を徴收するが如き政策は採らざるを可とす、議論紛々たり、決する所の運命は如何、之を數日の後に徴せん。（二月十八日稿）

里昂生絲商組合の生絲正量檢査反對

里昂生絲商組合は本邦生絲檢査所に於て米國絹業協會の要求を容れ正量檢査をなす場合に際し、佛國に對て日本が同樣の提議をなす場合には之を拒絕すべしとの決議をなせりと、而して其論旨に就ては甚た蔵服せざるものあり、或は日本生絲を日本の檢査所に於て檢査をなすとき、勢ひ里昂檢査所の檢査數を減少し檢査料の收入に影響する爲に斯る惡聲を放ちしにあらざるやを疑はしむ、今其全文を記せば左の如し。

千九百六年一月一日以後合衆國に輸出さるゝ總ての生絲は日本帝國檢査所に於て其正量、品位及荷造等の檢査を經んが爲め米國絹業協會より横濱に於ける諸機關に提出せられたる要求を研究せんか爲め特別集會を召集せられ玆に在里昂生絲輸入商並に其代理人は之が實行上左の諸困難を實現すべきことを宣告せり

米國絹業協會に於て請求せられたる改革の案件は今後歐洲に向つても亦提出せられんこと疑ふべからざる所なりとす

歐洲の花客は横濱の纎度檢査證を信認せず現物並に未着商品とも歐洲檢査を要求すべし

横濱に於て先づ生絲各俵の檢査を爲し生絲に重大なる損害を生じ更に歐洲に於ける再檢査に於て其損害た加重せらるべし永年の經驗に徵するに再度の正量檢査を施すときは多くは目減りを來すものとす然るに今般横濱の生絲商が作成するインヴォイス面の實量と歐洲に於ける檢査正量とを比し敢て横濱にて改めて各俵の正量檢査を受けざるべからざるが如き甚しき差異あるを發見せず故に吾人は現在の狀態を以て寧ろ優れりとなす

米國絹業協會の要求せる案件は實際に於て不可能なりとす何となれば日本生絲檢査所は何れの點に於ても其設備狹小なればなり若し日本政府に於て之を認め而して巨大なる檢査所の改築をなすものとするも未だ之を以て諸種の困難を除去するを得ざるなり

檢査繁忙の際に於ては又輕躁粗略なる檢査上の過失より生ずるにせよ或は品質の異なる荷物の混合に因り生ずるにせよ數々意外の出來事を惹起すべし而して此等出來事の責任は之を輸出業者に歸せらるべきも如何せん輸出業者は檢査後に於て檢査すべき手段を有せず賣買前日本の賣方の手に依り作成せられたる纎度檢査證は承認せられざるべし。

輸出商が自ら商品の檢査を爲したる後檢査所に於てなす所の各俵の纎度檢査は正量檢査の場合に於けると同樣なる諸種の困難を生ずるなるべし

市場活動の時期に於て起れる檢査上の過失錯誤の爲め歐洲に於ける荷渡を延滯せしめ輸出商は之が損害を負はざるべからざることゝなるべし且つ多數の檢査は常に取引の結了に幾多の時日を延引せしむ亦歐洲に買附結了報告の發電を遲延せしむ

破議引戻の際相場昂騰の時期に於ては商品の代轉をなさんことは到底不可能のことたるべし斯くして取引の圓滑なる行動及其敏活なる行爲をなさんとする上に一大障害を與ふべきなり

若し吾人輸入商に於て荷證を日本生絲檢査所に一任することを承認するとせば吾人の横濱の取引先（即ち買入をなす商人を云ふ）に對し不當なる不信を置くに均し且に於てか吾人輸入商人は斯る誘惑の原因を爲すべき案件に對し絕對的に反對せざるを得ざるなり

本會は玆に左の決議を與へたり

在里昂生絲輸入商及代理者の集會は日本帝國生絲檢査所の正量、纎度、荷造、檢査に關し横濱商習慣の改革を爲さんが爲め發言せる米國絹業協會の提出案件に對し愼重なる研究の結果として若し里昂市場に此等の案件の提出さるゝ場合に於ては全會一致を以て之を排斥すべしとの意見を有するものなり何となれば其案件たる徒に商取引の圓滑敏捷に對し障害を醸成すべきを以てなり

本會は純一なる現在の商習慣の維持せられんことを希望するものなりとす

本會は此決議の趣意を臨に通告するの件は里昂生絲商組合長に一任することに決せり

繭輸入税廢止請願

淸國より繭を輸入し本邦製絲の原料に投ずるの利あるは殆斯業界の定論にして、換言すれば我國富源の擴張に外ならざれば本邦の養蠶に影響を及ぼさゞる範圍内に於て輸入を奬勵して遺利を收めざるべからず、故に客年非常特別税として課せられつゝある繭輸入に對して免税の快擧に出でられんことは窃に熱望する所なり、該件に對し玉絲製造地方の蠶絲同業組合及商業會議所が繭輸入税廢止請願を貴衆兩院及農商務大臣に提出せりといふ、庶幾くは其目的の貫徹して戰後生産業一發展の動機たらんことを。

信州二化性蠶種の救濟策

長野縣大山知事が過般同縣蠶種同業組合總會に二化性蠶種不況の原因及救濟方法を諮問せるが其答申の內容を聞くに、育蠶上經濟上製造上販賣上四者の失敗は不況に陷らしめたるによる、救濟策として以上四箇の原因を知悉せしむると同時に一面に肥料購入に關し相當の利便を與ふる事、縣立二化性專門の蠶業講習所を設置する事、風穴蠶種の取締法を發布する事、自家用蠶種製造者に對し蠶病豫防法の全部を適用する事、私立蠶業講習所を設置するものに對し相當の補助を與ふる事、國家及縣は當業者を督勵すると共に相當の保護を與ふるの七點を擧げて答申せりといふ、好個の言皆肯綮に中るもの施政者の靈腕克く衆議を容れて信州本場の光輝を大ならしめん事主囑〳〵。

國本培養に關する建議案

全國農蠶業界の與論たる農蠶事改良勵行問題は、前期議會に際し國本培養の名を以て衆議院より建議せられ、當時政府も亦最熱心に贊成せられたるに拘はらず、今期議會に於て未だ何等計畫をも提示せられざるは全國民の共に遺憾とする處にして乃ち昨年來該問題に最も盡力せられたる農蠶業熱心の議員諸氏は屢會合協議の結果、各派より提出者を推選し、本月六日を以て再び左記建議案を提出せられたり、吾人は政府か須らく國民の與論に省み、速かに是が實行に着手せむことを熱望する者也

建議案

今や平和克復し對外經濟上の競爭は日を逐ふて益激甚ならむとす況や帝國の規模頓かに膨脹を加へ內外の經營滋多端にして國民の富力に須つ所のもの愈急且大ならむとするに於ておや此の秋に方り國家にして大に産業の振興に力め之か施設經營に對し積極的方針を執り以て國本を培養し民力を涵養するに非すむは奚ぞ戰後の光榮を無窮に保ち國家の運運を永遠に扶持することを得むや之を以て本院は曩に第二十一期帝國議會の開會に際し政府に於て速に産業の保護獎勵に關する方案を選擇し事帝國議會の協贊を經るを要するものは案を具して必す次期議會に提出せられむことを建議し當時政府も亦熱心に贊同の意を表明せられたり然るに今期議會に提出せられたる豫算案中殆と之に對する計畫を發見することを能はさるは本院の深く遺憾とする所なり政府は宜く意を玆に致し前期議會に於ける本院の建議を採用し速に之か計畫を提示せられむことを望む

右建議す

（理由） 國本培養の急務は前期議會に際し兩院一致の決議を以て本院より建議したる所にして玆に縷說するを須ひす然るに政府は之に對して未た何等の計畫をも提示せす是れ再び本案を提出して速に之か實行を促さむとする所以なり（提出者多田作兵衛外十九名贊成者神前修三外百四十七名）

生絲檢査所月報（一月分）

檢査件數

檢査年月	原量	正量	品位	練減	計
本月	—	三、三一四	二、四〇六	—	五、七二〇
前月	七	三、五〇七	二、四八五	一〇	六、〇〇九
昨年當月	—	一、九二〇	一、三三一	—	三、二五一

正量檢査

一檢査件數 三、三一四件
一總金量 一六一、六四六基 六〇〇瓦 （和斤） 二八六、〇七八斤
一總風袋量 三、七一三基 五一〇瓦 同 六、一八九斤
一總原量 一六七、九三三基 〇九〇瓦 同 二七九、八八八斤
一總無水量 一四八、一七三基 七八〇瓦 同 二四六、九五六斤
一正量 一六四、四七二基 八五〇瓦 同 二七四、一二一斤

總原量と正量との差三、四六〇基二四〇瓦にして總原量一〇〇に對し二、〇六

檢査年月	檢査件數	含水量百分比例 平均	最多數	最少數
本月分	三、三一四	一一、七七	一三、八四	九、一四
前月分	三、五〇七	一一、六九	一三、七〇	九、二七
昨年當月分	一、九二〇	一一、七三	一五、一九	九、〇九
前月に比し増減	減 一九三	増 、〇八	増 、一四	減 、一三
昨年當月に比し増減	増 一、三九四	増 、〇四	減 一、三五	増 、〇五

品位檢査

絲別	檢査件數	再繰中切斷數	纖度 平均（デニール）	纖度 細太差（デニール）	類節 大類	類節 小類	強力及伸度 纖度（デニール）	強力及伸度 強力（グラム）	強力及伸度 伸度（％）
細絲器械	[illegible]	九	一〇、四三	[illegible]	二	[illegible]	一〇、六六	[illegible]	[illegible]
同座繰捻造	三	一〇	一一、〇六	四、四三	三	[illegible]	一一、〇六	四五、〇	[illegible]
中細器械	[illegible]	七	一三、八八	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同座繰捻造	九	二	[illegible]	[illegible]	四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同折返	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
太絲器械	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同座繰捻造	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同折返	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
特太器械	一	六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同座繰捻造	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同座繰折返	一	六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同濱付及雜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同玉絲	八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

組合瞥見

●美作蠶種共同組の組織

美作五郡内蠶種製造家四十餘名は、此程津山町大津樓に會し蠶種製造の改良發達を計り製額を増加し精良蠶種を製造せんとて蠶種製造共同組を組織し事務所を美作蠶絲同業組合事務所内に設置することとし左の事項を決議せり。

美作に於て飼育する蠶種は年々普通製一萬枚以上なるに其製造額は二千枚に充たざるの有樣にて大部分は地區外より輸入を仰ぎ居れり、就ては之が製造を改良し其製額を増加するは實に蠶絲業上の急務なり、蠶絲業組合に於ても之が改良發達に盡瘁すべきは當然の事なり、之が改良を圖るには共同の必要あり、依て共同組を組織する事各製造家の蠶種製造用に供する原種は委員を設けて撰擇し、右原種を本縣農事試驗場蠶業部に於て本縣巡回教師指導の下に養育し、之に依りて製造せる蠶種を作州中の蠶種製造家へ配布し、各製種家は其製繭によりて製種し之を一般へ販賣する事とせば原種の精良なるのみならず、繭絲を一定し製絲家も利便を享受するに至るべし、之が撰擇委員は本縣技術家蠶業部教師美作蠶絲業組合役員製絲家養蠶家製種家等より經驗熟達のものを撰定し原種を選擇せしむること。

蠶海涓滴

▲英國皇甥 コンノート親王殿下がガーター勲章捧呈の爲め來朝せられ、重疊しく御出迎あらせらる。實に是れ空前の盛典、國民も亦此意を體して。

▲誠心誠意 歓迎し奉るを要す、由來日英協約は東洋の平和を確保する爲否世界の安寧を維持しザーターせしめざるが爲に締結せられたる攻守同盟の。

▲大樹たり 殿下の來朝は確にマリタニア號と大和號の握手に一層の鞏切を加ふ。櫻花の色は永く鮮に薔薇の香は長へに薫ぜん萬歳萬歳ウサーラー。

▲下院委員 會にて生産奨勵費として軍事費より五百萬圓分割すと、捨八億圓の大負債を償却する生産の振興に繰つは當然、戰後經營の主眼在玆。

▲委員會の 諸士若し國民の感謝する所内閣諸公之を採るに吝ならざるべし、要は生産業の如何なる種類に投ぜんとするにあり是れ將來振否の分水嶺。

▲五百萬金 多くは鐵道製鐵等の費に投ずと噂傳す、縱令鐵道は引力に富むも非常に吸收せしむる諸公の顔觸圓度に過ぐ、故にテヲドウテウヒ不信之。

▲必ずや國 本たる農蠶の運轉を余剩するならん、蠶絲業の如き相當の待遇を施せば發展刮目すべし、否くは發養不眞の爲發育を躊躇せしむるなきを。

▲昔は豐年 の兆と謂ふも過ぎたるは尚及ばざるが如し、東北地方數尺の雪人家を圍潰し汽車を埋沒し、因て加て饑饉の民を凍死せしむ實に慘鼻の極。

▲癩病患者 數百名を救濟して監獄寢賞を得たる者は英國の一婦人「キラテル」一擲なり、蠶業界の宿痾を治して旌表せられし我女子なし自覺自醒せよ。

▲貳億圓の 内債募集期不日にあり、國家の急に殉ずるもの挺て應募すべし、唯國民の財嚢を搾らしめて徒らに銀行屋の腹肚を肥やす事なくんば幸なり。

▲生絲檢査 法案てゝ政界の波瀾收まらざるに對二重繭検業法案上院に現れ一風波を揚ぐ、卜者曰く本年は四午たり地は日比谷（飛鉄屋）幣蠶界可有回転。

▲昨春蠶兒 生殺の報令に愕然桑樹増殖は刻下の急務なり、時積桑期に迫れり、尺寸の曠土なければ耐洞培普鋸桐の實たらざるは蓋し養蠶者失態錆。

新刊批評

實驗養蠶法　土屋泰著

從來蠶海の著書汗牛充棟啻東の案たるもの多く白眉と稱すべきもの極て尠し、本書の如きは白眉中の魁たるに似たり、行文流暢秩序整然實際に適切ならざるはなく眞に體得の好著なり、斯業に精通熟達造詣の深確なるに非るよりは曷ぞ如此を得んや、當業者が蠶學に於ける好伴侶たるや必せり、著者は蠶種の性質を論じて成繭の佳否と體質の強健と或程度まで兩立せざるを才子多病に譬論せり、然らば著者の如きは除外例なるもの乎何々、それは扨て措き樹立の早晩に對する得失蠶病の豫防の如きは、著者の實驗上より得たる得意の筆にして讀者が何程益するや必すや大ならむ、製本紙質共に美なると唯印刷の瓦からざるか如きは白玉の微瑕なりと云ふべし。（發行所東京神田美土代町三丁目明文堂定價七拾錢）

凶作地方の諸君に一言 御見舞ちよぼくれ　綠木喜三作

本書は極めて小なる冊子なれども、作者は凶作地方の狀況を耳にし同情に禁ゆざるより、警醒の筆を執りて生産業を興して早く天災に堪ふるは人爲にあるをちよぼくれ的にものせるもの、凶作地方の御見舞としては恰好の贈物なるべし、殊に著者は自己の財嚢を轉ふして數千部を無代進呈せりといふ、奇特のことなりと謂ふべし。（非賣品）

增訂三版 蠶種製造論　相馬愛藏著

本書の價質に就ては世既に定論あり、縷々を要せず、今回の增訂中安發郡溫度增減表の如きは蠶家の好資料なるべく体裁紙版と異なるなし。（發賣元東京日本橋區結屋町丸山舍定價金五拾錢）

增訂 高山社蠶兒飼育法　高橋淸七著

蠶業界に嘖々たる高山社の飼育法に就て嚢に世上に公布せしものを再び目次を改め詳述する所多し、該社の飼育法を知らんとする者は一本を座右に備へて可也。（發行所東京市京橋區南傳馬町有隣堂定價金六拾錢）

図作後の蠶絲業　　福島縣第三部刊行

本書は大綱な蚕園事項、蚕蠶事項、製絲事項、蚕業組合事項等に分ち、各項に付き概ね大綱ずつ手短丁寧、殊に沿岸を旅し何人にも理解し易からしむ、該作地方として蚕絲業の成の卷なるべし。

寄贈書目

増訂高山社蠶見聞實技
實驗養蠶法
御見諸ちょぼくれ
偽作後の蠶絲業
明治三十八年度作の狀況
明治三十七年度蠶業組合會報
蠶事改良意見書
南清製絲業視察復命書
秋蠶新聞
安積郡農會報
農事試驗成績蠶業試驗之部
會報
土壤肥物月報
桑
種蚕工業會誌
蠶業
蚕
四ヶ原蠶友會報
蠶業會報
大日本蠶絲會報
大日本山林會報
動物學雜誌
植物學雜誌
中央農事會
蠶業新報
東洋學藝雜誌
東京地學協會
帝國教育會
農事會報
蠶業新報
大日本蠶絲會報
東京植物學會
金澤農事會
蠶業新報社
東京學士會院
帝國教育會
大日本蠶絲會報
工業化學雜誌
大日本私立衛生會雜誌
長崎縣蠶業會
新潟縣蠶絲會報
東京統計協會
農事雜報社
學士會月報
工業雜誌
大日本蠶業會
東京農業教育研究會
北海道農會
京都府農會報
島根縣農會報
岐阜縣農會
鹿兒島縣農會
新潟縣農會
福岡縣農會
工手の母
山口縣農會
橫濱貿易月表
大島郡
東京植物學會
金澤農事會
蠶業新報社
東京學士會院
帝國教育會
大日本蠶絲會報
工業化學雜誌
大日本私立衛生會雜誌
長崎縣蠶業會
新潟縣蠶絲會報
東京統計協會
農事雜報社
學士會
工業雜誌
大日本蠶業會
東京農業教育研究會
北海道農會
京都府農會報
島根縣農會報
岐阜縣農會
鹿兒島縣農會
新潟縣農會
福岡縣農會
工手の母新聞社
山口縣農會
橫濱貿易月表
大島郡
第二百二十七號
第二百二十一號
第二百十六號
第二百九十四號
第二百九十二號
第二百三十一號
第九十五號
第二百七十二號
第五十八號
第三卷第一號
第二百九十八號
第九十三號
第二百十五號
第二百三十一號
第二百三十七號
第二百九十二號
第二百三十一號
第九十五號
第二百七十二號
第五十八號
第三卷第一號
第二百九十八號
第九十三號
第二百十五號
第二百三十一號
第二百三十七號
第二百九十二號
第二百三十一號
第九十五號
第二百七十二號
第五十八號
第三卷第一號
第二百九十八號
第九十三號
第二百十五號
第二百三十一號
第二百三十七號
自第二百七十二號
至第二百七十八號
第二百十七號
第一號
第百十一號
第百十七號
第百三十三號

蠶業月報
農業雜誌
東京蠶絲商組合
九山會
京濱實業新報社
日本農學會
商況社
第四卷第四號
第二九三〇三一號
第五十一號
第四號
第一月分
農業雜誌
農業新報
中外商業新報

人事彙報

▲横井時敬氏　本會特別會員にして學藝委員なる農科大學教授農學博士横井時敬氏は今回高等官二等に陞叙せられたり。

▲足立元太郎氏　本會特別會員なる生絲檢査所技師足立元太郎氏は今回從五位に陞叙せられたり。

▲菊地武一氏　本會特別會員なる福島縣事務官菊地武一氏は今回平壤理事廳理事官に任せられ、高等官三等に叙せられたり。

▲中村彦氏　本會特別會員にして學藝委員なる農商務省農產課長中村彦氏は今回統監府技師に任じて高等官四等に叙せられ三級俸を下賜せられたり。

▲加賀山長四郎氏　本會學藝委員にして評議員なる農商務省蠶絲課長加賀山長四郎氏は今回農產課長兼蠶務を命ぜられたり。

▲辻暢太郎氏　本會學藝委員にして評議員なる東京蠶業講習所技師辻暢太郎氏は、今回正六位に陞叙せられ七級俸を下賜せられたり。

▲針塚長太郎氏　本會學藝委員にして評議員なる文部省視學官針塚長太郎氏は、今回農業教育研究の爲滿二ケ年間米國及獨國へ留學を命せられたり。

▲横崎鉦太郎氏　本會特別會員なる柿崎鉦太郎氏は今回秋田縣立秋田農業學校長に任せられたり。

▲森本信富氏　本會通常會員なる京都府森本信富氏は今回從七位に陞叙せられたり。

▲島田愼二郎氏　本會特別會員にして本會島根支會長なる島田愼二郎氏は、今回公益を興せし廉を以て賞勲局より藍綬褒章を下賜せられたり、其賞記は左の如し。

島根縣那賀郡淺利村　島田愼二郎

資性篤實夙に蠶業の發達を圖り良桑を栽培し蠶室を改築し傳習所を設け器具機械を完整して以て範を衆に示し大に斯業を振作せしめ又繅絲を以て滋潤の製造を奬めて居村の特產物と爲し殊に心を勤儉蓄積に傾け組合を結ひ支部を置き且つ學童貯金を勸め其他力を持地整理に努め區劃井然秩序增加し隣近村落之に矜式するに至る洵に公衆の利益を興し成績著明なりとす仍て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

交詢餘錄

●蠶種讓受　長巢又吉の「クビレ」湊く縮み細か一升二百五十粒蠶兒の斑紋一定し三四年飼育繭絲系統確實なるもの御所有の方代價共御通知を請ふ。兵庫縣養父郡口大屋村　尾崎　一

●一化性原種　白繭、又青、青熟、小石丸、角又、大又、二化性大草一繰實登一袋五厘にて分與す、希望者は代金を添へ

申込まるべし　埼玉縣南埼玉郡潮止村　佐藤國藏

●春蠶種分與●長蟲又昔棉製原種用一蛾實費一錢五厘にて分與す要望者は至急申込を請ふ　熊本縣鹿本郡山本村北原　緒　幸次郎

●春蠶種分與　又昔・青熟・中量、各種百枚づゝ會員に限り分與す要望者は原付壹枚に付實費郵逆費共金八拾錢を添て申込あるべし　長野縣下高井郡延德村　青木森治郎

●春蠶種分與　我縣下一定種類の（改良又昔）原種用棉製實費一蛾に就き金一錢五厘にて販路擴張の爲分讓す希望者は至急申込あれ　島根縣八束郡忌部村　板原　進

●春蠶種分讓　改良又昔棉製原種用種實費壹蛾壹錢五厘普通全面附壹枚壹圓五錢にて分與す要望者申込あれ出張活附す　熊本縣鹿本郡米田村小原　中原　律次

●風穴種分與　白繭棉製（原種用做蔗濟）溫泉缶風穴貯藏實費一蛾一錢五厘にて分與す至急申込あれ　熊本縣鹿本郡山本村五領　高木喜次郎

●春蠶種分與　改良又昔棉製原種用（一升二百二十粒實費一蛾一錢四厘にて一萬蛾限り分與す望者は至急申込を請ふ　熊本縣鹿本郡山本村清水　飯田安次

稟告

本會々費は前納すべき規定に有之候に付會費滿了の方は直に御拂込相成度候也

明治三十九年二月

大日本蠶絲會

當業者の座右一日も缺くべからざる寶典

實驗 養蠶法

東京蠶業講習所技師兼東京高等農學校講師　土屋泰先生著

目次

●第一章總論　●第二章蠶種　●第三章蠶具　●第四章蠶室　●第五章飼育の準備　●第六章飼育法　●第七章蠶病の豫防　●第八章上蔟及收繭　●第九章殺蛹乾繭　●第十章蠶種製造

本書は東京蠶業講習所技師土屋泰先生の著述に係かるものにして十數年間西ヶ原に於ける幾多試驗の實績を基礎として之れに加ふるに先生多年の巡視せられたる事情に鑑み最も新にして有利なる育蠶の要義と其方法とを悉皆叮嚀に何人にも了解し得らるゝ樣詳述せられたるものなり各章常に論を避けて主として方法と順序とを說述せられたるも感のなるが故に讀者一度び本書を繙かば恰も面り先生に接して實地指導を受くるが如きの座右一日も缺くべからざる寶典なりと今や干戈の戰は空前の榮譽を以て萬歲聲裡に終結し將に平和の戰爭に從事せらるゝ養蠶家諸賢本書の記す所に從ひ養蠶法の改善に努め以て繭絲の增殖を圖られなば更に光榮ある平和の戰捷を期する事難からざるべし幸に御愛讀あらんことを

全一冊總クロース金文字入　洋裝美本　實價金七拾錢　小包郵稅金拾錢

發兌元　東京市京橋區三十間堀四丁目美土代町三番地　明文堂

各學校及團體より非常の御注文に接し製本間に合ひ兼ね發賣方延引候場合も有之候へ共其後全力を注ぎ目下製本乞數出來候間何卒御催御申込の程奉願上候

農蠶業學校生徒諸君の最良參考書

嶄新裝置 特許 火力乾燥

譽田式乾燥器

○火力乾燥の經濟的にして且便利なるは何人も是認する處たり然れども火災、鐵類の腐蝕、乾燥不均一等の點あるは火力乾燥の通弊なり

○本器は前記の通弊をして遺憾なく悉く除去し得たり之れ火力乾燥の一大進歩にして本器の特許を得たる主眼茲にありたに信州六工社より送られたる實見證明書を掲げ以て本器の成蹟が如何に好良なるかを證告せんとす

證明書

一特許譽田式乾燥器

右は本年五月中本社武州上尾町出張所に於て二臺据付の以後實驗せる成蹟に據れば

一容易に最高熱度に昇すことを得て而かも其昇降自由なること

一室内の温度極めて均一にして乾燥に不平均なく光澤解舒共に良好なること

一燃料の少きは顯著なる事實にして他に比類を見ず

世間乾燥器の種類多しと雖も低廉且簡易にして其成蹟の好良なる蓋し本器の如きは其最も優れるものたるを信す

右實驗の結果に依り證明候也

明治三十八年十二月

信州松代町六工社

社長 羽田桂之進 印

● 一室生調四石入 ● 乾燥一回七時間 ●
● 裏表三回工程十二石 ● 代價金貳百五拾圓 ●
設明書申込次第進呈

横濱市掛天通六丁目百四番地

特許譽田式乾燥器販賣所

（目錄進呈）

● 諸種用途各種格印フオルマリン液

百木製作所

一大改良謹告

嶄新百木式足踏精粉器發賣

會場陳列品產業調査會四等 會場精業勸國内四五等

榊銀歩進 榊賞等參

會場品四八部會藝術本日大

杯銀賞等受 貳

營業種目

（日本橋茅場町）

●大改良新式消毒器幷に新輸入フオルマリン液大販賣廣告

●三十九年式最強擴大噴霧器 改良擴大噴霧口一個 擴大噴霧口六個 最強改良擴大噴霧口貳個 噴霧器用ゴム管拾貳呎 付

本器にはゴム管の取付口を貳ヶ所に設備してあるを以てゴム管及噴霧口を貳ヶ所に取付使用する時は從來の三十八年式噴霧器貳個の代用をなす故に僅か十分間に壹弗貳弁の液を噴出する事を得

●改良擴大噴霧口壹個 金六拾錢 ●噴霧用ゴム管六呎（壹筋）に付金壹圓但接續金具付

●大改良新式輕便蒸發消毒器 壹具 正價 金拾參圓五拾錢

（一名小トラ）本器には安全辨の裝置あり

◎詳細說明書及販賣品目錄定價表は即一報次第進呈仕候

東京府王子五十二番地

蠶病消毒器元祖 紙本商店

●四十%含有元封フオルマリン液大瓶 壹個 金八圓

●五キロ（拾壹入育像印砂糖拾貳入）壹壺六圓

●十キロ（貳拾入育像印砂糖）壹壺拾壹圓

●廿キロ（四拾入育像印砂糖六拾入）壹壺貳拾圓

●卅キロ（六拾入育像印砂糖）壹壺參拾圓

●三十五%含有マリン液大瓶 壹個 金拾壹圓

●三十キロ（六拾入壹壺卅五圓

●肖像印（三十五%入）壹瓶五拾錢

◎府縣店は專ら當業者の便利を計り品質の正確と價格の低廉なる者を選擇して御需用に應せんと欲す何卒多數御購入の方へは特に勉强可仕候

◎共同にて多數御購入の方へは特に勉强可仕候

●蠶病消毒器元祖 紙本商店 東京府王子五十二番地

●蠶業界空前の大發行高●

●良好なる教科書簡明なる參考書

東京蠶業講習所技師 農學士 林 驒作先生著

第七版

通俗蠶業教科書

菊版背皮總クロース金文字入本文中彩色插畫其他精圖數百圖等

用紙最上正價金壹圓貳拾五錢 小包料十錢

目次大要

●桑樹栽培 第一章 桑の樹（第一節 桑の樹の品種 第二節 桑の樹の形態 第三節 桑の樹の生理 第四節 桑の樹の病害蟲 第五節 桑の樹の害蟲 第六節 桑の樹の害蟲 第七節 桑の樹の害蟲 第八節 桑の樹の害蟲 第九節 桑の樹の害蟲 第十節 桑の樹の害蟲）

●蠶體解剖 第一章 蠶の體（第一節 蠶の體の外形 第二節 蠶の體の內部 第三節 蠶の體の內部 第四節 蠶の體の內部 第五節 蠶の體の內部 第六節 蠶の體の內部 第七節 蠶の體の內部 第八節 蠶の體の內部 第九節 蠶の體の內部 第十節 蠶の體の內部）

●蠶體生理 第一章 蠶の生理（第一節 蠶の生理 第二節 蠶の生理 第三節 蠶の生理 第四節 蠶の生理 第五節 蠶の生理 第六節 蠶の生理 第七節 蠶の生理 第八節 蠶の生理 第九節 蠶の生理 第十節 蠶の生理）

●蠶體病理 第一章 蠶の病理（第一節 蠶の病理 第二節 蠶の病理 第三節 蠶の病理 第四節 蠶の病理 第五節 蠶の病理 第六節 蠶の病理 第七節 蠶の病理 第八節 蠶の病理 第九節 蠶の病理 第十節 蠶の病理）

●春蠶飼育法 第一章 春蠶飼育法（第一節 春蠶飼育法 第二節 春蠶飼育法 第三節 春蠶飼育法 第四節 春蠶飼育法 第五節 春蠶飼育法 第六節 春蠶飼育法 第七節 春蠶飼育法 第八節 春蠶飼育法 第九節 春蠶飼育法 第十節 春蠶飼育法）

●夏秋蠶飼育法 第一章 夏秋蠶飼育法（第一節 夏秋蠶飼育法 第二節 夏秋蠶飼育法 第三節 夏秋蠶飼育法 第四節 夏秋蠶飼育法 第五節 夏秋蠶飼育法 第六節 夏秋蠶飼育法 第七節 夏秋蠶飼育法 第八節 夏秋蠶飼育法 第九節 夏秋蠶飼育法 第十節 夏秋蠶飼育法）

●製絲法 第一章 繭の構造（第一節 繭の構造 第二節 繭の構造 第三節 繭の構造 第四節 繭の構造 第五節 繭の構造 第六節 繭の構造 第七節 繭の構造 第八節 繭の構造 第九節 繭の構造 第十節 繭の構造）

「附」春夏秋蠶飼育標準表 改正濕度表

出版するものは實に本書也 此書は實に初學者に最も適當なる教科書として採用せられ 天下の好評を博し 第七版を發行するに至れり 農商務省蠶業講習所を始め地方農學校及蠶業學校に於ては勿論 在學者は必ず本書一部を座右に供すべきなり 今より入學せんと欲する諸君は必ず本書を購求せられんことを望む

發兌書肆 東京市日本橋區通四丁目拾四番地 丸山舍書籍部 （特電話本局二千八十五番）

受領大日本蠶絲會第八回品評會銀杯

有効銀牌　進歩銅牌　二等賞状　有効銀牌

最新河村式消毒用噴霧器販賣廣告

本器は如何に構造堅牢使用輕便價廉にして而も其成蹟佳良なるかは大方の公評認知せらるゝ處なり從て曩日農商務省に開設せられし各府縣勸業主任會に於てすら當局大家の講話にも目下我邦にありて蠶病消毒器中其首位を占むるものは河村式強力噴霧器なりとの事口頭に上り以來聲價倍揚がり需用頓に加はり既に昨春の如きは高評の除なり注文過多に對し四五の比例を以て漸く需用者に詫ぶるの悲を來せり是皆諸彦の御愛顧優渥なるに外ならずと信ず然るに日々造者續々現はれ製品の實否如何に論なく只模其形式利を朝利し種々のあの姦手段を以て顧客を憑着したり暴利を貪るものあり今回弊場は此機に豊しく多年の至厚に酬ひんが爲め層一層改良に改良を加へ前者途叓々宏大なる規模を以て嚴密なる選擇をなし專心御便益に供せんと覺悟を以て汎く御高需に應せんとす希くは倍舊の御愛顧を賜はらんことを

●改良二ツ口自働噴霧器　金六圓八拾錢
●普通製　金五圓五拾錢
●布入ゴムホース六尺余長附金筒圓貳拾錢
●消毒用アルバリン各種（問合せ又は注文の節申越次第御送呈仕候）

其他

以上各品共一時に多數御購用の向は特別大割引可仕候也

明細書は御申越次第直ちに送呈す

備後國福山新町裏通り

河村工塲

製絲機械器具並蠶業用器具一式其他諸機械製作

●蚕絲之友（本誌の製品御購求の方へ六ヶ月間無代にて贈呈す）

（發電製絲ニ關スル一切ノ事項ハ本誌ニ於テ詳細ニ研究發表ス）

東京蠶業講習所教官　岩淵修三氏發明

新案製絲器械

接緒器付　定價一臺金五圓五拾錢

此器械は岩淵氏が多年の經驗と學理に徴し發明せるものにして其構造は頗る輕便巧妙にして足踏を以て動力を起し最新發明の接緒器を以て普通工女は勿論幼年者素人と雖も完全に適用せらるゝこと此器械の優製絲をなし一日一人五舛乃至一斗の繭を繰糸し得らるゝ、而してクンネル式共摺式何れにも完全に適用せらるゝこと此器械の特長なり

方今我國に行はるゝ製糸器械なるものゝ總を伊佛諸國に取り價額高く大資本を要し從て貴重の原料を不經濟に使用するに非ざれば不完全なる足踏器械又は屋根裏に設置するの外なく、同氏之が用せらるゝは勿論工場組織となすにも多額の資本を固定せざる極めて經濟的なる本器械を發明せしが故に其構造は簡易輕便巧妙にして動力を理用して形容大なるしめず、普通工女は勿論幼年者素人と雖も完全に適用せらるゝこと此器械の特長なり

●普通製　金五圓五拾錢
●布入ゴムホース六尺余長附金筒圓貳拾錢
●消毒用アルバリン各種（問合せ又は注文の節申越次第御送呈仕候）

其他

以上各品共一時に多數御購用の向は特別大割引可仕候也

接緒器

東京蠶業講習所教官岩淵修三氏發明（從來の製糸器械及）

定價一個金一圓五拾錢（足踏器にも適用す）

製絲家の工女養成に困難する所以のものは接緒法の技術に屬するを以てなり爲に凡二年間原料を務古に消費せらる故に器械を以て研究苦心せること十數年に成功せるものにして接緒器の發明せらるゝもの多し岩淵氏之が爲めに此器械の優等なるものは本器なり、其構造は金屬製にして回轉の間接緒をなし百中必ず外つゝことなく何人も數日の練習を以て充分製糸をなすを得其生絲はデールよく揃ひ品位優等にして絲量幾多なるは事實ふべからず加之此器械は屢ゝ機械と殆ど異らざるは本器を實線するもの多しと雖も未だ嘗て故障を發生し、同氏之が爲めに改良し内製糸として毎月に供用せらるゝは勿論工場組織となすにも多額の資本を固定せざる極めて經濟的なる本器械を發明せしが故に其構造は簡易輕便巧妙にして動力を理用して形容大なるしめず、普通工女は勿論幼年者素人と雖も完全に適用せらるゝこと此器械の特長なり

●普通製　金五圓五拾錢
●布入ゴムホース六尺余長附金筒圓貳拾錢
●消毒用アルバリン各種（問合せ又は注文の節申越次第御送呈仕候）

其他

以上各品共一時に多數御購用の向は特別大割引可仕候也

●右器械の外蠶業上のあらゆる諸器械器具販賣仕候間不拘多少御注文願上候
●右器械は其製作上極めて精巧を要するものあり春蠶季節に至り一時に多數の御注文有之候も或は貴需に應じ兼候はんと存候に付今より豫約御注文被下候へは初五の便宜に候間御相談被下度候

東京市日本橋區元大工町四番地（電話番號本局七六一番）

蠶器商會

營業主任　鈴木兵衛　取扱　佐藤宗龜治

◎生徒募集廣告

本科第一學年生四十名○別科第一學期生男女若干名募集ス○志望者ハ本科ハ四月五日迄別科ハ四月二十日迄ニ可願出○規則書入用者ハ二錢郵券添ヘ照會アレ◎本科ハ徴兵猶豫ノ特典アリ

群馬縣多野郡藤岡町

文部省認定 **私立甲種高山社蠶業學校**

本社は夏秋蠶の本場に在て專心蠶業の改良普及に努め戰後蠶業の大發展を圖るため一層業務を擴張す

◎蠶種の精良強健は養蠶豐作の基なり養蠶に不幸蠶作せし諸君は本社蠶種を飼育して實驗せられよ五分附一枚の收繭八貫目以上を保證す

本社の製造の **秋蠶種 風穴種 夏蠶種** には責任證を附す

◎製造蠶種頒布時期 代金割引法 特約販賣其他營業案內御照會次第回答可申上候

夏秋蠶傳習生 募集す 委細は **社則** 申込次第進呈す

長野縣東筑摩郡本郷村橫田松本郵便局下

信蠶社 主幹 **鳥羽久吾**

◎進木式實用噴霧器大改良廣告◎

進木式實用噴霧器の堅牢完全にして實用に適切たるは既に天下の公認せらるゝ處たり加ふるに昨三拾八年八月以降外筒氣室ピストン脚部其他各局部の大改良を加へ益々完全無欠實用無比の良器となるに至れり

今や季節に際し機逸するなく御購入あらんことを昨春の如きは實用適切にして成績佳良價廉なるの高評を以て實に過多の注文に接し遂に製品に欠乏を告げ甚だしきに至りては三十に對し僅々六七の割を以て漸く需めを充ぶるの不得止の遺憾を來せり當春は大に之れに鑑み如斯遺憾なからんことを期す希くは信眷の愛顧あらんことを

詳細說明書一報次第呈す

伯州倉吉町

進木工場

（發電界號 シンキ）

價格

- 進木式實用噴霧器 一臺金七圓五拾錢
- 同上 害虫驅除用 一ケ金壹圓
- 四方噴出口 ホース六尺附着 一臺金七圓五拾錢
- 中壓用布入ゴムホース接續金附 一筋六尺 金壹圓
- 小包送料參拾五錢 伯州倉吉局

多數御購入の向へは割引可申特に大日本蠶絲會員諸君へは特別割引可申候

農學博士鈴木梅太郎君著

桑樹栽培法

實價郵稅共前金貳拾五錢 會員金貳拾錢

右は目下歐洲留學中の農學博士鈴木梅太郎君歐洲最要の養蠶國たる伊太利及匈牙利國に於ける桑樹栽培法の調査を農商務省農務局に於て印刷に附せられたるものなるも斯業上頗る裨益ありと認め本會特に請ふて允許を得當業者諸君に頒つことゝなせり有要諸君は部限りあり至急申込あらんことを請ふ

大日本蠶絲會

蠶業に關する業務

一郡又は數町村毎ニ壹名宛囑託せんとす、農閑を利用してなすことを得、相當の報酬にて可成養蠶若くは之に關する業務の經歷ある人を欲す、希望者書狀御相談あるべし

東京本郷區彌生町三 **土屋競**

廿日以上返信せざれば囑托濟又は不囑托と御承知被下度候

全部增補改訂第五版發行

日本實驗病消毒法

京都府立農事試驗場長 松永伍作先生序文
京都府立農業講習所技師 農學士石渡繁胤先生校閲
東京蠶業講習所技師 農學士近藤太郎先生校閲
京都府立農業講習所技師 農學士山口昇次郎先生著
東京蠶業講習所技師 農學士林作生先生校閲
東京蠶業講習所技師 農學士池田榮太郎先生著述

目次

緒論
第一章 日本帝國蠶業の概況
第二章 蠶病消毒法の必要
第三章 蠶病消毒法實行の注意
第四章 蠶具消毒及器械
第五章 蠶室蠶座及桑葉
第六章 蠶種
一 蠶紙子孔、二紋化病、三斑化病、四蠶病、五蛆蟲
各論
第一篇 消毒藥品論
第一章 藥品消毒力の用語
第二章 藥品消毒力の試驗
一 蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒の効力、二 蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒の効力、三 蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒の効力、四 蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒の効力、五 蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒の効力
第三章 フォルマリン、石炭酸、クレゾール、ホルマリン鹼液、ホルマリン鹼液ノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力、石炭酸ノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力、クレゾールノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力、ホルマリン鹼液ノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四章 石灰ノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力、ホルマリン蒸氣ノ性質、二消毒ノ効力、蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力、ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第三十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第四十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第五十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第六十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第七十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第八十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第九十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百二十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百三十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百四十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百五十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百六十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百七十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百八十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第一百九十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百二十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百三十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百四十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百五十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百六十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十四章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十五章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十六章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十七章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十八章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百七十九章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百八十章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百八十一章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百八十二章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒ノ効力
第二百八十三章 ホルマリン蒸氣ノ特性及ビ蠶體アルブミンド及脂肪ニ消毒

甲州流蠶病消毒法

何人にも設備し得べき完全なる消毒法

蠶病消毒の普及は蠶業界到下の急務であつて此普及に依て薬かに年々数千萬圓の利益は本邦の蠶業に加へられて來るのである今や蠶病豫防法は實施され消毒は働く者及されんとするの運に向て來た此時に當り完全なる蠶室蠶具の消毒方法と實用的簡便なる消毒器具とは一般人士の夙しく知らんと欲するあるが其設備と燃料とに多くの費用を要し剰へ蠶具の保存年限が著るしく短縮せらるい缺點がある瓦斯を以てせんが消毒室の密閉に困難を感し實際に於て完全を期し難い情況であつて又其設備と施術に經驗と熟練とを要し比較的不慶なる器具を要するので或る本法に依れる蠶具の消毒は極めて簡便に亳も技術上の熟練を要せず婦女子と雖も能く之を實行して奏効の確實を期することを得るのである▲茲に本法に依り蠶具を消毒するときの一例を示せば蠶臥又は其他の蠶具特に蠶扉の如きは其片面に適度のフオルマリン液を撒布し其上に又新しき扉を重ね順次撒布して重積し其の全面を被ふに極めて堅牢に貼製したる比革紙製の耐水紙張を水中に投入し合水せしめたるものを以て各紙張は互に其の端を重ね合せ附着せる水に依て自ら密着せしめ若し其の水分不足なるときは更に噴霧器を以て潤氏し間隙を存せざる樣其の密着を充分ならしめ紙張の底板に接する部分は紙端を折りて底面に水張りをなし數時間放置するものとす但し其時間中に於て紙張の乾燥する恐れある場合は時々外面より細霧を撒布し紙端の潤間を防止するを要す然るときはフオルマリン液より發生する蟻酸アルデヒト瓦斯は紙張に包まれたる密閉假室内に充滿して決して外部に散逸することなきを以て蠶具は該瓦斯中に長く暴露せらるの狀態を保ち從て藥液の消費量少なくして而かも完全に消毒の効果を擧くるを得べし▲本方法に用ゆる前記紙張は重なる本邦蠶具の形狀大小に準據して幅四尺五寸長さ五尺五寸に貼製せられ取扱至て輕便なると共に東郷式强力噴霧器は其有する噴霧頭の各口より一度細霧となりて突出せるものを一定の位置に於て衝突せしめ茲に再び極細密なる霧を作るを以て消毒施行上特に遺憾なきを得他の方法に據れる蠶室蠶具の消毒に用ひて本邦無雙の良器であると共に該方法に最も適合すべく製作せられたるものなり即ち本器を蠶室消毒に使用する場合には（甲號二四口附噴霧口を接續して使用すべきである左れば本器一具にて能く廣大なる蠶室を僅かの時間で消毒することを得べく噴子を上下するの十二歳の女子で大夫夫である而してゴム管も十二尺附屬せるを以て勿論で便利なりとす▲又本器を蠶具消毒に使用せんとする場合は（乙號）二口附噴霧口を接續するのである左れば藥液は先端の細小なる二孔から極霧となつて恰も蠶具面へ撒布するに適する程度に噴出し適度なる藥液の六升は能く普通百枚以上に撒布することを得て藥液を無益に損するとなく藥液は全面に撒布せらるゝ故に完全に消毒の効を收むることを得べし▲▲▲叉噴霧器と硬質紙張とがあれば隨時蠶室蠶具の消毒が完全に行はれて其設備費用は僅に東郷式强力噴霧器具金拾五圓（甲號）金拾圓（乙號）と耐水硬質紙張（巾四尺五寸五尺五寸一十枚壹組金八圓と是も安し▲詳細は甲府市八日町二丁目（甲府郵便局前）改良蠶具製造販賣所丸龜商店宛御照會被下候へ▲尚ほ御希望者へは古ち に御答へ申候▲爲替金は九龜商店河野豐佐宛の事▲電信電話は（〇カメ）と御示知置を乞ふ

河野豐佐最考案

定價 特製金武圓參拾錢 附非製金壹圓五拾錢

乾濕自在安全蠶室蠶蔟は是迄各所に販賣せられたるものと其趣を異にし極めて簡便にして燃料を費消すること少なく又仟意に濕度を加減するを得平常使用する所の織物を放散せしむる必要の濕氣を放散する便利あり

河野豐佐全國蠶種貯藏所

養蠶家の金庫に等しき

考案は實驗家に賞讃を博したる

定價（上製）

拾枚入 金壹圓拾錢
貳拾枚入 金八圓
參拾枚入 金八圓

四拾枚入 金拾貳圓
五拾枚入 金拾圓
壹百枚入 金拾圓
貳百枚入 金拾五圓

松葉製は照會次第通知

特別製は蠶具金器貯藏庫に適し金具料共一切金壹圓增

上製 金五圓五拾錢
並製 金四圓五拾錢

フオルマリン直輸入販賣

最近輸入六十六磅二入大瓶五百個橫濱出張所に持合せ居り今回右數量を限り別記の通り甲州流蠶病消毒法の普及を計らん爲め廣告の一法として大特別輸入原價に少額の手數料を加へ販賣する次第に候代金は御注文の際其半額又は全額を主任河野豐佐宛御仕拂被下度追而掲込次第橫濱出張所より直送可申上候何卒此好期を逸せず御注文被下度尚發送申上候フオルマリンは最高度の蟻酸アルデヒトを保ぜず該フオルマリンは瓦斯を含有する最も正確なるものなるとを明言致し候

三十瓦六六磅二入 大瓶 橫濱
內國試驗所檢定濟 瓶
最近直輸入原封附 入 渡

壹個 金二十四圓

改良蠶具類製造販賣

丸龜商店

甲府郵便局前

甲府市八日町貳丁目

大日本蠶絲會報評語

大日本蠶絲會報貳拾九號雜報に養蠶實用舶來乾濕計を東京日本橋區本町三丁目拾壹番地の玉屋支店より發賣せり此乾濕計は玻璃製丸棒形の寒暖計二個を板上に並べ懸けたるものにして其右にある寒暖計の下に磁器製の一小器即ち盛水用の盃を備へたり而して臺板の裏面に薄き板金器を具し該の盃を上下自在ならしむるの裝置なり又寒暖計は攝氏と華氏との目度を對計しあるを以て學者に實業家に共に便なりとす且此寒暖計は前に述ぶるが如く玻璃製の丸棒形なるを以て製絲家の繰絲湯の溫度をも計り得べく殺蛹法を行ふに方り之が溫度をも檢定し得るの便ありとて發賣者は頻りに其効能を說けり因てこれが現品を一見せしに度目も正しく其言の虛ならずして實用に適するを認むと掲載せられたり

養蠶實用 **舶來乾濕計** 壹具

金壹圓五拾錢
別比較表付
金壹圓八十錢

舶來品にして價廉なり
濕暖計其他溫度計を代用す
度目は攝氏華氏對照なり
度目の精確なる他に比類なし
荷造は弊舖自辨なり

弊舖今回發賣仕候舶來乾濕計の義は世間の粗造品と異なり海外有名會社製品中精緻のものを相撰み又其內より最も度目正確の分撰拔仕り候義に有之候元來舶來品は和製品と比較仕り候へば優等なるは勿論に候へ共隨て價格高直に相成却て御不便に候處今回發賣仕り候分は舶來品にして度目は精確を究め且つ價格も廉價と存じ候間何卒大方各位弊舖微意のある所を賛せられ續々御使用の程偏に願上候也

尙右乾濕計の義は取外し自在に攝氏華氏兩目盛に付取外して濕暖計等を使用候へば製絲釜の溫度計をも相勤め至極便利の品に有之候當今の內御試驗被下候上來期節に御使用相成候はゞ充分御効力も有之べくと愚考仕候

養蠶必要 **最高最低寒暖計**

大形 金四圓　小形 金參圓五拾錢

此器械は前夜の溫度幾何なりしやを指示するものにて之により蠶兒に適當の溫度を與へ健康を保護するに最も必要なるものなり何卒養蠶家は一器を備へて御試驗を乞ふ

時計及裝飾品類
顯微鏡、雙眼鏡
養蠶用諸器械
醫療理化學器械 商

合名會社 **玉屋商店支店**
東京市日本橋區本町三丁目十一番地
（電話本局一七九四番）

嶄新發明六口強勢噴霧器

專賣特許

本器は極めて嶄新功妙なる裝置に成り上圖の如く喞筒は貯水器（消毒液入器）と連接せるが故に運轉の際と雖ども毫も振動の憂なく又持運びの便を得せしめ噴霧口は特に考案を施したる者にして總て堅牢耐久を旨として又各接合部は螺旋裝置なるを以て是れを十數個の多きに分解し得れば隨時掃除の輕便容易なると且つ製造に對しては充分責任を帶び使用中萬一破損等の場合には甘じて之れが修理を諾す

本器は先づ適當の消毒液をして貯水器內に注入し貳本立之圓管の內大なるものは溜液の用に供し小なるものは空氣壓力の作用に用ひ故に最下部の貯水器に消毒液を注入し小管の上部にある握手を上下運轉を繼續すれば其噴霧益々多く且つ細緻にして煙の如く間斷なく遠く擴散し猛烈なる勢を以て其噴出量一分時間に一升五合以上に及ぶ因より本器は自ら之れを運轉し高低自在に撒布し得れば室內は僅に二三分間にて完全なる消毒を得べく又器械を室外に置き之れにホースを接續して噴出口取附竿により輕製是れが消毒を行ふを得べく尙噴出口は口中に附着しある捻の上下に依り霧を細大に噴出すること自由の構造なれば驅除用として尤も妙從て彼の激烈なる消毒液のため眼鼻口を縮め且つ呼吸苦しき等の憂なし其使用法極めて輕便なり

◉定價表

布入ゴムホース六尺　代價金八圓
及ビ捻廻シ附屬一式　外ニ荷造送料金四拾錢
布入ゴムホース六尺接續金具附一本　代價金壹圓
外ニ送料金拾錢

◉ホルマリン◉舶來元封瓶詰各種卸小賣共便宜御取扱可申候
▲取次販賣御希望の方は往復ハガキにて御照會次第即時圖解說明書を送附す

內外農蠶器一式米國農具直輸入

內外農蠶器商會
東京市下谷區御徒町三丁目
電話下谷三七二番（上野停車場際）

同 **大坂支店**
大阪市東區久寶寺橋東詰

蠶業新報

毎月一回廿五日發行一部郵稅共十二錢十二部前金郵稅共壹圓廿錢廿四部前金郵稅共二圓參拾錢

一月廿五日發行第百五十四號目次大要左の如し

◎口繪新任松岡農相の肖像
◎新任の松岡農商務大臣に與ふ……記者
◎日本蠶業の特徵……農學士　石渡繁胤
◎戰後の蠶絲業……角田喜右作
◎蠶種の貯藏……從木武雄
◎生絲貿易の概勢を說き其前途に及ぶ……生絲檢査所長農學士　紫藤章
◎養蠶濕育と桑冷の利害……田島武平
◎蠶業の沿革と現在……橋本重兵衞
◎結繭中濕氣の絹質に及ぼす影響……英國生絲鑑定師　大森順造
◎桑樹養蠶論……農學博士　古屋久昌
◎繭の解舒に就て……山本祐安
◎遼東に於ける蠶業は有望なるか……三宅美峰
◎製絲場組織談……生絲檢査所技師　今西直次郎
◎製絲界の新福音……圓中文助
◎蠶と馬との傳說に就て……木村喜三
◎養蠶と迷信……石田識人
◎町田菊次郎先生の重患……記者
◎松岡新農相の略歷と其半生……石田孫太郎
◎鐵道開通後の諏訪製絲……永田生
◎（新作狂言）蠶天狗（漫畫入）……孫六作
◎（蠶界名士）洋行奇談（抱腹絕倒）……中外商業新報記者
◎こかひのうた……佐々木長淳
◎新年戯作……蠶界元老　林驛作
◎養蠶數へ歌……農學士　大橋慧邊
右の外問答◎批評◎統計◎雜報◎蠶海一瞬◎海外彙報◎附錄

佛國の養蠶講義等例に依て例の如し
本誌の趣味と實益とを兼ね備へたるは已に定論のあるあり今更自書自讚の吹聽を要せず陸續御愛讀の榮を賜へ

發行所　東京市日本橋區箔屋町十四番地　蠶業新報社

精良春蠶種販賣廣告

●良白（一名島村）長大巢　一升二百二三十顆
●大巢白龍　大巢　一升二百顆內外
●大　又　中巢　一升二百五六十顆
●丸　志　保　中巢　一升二百六七十顆
●改良又昔　長中巢　一升二百五六十顆
●白玉（一名白紡蠶）中巢　一升二百五十顆

種類　改良又昔●改良小石丸●大巢白龍

前掲蠶種は天理の原則に法り自然の道理に基き大氣の溝通を旨として四十餘日間利根川沿岸の良桑を以て飼育し殊に精巧の顯微鏡撰種法とトリラー式消毒法とを以て專ら日進の學術を應用し病毒を除き抗疫性に富む完全純良の蠶種に御座候猶種類の義は多年の經驗を以て飼育し易く繭質善良纖維均一絲量最も多きものを改良撰擇せしものに御座候間多少に不拘御試育相願度此段養蠶家諸君へ拜告仕候

代價　全面平附壹枚金壹圓四拾錢●框製壹蛾生　金貳錢五厘

割引●平附拾枚原種用壹千蛾以上壹割引●農會其の他團體等に於て一手に多數御購求の節は特別に御相談可仕候

●郵便爲替は上野國佐波郡島村局へ御振込みの事●蠶種郵送料箱代は弊園の負擔に候也

群馬縣佐波郡島村勸業社

桑柘園　田島彌平蠶事部

商標

濕止　反物　蠶綱製造販賣廣告

明治三十九年一月改正　定價表

（丈巾目寸法は何れも鯨尺に候）

●毛蠶網

巾	長	代價
九寸巾	長五丈	金四十錢
一尺二寸巾	同	金四十五錢
一尺四寸巾	同	金五十錢

切	附	代價
一尺七寸切	竹緣附百枚	金壹圓四拾錢
一尺七寸五分切	同	金貳圓貳拾錢
一尺八寸五分切	同	金貳圓六拾錢

本品は毛蠶用の目的にて特許出願の上製出し當店專賣の蠶網方一尺に壹萬五千六百二十五目原料は瓦斯紡績六十番良質二百丈の量僅か二匁絹網代用輕便品各府縣下の蠶具店に取次販賣致し有之候

●壹分目網

巾	長	代價
一尺二寸巾	長五丈	金三拾七錢
一尺四寸巾	同	金四拾錢
一尺五寸巾	同	金四拾三錢
一尺六寸巾	同	金四拾五錢
一尺八寸巾	同	金四拾八錢
二尺巾	同	金五十五錢

切	附	代價
一尺七寸五分切	竹緣附百枚	金壹圓八拾錢
一尺八寸五分切	同	金貳圓六拾錢
二尺四寸五分切	同	金貳圓八拾錢
二尺六寸五分切	同	金參圓貳拾錢
二尺八寸五分切	同	金參圓

本品は二眠前後使用に適す方一尺に一萬目是を普通毛兒網と誤魔化し販賣する奸商世間に多し御注意あれ

●貳分目網

巾	長	代價
一尺二寸巾	長五丈	金參拾四錢
一尺四寸巾	同	金參拾六錢
一尺六寸巾	同	金參拾八錢
一尺八寸巾	同	金四拾錢
二尺巾	同	金四十五錢
二尺二寸巾	同	金五十錢

切	附	代價
一尺七寸切	竹緣附百枚	金壹圓六拾錢
一尺八寸五分切	同	金壹圓八拾錢
二尺四寸五分切	同	金貳圓五拾錢
二尺八寸五分切	同	金參圓五錢

●參分目網

巾	長	代價
一尺六寸巾	同	金參拾六錢
一尺八寸巾	同	金參拾八錢
二尺巾	同	金四十一錢
二尺二寸巾	同	金四十四錢

切	附	代價
二尺四寸五分切	同	金貳圓參拾五錢
二尺八寸五分切	同	金貳圓九拾錢

●四分目網

巾	長	代價
一尺六寸巾	同	金參拾六錢
一尺八寸巾	同	金參拾八錢
二尺巾	同	金四十一錢
二尺二寸巾	同	金四十四錢

切	附	代價
二尺四寸五分切	同	金貳圓參拾五錢
二尺八寸五分切	同	金貳圓九十錢

●五分目網

巾	長	代價
一尺六寸巾	同	金參拾七錢
一尺八寸巾	同	金參拾九錢
二尺巾	同	金四十二錢
二尺二寸巾	同	金四十五錢

切	附	代價
二尺四寸五分切	同	金貳圓五拾錢
二尺八寸五分切	同	金參圓

此外幾の網丈巾等は注文に從ひ製造仕候　反物は十六七反より二十反一包竹緣附一尺六寸巾迄は毛蠶網一分目凡二百枚より三百枚一包郵稅五拾錢一尺八寸巾四五十枚迄一包郵稅貳拾錢代金引替小包一個に付拾錢增稅の事　反物金五圓以上竹緣金十圓以上御購買の御方へは運賃無料にて遠近に不拘郵送御屆可申上候

●送費無料　當店製造の蠶網は本法濕染仕揚縫附も同法注意いたし有之候故水に洗ふも網目の狂ひ竹緣の弱脫する憂ひなく濕氣を持たず蠶兒衞生上無害にして三十年使用の保證仕候寫金花形に一白の商標を附し品質確實を證す。御注文の節は左記店舗御了承の上澤山御購買被下度奉希候
（一）蠶網御注文の御得意様には直接文信共懇に應答可致候見本御入用の節は御申込次第堅牢見本品に劣りたる物品は決して販賣せず萬一如斯事あれば品物引替へ又は損害賠償の責任を不辭誓て警告す（二）購買金五拾圓以上の御注文は卸直段として當地松本町鐵道及郵送店渡しにて割引仕べく往復はがきにて御照會の節御回答可仕候（三）荷物發送は金員到着五日以內に發送す（四）送金は信濃和田町郵便局又は松本町各銀行爲替として店主百瀨軍次郎宛振込被下度尤も前金拂込御心配の御方は運賃見積額丈け御受なき方あるに依る）御拂込被下度尤金は荷數又は代金引替小包郵便にて發送仕候（送金手數料申受候）（五）各町村役場郡衙農會の御注文は送金無之も御注文の品發送す（六）壹圓御希望の御方へは現金賣御相談申候利子は日歩三錢入風證保證償に限る
昨年度より漸次原料綿糸騰貴致し多少の直上仕候は時運の然らしむる處御諒知被下度候

蠶網製造をしろ商　綿屋號　長野縣東筑摩郡波多村　百瀨軍次郎　（電信略號　ヤタ）

専賣特許 **林式乾繭裝置**

本裝置は農商務省蠶業講習所に採用せられたるを始めとし各縣廳各郡衙補助奬勵の**模範用乾繭室の指定に撰抜せられたること數拾回** 其他農林學校農學校農事試驗場農事講習所縣農會郡農會等の **摸範用として指定採用を受けたる事數拾回**

本裝置は經驗の上に經驗を重ね進歩完全したりと雖も尚且つ當局技師の指導と當業者の實地使用の結果等を參酌して年々實用的を基礎として學理的應用改良を加へつゝ**進歩すること拾年間**世間には其間に於て投機者流のもの牽强附會に考案を加へ乾燥機の發明特許を得たりとて事實有得可からざる誇大の廣告運動を爲したるもの數十式孰れも試參年にして新陳代謝殆んと波動の如し何れも龍頭蛇尾の憾ありて雲散霧消して社會上其痕迹を止めざるに至る斯間に處して終始一貫嶄然頭角を顯はし無比の成績を以て名聲嘖々として當業者間に歡迎せられ**拾年間毎年三四十室宛**の新設注文を受け居るものは獨り本乾燥室のみ是蓋し自然淘汰優勝劣敗の原則の然らしむる處なり果せる哉輓近世間に行はるゝ乾燥式にして博覽會にて賞牌を得たるもの獨り林式のみ

本年は尚一層の改良を加へたり代價の義は參室已上並に五室以上連合注文（但し一地方に限る）の場合は工事監督費の省略を得るに依り各々幾分の割引を爲す

林工場主 林庫次郎

東京市芝區三田豊岡町壹番地

（電話新橋千九百五十四番）

◎**專賣特許噴霧器發賣**

專賣特許第六八九八號 火消兼用 **噴霧器**

噴霧器 壹具 金拾五圓

[illegible]

發賣元 東京市日本橋區本町三丁目十四番地 **田中合名會社**

山梨縣蠶種同業組

戰勝紀念として伊勢山田に開かれたる大日本蠶絲會第八回品評會に於て蠶種の優賞は多く我山梨の出品之を占むるに至れり以て如何に我山梨の蠶種が天賦の地利に據り近年改善の實を擧げたるやを知るに足るべし殊に一化性風穴秋蠶種の如きは我縣の發明に係り富士風穴と共に獨特の長所を有す我等同業者は銳意天與の特質を發揮するに力め春蠶、風穴一化蠶共益精良なる蠶種を製出して永く此榮譽を汚損せざらんことを期すべし請ふ四方の蠶業家諸彦奮て御注文あらんことを

東八代郡石和町	株式會社 八達館	北巨摩郡圓野村	望富館 小澤孝太郎
東八代郡相興村	芙蓉堂 早川文太郎	東山梨郡日川村	美原屋 小野治甫
甲府市八日町郵便局前	〃 蠶種豐富館	東山梨郡日川村	順氣館 小野義太郎
東山梨郡日川村	松同舘 堀内甚之丈	東山梨郡加納岩村	古久七 奥山七良右衛門
東山梨郡日川村	清風館 小野元兵衛	東八代郡 祝 村	渡邊元享

南都留郡瑞穗村	親德館 渡邊孝	東八代郡富士見村	內田故輔
中巨摩郡 豐 村	豐榮館 河野德三郎	西山梨郡山城村	山梨蠶種合資會社
東山梨郡上萬力村	代永正平	東山梨郡上萬力村	山下藤太郎
東山梨郡上萬力村	代永清作	北巨摩郡圓野村	眞壁嘉吉
東山梨郡上萬力村	代永龜太郎	東山梨郡日川村	松本喜錄
東山梨郡諏訪村	竹操館 竹居治	東山梨郡七里村	古屋久昌
東山梨郡七里村	田邊館 田邊佐藤	東山梨郡上萬力村	富貴館 古屋丹作
東山梨郡日川村	津島館 津島友善	東山梨郡日川村	順氣館 古山岩之助
中巨摩郡三恵村	塚原水次郎	東山梨郡日川村	古桑館 小林房吉
東八代郡竹野原村	土屋平作	東山梨郡日下部村	小林房吉
西山梨郡千塚村	大木館 根津榮次郎	東八代郡一宮村	小池五兵衛
東山梨郡三富村	名取喜十郎	東山梨郡春日居村	桃隣館 雨宮五郎
東八代郡相興村	相興社 成島半平	東山梨郡勝沼町	聯珠館 芦澤多左衛門
東山梨郡日川村	富桑館 長野染太郎	東八代郡豐富村	雨宮伊七
北巨摩郡登美村	中村文太郎	南巨摩郡 曙 村	有泉辨作
西山梨郡住吉村	內藤幸十郎	東山梨郡上萬力村	曙蠶種合資會社
東山梨郡後屋敷村	中島高知	東八代郡一宮村	嶽北館 佐藤三兵衛
東八代郡竹野原村	扶桑館 上田喜之助	東山梨郡日川村	霜下蠶種合資會社
東八代郡竹野原村	上野幸右衛門	西山梨郡山城村	向陽館 志村政誠
東山梨郡日川村	磯野丑太郎	東八代郡後屋敷村	篠原永太郎
		東八代郡金生村	鈴木常吉
			鈴木勢次郎

合員蠶種販賣廣告

京都蠶業講習所長松永伍作先生著

養蠶教科書

（新刊）

總クロース上製 紙數二百餘頁 挿圖銅木版寫眞版入

正價六拾五錢 小包料拾錢

目次

緒言 ●第壹章 蠶室及蠶具 ●第二章 蠶病の消毒 ●第三章 蠶種の保護 ●第四章 蠶の形態 ●第五章 蠶種製造 ●第六章 蠶種の催青 ●第七章 蠶種の貯藏 ●第八章 蠶種製造 ●第九章 蠶病 ●第十章 附錄 ●第壹章 養蠶ノ沿革 ●第二章 蠶室及蠶具 ●第三章 蠶種の保護 ●第四章 蠶の形態 ●第五章 蠶種製造 ●第六章 蠶種の催青 ●第七章 蠶種の貯藏 ●第八章 蠶種製造 ●第九章 蠶病 ●第十章 附錄

著者松永先生は現に農商務省蠶業講習所長として其任に在るの人なり先生が茲に二十幾年我蠶業の教育に從事せられたる効績の如何に大なるや既に已に天下の認知する所今更贅言を要せず而して本書は先生が公務多忙の餘暇を縫ひて農蠶學校及講習會等の教科書又は蠶業家の參考書として世に貢すべく著はされたる深大の御愛護に依り謹んで先生の著書に依り謹んで切望す

農商務省蠶業講習所長 練木喜三先生作歌 小山作之助先生作曲

實業教育 養蠶唱歌

（第四版發行）

美製本密書入 定價金五錢 郵稅一錢

ときあかし附 紙數四十餘頁

文檢部定省濟

本書は謹んで先生の作歌に成れるものを更に全部訂正增補を加へ發行するものにて歌調作曲兩つながら圓然すること左の如し今國小校唱歌科の教科書として採用せらるゝ事ならば知らず然らざる以上は一讀せば必ず感奮興起せざるを得ず本書の發行一に世に博ねるや否や父兄各官衙學校諸團體の諸君に命ずるに本書を以てせられんことを希望す北海道よりは壹萬部買上の御愛護の基を給へ

發兌元 東京市日本橋區通町十四番地 電話本局二〇八五番 丸山舍書籍部

實用新案登錄 最新式 安全噴霧器

代價金八圓 小包料金四拾錢

蠶病消毒用器械藥品書籍 大販賣

特許自動噴霧器 河村製噴霧器 代價金八圓 資料四拾錢

●實用 自噴霧器 代價金拾圓 小包送料四拾錢

●ホルマリン蒸發器 代金壹圓五拾錢 小包料四拾錢

●ホルマリン

●セトーリンク會社製四〇%一噸詰 四十六瓩入 ●同 四十瓩入 ●同 四十瓩入 ●同 四十瓩入 ●同 四十瓩入 ●同 四十瓩入

（注意）ホルマリン液ハ用ヒル場所ニ於テ詰メ御用會場ニ於テ詰メ

弊舍本年度に於て發賣すべき最新式噴霧器は其前に於て實用新案登錄の榮を蒙れり倍舊の御愛顧を希ひ候

發賣元 東京市日本橋區通町十四番地（特電話本局二千八十五番） 丸山舍蠶具部

●改良春蠶種販賣廣告

○龍　玉　代　金壹圓四拾錢　壹枚以上
○大中　又昔　價　金壹圓參拾錢　五枚以上
○中　白玉　割　金壹圓貳拾錢　拾枚以上
○姫　蠶　引　金壹圓　五厘　百枚以上
○　蠶　方　金參錢　五百蠻以上
　　金貳錢　千蠻以上
　　金貳錢五厘　此外多種類製造

但し箱代送料等は本社支拂のこと

時節柄は瑞玉縣兒玉郡兒玉町局宛て小金は郵便切手にても宜し

○本部が蠶種改良の要主は蠶性強壯にして絲量多く飼育容易なる故に古今流行種類と同名なるも性質一硬して寒暑風濕の災害なく發育善良他種と比較的必ず有益なることを證す繭の形狀は何れも一升に付平均貳百六十粒なり

本社實業督教授は兼て御存じの養蠶組合へ十有餘年間各府縣へ出張本業に專ら盡力せられ又る蠶見恒三郎君なれば各地風土に適する種類を選拔し飼育又之れに伴ふ桑樹を植栽し以て各家の豐作を期す萬一違作すれば再試驗用種を重呈す

◎代價は現今時節柄に對し特に大割引の內規有之に付御問合せ被下度候也

埼玉縣兒玉郡東兒玉村沼上九十三番地
電信略號サン

蠶種改良會社

專賣特許

蠶上簇藁折疊器

壹個定價金六圓（拾個以上割引あり）

右器械を用ゆれば藁三たけ若くは四たけを接續し得て一個となし一日に四十個以上（手練に依りては五百個）を製出し得る之を手折に比すれば四人前以上の手間を省き蠶箔一枚を一個にて足り蠶を冗費せず能く筋目を通し一線亂れず整然たるが故に箔上に布列するに倒るゝの患なく手數約と三倍を減じ又玉汚繭等は至て少し且器械の重量僅か三貫目未滿なれば運搬自在にして婦女子と雖も容易に使用し得べき輕便堅牢の器にして實に方今に於ける養蠶上一大好發明たることを疑はず其效用に至ては片紙の能く盡し得べきにあらざれば各位幸に實物に就き御試驗の上陳續御購下されたく懇上候謹具

製造發賣本舖　信州下伊那郡下川路村　國益社

◎特約販賣所御申越に依り御相談可仕候

九洲蠶種家之泰斗

精良

蠶種廉價販賣廣告

◎春蠶種

又昔、一升二百四十粒、長巢、
赤熟、一升二百二十粒、
百　粒、

◎夏秋蠶種

白龍、一升二百二三十粒、
（發生は何時にても隨意溫泉冷風穴貯藏）

◎代　價

（枠製原種用、一蠻金　貳錢、
（全面附、一枚金貳錢五拾錢、
（多數共同購入は割引あり

本場製蠶種は各種共養に場主石田直三郎帝國農科大學に農蠶學を專攻せし時撰拔せし種類にして農科大學卒業以來拾數年間本場に於て精撰せしものにて飼育最も容易絲量多く繭度均齊解舒佳良光澤優美にして狀形好適なり多少に拘らず御飼育あらんことを

熊本縣鹿本郡菱形村大字邊田野

右田農場

（肥後植木局區內）

健全免疫性

蠶種實費分讓廣告

◉春蠶種

又昔、青熟、赤熟、改良又昔

◉夏秋蠶種

白龍、又昔、長巢白龍、

各種共本所多年系統的壹蠻飼育の撰擇により特撰せし純粹種なり。夏秋蠶は溫泉冷風穴貯藏にして每年五月より九月迄何時にても發生は隨意に取出し分與す。原種用種は病毒の形跡更に無し。各種共繭形は長巢にして「クビレ」淺くうつみ細にして絲量多く光澤極めて可良なり。

青熟、赤熟、は一升二百粒　長巢又昔、は二百二十粒、又昔、は二百五十六十粒、白龍は二百二三十粒、

◉特　色

◉粒　數

◉實　費

枠製原種用壹蠻金貳錢　多數は割引す急に申込あれ

熊本縣鹿本郡山本村

弘盛社蠶業講習所

名譽金銀賞牌拜受　所長　細谷久一郎

（肥後國植木郵便局區內）

病毒更に無し

最新刊蠶書

農學博士 大森順造先生著

蠶業教科書 第壹篇 桑樹栽培論

クロース上製
精圖五十餘個入
正價金六拾五錢
郵稅金　八　錢

目次
第一章 總論
第二章 桑樹の種類
第三章 桑の早中晩生の關係
第四章 桑樹繁殖法
第五章 栽植法
第六章 高刈
第七章 桑樹の營養論
第八章 管理
第九章 收穫
第十章 保護及除害
外に試驗問題百四十七

農學博士 大森順造先生著

蠶業教科書 第貳篇 蠶體解剖生理論

三月十日發刊
クロース上製
精圖五十餘個入
正價金六拾五錢
郵稅金　八　錢

目次
第一章 總論
第二章 幼蟲の外景
第三章 幼蟲と溫度
第四章 幼蟲と濕氣幷に光線
第五章 蛹體の外景
第六章 成蟲の外景
第七章 蠶體の構造
第八章 皮膚と蛻皮
第九章 新陳代謝
第十章 蠶兒の飼料
第十一章 消化
第十二章 血液循環
第十三章 呼吸
第十四章 排尿器
第十五章 結繭の本能
第十六章 絲腺
第十七章 筋肉
第十八章 脂肪組織
第十九章 神經系
第二十章 知覺器
第廿一章 生殖器
第廿二章 卵と溫度及び濕氣
第廿三章 蠶卵の呼吸
第廿四章 人工孵化法
第廿五章 蠶卵の構造
第廿六章 胚子の發育
外に試驗問題百七十一

著者は世人の知らるゝ如く農科大學及大學院に於て八ケ年間蠶業を研究し其間種々の發見を世に公にせられ其後又七年間專ら蠶業の教育に從事し此間其研究せる蠶業に關する論文を提出して學位を授けられ今現に官立盛岡高等農林學校に教授たり其記載の簡明にして周到なるかは今更吾輩の贅言を要せざるなり請ふ給々御愛讀の榮を給へ

發兌元 東京市日本橋區箔屋町十四番地（特電話本局二〇八五番）
丸山舍書籍部

田野信慶君著
新版
蠶病豫防法解釋
全一冊總かな付
正價三十錢
郵稅四錢

蠶病は我蠶業界に比年巨額の損害を及ぼせり是ヶ以て政府當局者は勿論蠶業者は早くこれが撲滅を謀らむとし調査研究することゝ多年其の結果遂に新たに今蠶病豫防法となりて現はたいに布りて本書は本法を最も平易明晩に解說したるもの今汎く之を頒布して以て我が蠶業界の發達改良の資に供せむとす今や追々養蠶飼の切迫せるに依り蠶病豫防吏員及び一般蠶業者に於ては必ず一讀せざるべからず附錄として本法及び本法に基きたる規定の全部を添へたり

● 蠶桑實驗說　京都蠶業講習所長松永伍作先生著　正價五十錢　郵稅六錢
● 再訂增補 養蠶術講義　同先生著　正價四十錢　郵稅四錢
● 蠶桑之眞理　田島棟平君著　正價四十八錢　郵稅六錢
● 蠶桑進化論　末松格平君著　正價五十錢　郵稅四錢
● 實用蠶桑書　石井民司君著　正價四十五錢　郵稅四錢
● 新撰蠶桑書　畑銳七郎君著　正價三十錢　郵稅四錢
● バーベルランド氏 養蠶論　小幡信篤君譯　正價八十五錢　郵稅十錢
● 學理經驗 實地養蠶論　田村多門君著　正價四十八錢　郵稅六錢
● 養蠶術問答　同君著　正價二十五錢　郵稅四錢

● ピルレー氏 蠶兒飼育法　理學博士佐々木忠次郎先生譯　正價二十錢　郵稅二錢
● 實地應用 栽桑養蠶術　池田幸之助先生著　正價三十錢　郵稅四錢
● 全芽飼育蠶業法　青田勘次君著　正價十五錢　郵稅二錢
● 養蠶秘錄　上垣守國君著　正價五十五錢　郵稅六錢
● 養蠶絹篩　成田重兵衛君著　正價五十五錢　郵稅四錢
● 袖珍 蠶桑寶典　前兵庫縣蠶業學校教諭田路寅造君著　正價八十五錢　郵稅六錢
● 高山社 增訂蠶兒飼育法　高山社分敎場長髙橋尚七君著　正價六十錢　郵稅六錢
● 蠶病學講義　農學博士大森順造先生著　正價八十五錢　郵稅十錢
● 春蠶飼育標準表　東京蠶業講習所御編纂　正價三錢五厘　郵稅二錢
● 蠶病豫防之方法　正價五錢　郵稅二錢
● 第一次蠶事試驗成績十年報　正價三十五錢　郵稅六錢
● 蠶事要報（養蠶之部）　正價四十錢　郵稅四錢
● 同　上（製種之部）　正價二十錢　郵稅二錢
● 蠶事報告 第廿三號（養蠶之部）　正價二十五錢　郵稅二錢
● 同　上 第廿五號（養蠶之部）　正價二十錢　郵稅二錢

發兌 東京市京橋區南傳馬町二丁目 書肆 有隣堂

春蠶種

白龍　大又　又　又
小石丸　青鵬　夏蠶原種大草　角又

代金

原種用種　一百蛾　金壹圓也
製絲用種　一枚　金壹圓貳拾錢也

御入用の方は此際代金相添へ御注文被成下度願上候也

蠶業傳習生徒募集

◉四化蠶は六月廿日まで◉開初期日　春蠶は四月十日より◉
◉四化蠶は七月廿五日より◉本所は例年の通り講師には東京蠶業講習所農科大學其他より專門學者を招聘し學理實地を敎授す◉規則入用者は申込次第呈送す
◉埼玉縣南埼玉郡須止村

蠶桑試驗義會蠶業傳習部

同　蠶種製造部

申込期限　春蠶は三月三十日まで

第五回博覽會賞受領

春蠶種

（小石丸）一斤二百匁
（又昔）四十粒

代價

原種用一枚金二錢
製絲用一枚金一圓賣議

熊本縣上益城郡秋津村
西村國太郎代理

西村喜起

春夏秋蠶蟻量壹匁飼育標準表

壹枚金壹錢
郵稅貳拾枚迄貳錢

右は東京蠶業講習所試驗飼育の標準表なりしが本會々報第百四十五號附錄として會員に頒ち爾後所望に非常に多く依て更に數萬部を印刷し廣く蠶業者に頒つ

大日本蠶絲會

本年度發行の改正蠶資品總目錄は例年の紙數を倍加し何も被も詳しく分る樣致し候代價も送料も御送付に及ばず御申込次第進呈可致候

尙幣舍印刷部も大に擴張致し候に付書籍雜誌御廣告とを問はず御用命仰付被下度精々勉强可致候活版、石版、寫眞版等何でも出來申候

蠶具書籍　桑苗其他　總目錄

本年度發行致し候に付例年の途り御得意樣方に贈呈可致の處今務多忙を極め居り候に付請求に從ひ直に贈呈可致候間御遠慮なくハガキにて御通知被下度候　丸山舍敬白

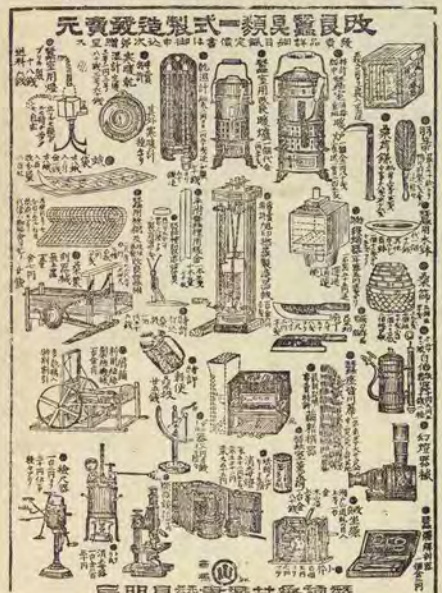

丸山舍蠶具部

東京市日本橋區箱崎町十四番地
（特電話本局二〇八五番）

天下の上簇盤

使用法簇の下に蠶沼环を用ひて蔟に熟蠶を散布し簇の上面に覆ひ棚の下段より上簇し光澤優良にして汚穢なからしむ使用者は已に蠶蚕四次に對し五圓以上の利益を得つゝあり（本發明の目的）手數省略良繭多收の目的に於て壹個器械に依り各地得易き材料を配置し壹人一日蠶蚕十次の熟蠶用の簇を製造し得

數年來蠶蚕二十七縣下視察し改良に改良を加へ今日に至り蠶業家は云ふ迄も將來に於て悉く此種の簇に改良するならんと

特許製簇器壹個代金壹圓五拾錢說明書三錢を要す

發明者　島根縣邑智郡君谷村

小田忠四郎

廣告

當支會規則更正の結果當區域內會員の會費は總て當支會に於て徵收する事に相成候に付御了知相成度候也

明治三十九年二月

大日本蠶絲會山形支會

山形縣在住大日本蠶絲會員各位

小生儀今般米、獨國二ヶ年間留學を命ぜられ本月十七日獨逸船チーテン號にて橫濱解纜致候間此段辱知諸君に謹告候也

明治三十九年二月

針塚長太郎

専賣特許第七三五五號

最新輕便小倉式噴霧器

六個以上一纏の御注文は送料を要せず貳拾個以上一纏の御注文は特別割引の御相談に應ず

使用說明書は御申込次第進呈す

本器は此上の好評を博したる最新最良の噴霧器なり撒霧は遠距離に達し擴散面は廣く強力にして微細周密なり噴霧口は「ムラトリー」式の如く多數の孔より霧狀に噴出すを以て勞力を省くこと多大なり之れ本器の特色なり價格は極めて低廉構造は堅牢優美にして携帶に至便、使用法最も簡易なり始め「ポンプ」を五六回運轉すれば自働的に噴出するを以て勞力を省くこと多大なり

定價

ニッケル製 一個 金參圓八拾錢

銅製 一個 金參圓五拾錢

小包料壹個貳拾錢

本器は規則書進呈又は見本入用の方は郵券六錢封入の事

但重量の關係上最小形と雖も御注文に依り大形の製造を爲すべし

多數の御注文には割引を爲し且分割及使用權の契約を爲す御照會次第

特許製造元

一手發賣元

小倉徒太郎

大阪道修町三丁目

電話東一六五四番

丸本利兵衛

特許七三一四號

蠶蛾改良 **保蛾器**

外廻木製鐵製 及裝飾鍍銅 貳拾八錢送拂

効用の梗概

○永年の使用に堪ゆる事○蛾蠶を收むる作業二倍以上にして順序を誤るの慮なし○鼠害蟲害及盜出等の慮なし○蛾袋の如く特に外廻を要せず○大形製は母蛾生命の長短を驗する事を得○檢査上頗る迅速に處理するを得べし○二化性秋蠶種製造者等年二回以上使用するに於ては二ヶ年にして原價を償却し得べし

凡そ蠶種の精良無毒なるを得んと欲せば原種用蠶種として母蛾の檢査を經さるべからざるや言を俟たず即ち母蛾は原種の骨子にして母蛾なくんば原種なしと云ふを得べき位ふに病毒の精神は病毒を蠶界より驅逐するに在りて母蛾の檢査は蓋し該法實施上第一の要務なるべし此に於てか近時板紙蠶種の製造漸く多きを加へ今や蠶種は全然板製ならざるべからずと云ふの觀念を生ずるに至れり此時に當り **母蛾の保存に安全にして操作上に敏活な保蛾器** を發明し多年實驗の上彌其の完全なるを認むるあり苦心研鑽の結果も實業者諸君は一見能く了解すべし希くは當業者諸君御使用の上其實益を享められんことを尤も乾燥不充分なれば百事廢すれば充分の御注意を要す

特許登錄

春蠶改良 **又昔**

一升粒數二百六十粒乃至三百粒長形細繭種、代價原種用壹蛾二錢半製一枚一圓三十錢割引なし

本種は山陰製絲會社專用の原蠶たる伯州又昔或は山陰又昔と同種にして絲質の善良は勿論所謂良好製絲經濟を助くる少なからず而して蠶性強健其に天下獨歩の良種たるを信す

春蠶 **青熟**

一升粒數二百四十粒乃至二百七十粒代價前に同じ多年改良を加へ絲質善良強健無比にして其に不作知らずと言ふを得べし

蠶種の得失は一に貯藏の適否に關す本館は天然風穴に春期貯藏をなし發生前三週日以前に發送するの當則なれば代金受領の際預證を呈し設くべし實驗催告法は蠶種袋に印刷す

本年は變約外蛾少數なれとも諸君の實驗を望むが爲に特に廉價を以て注文に應ずる事と決定したれば至急申込あらんことを新場の空氣は新鮮なり新鮮なる空氣は百害を豫防するの良藥石なり希くは諒せよ尚風穴貯藏秋蠶種製造す御注文をこふ

島根縣石見國那賀郡淺利村 蠶種製造双龍館主 **島田愼二郎**

TABLE OF MOVEMENT OF SILK IN DIFFERENT INDUSTRIES.

(January 1906.)

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI EN DIVERSES INDUSTRIES.

(Janvier 1906.)

		Report. Brought over.	Arrivé. Arrived.	Vendu. Sold.	Exporté. Exported.	Renvoyé. Sent back	Aregister. Brought forward.
		Piculs.	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*
Filature.	Filature.	14.044	3.291	6.971	—	532	10.832
Zaguri.	Retrol.	4.695	696	1.453	—	46	3.842
Kakoula.	Orihayashi.	925	204	404	—	85	640
Autres.	Other.	39	11	—	—	20	30
	Total.	19 663	4.282	8.828	7.746	683	15.034
	1905.	5.856	3.040	4.790	3.681	306	5.879

大巢 風穴秋蠶種 中巢

錦斐甲

大巢 錦斐甲

本種は一斛の粒數凡そ二百三十粒位にて形狀長短其絲量を得て好く初齊一起眠し又蠶家に最適の良種なり

中巢 錦斐甲

本種一斛の粒數二百五十粒位にして形狀大巢光澤極めて良く飼育又手易なり御好評を希ふ

（蠶種豊富・館の廣告ぶり）

世は様々にして種又様々なり一概に二百三十粒一斛と云ふ風に定まりたる種は之れ無し又蠶家の好みも様々にて茶の種は豊富に有るもの又黄の種は一寸見には目の細かい様に見えるが飼ひ込むと目の粗い種の方が却て繭の収量が多くなる様な事も有るもの故に種を注文するには充分御注意なさらねば間違ひの出来る事も有り又蠶種は申込後一週間乃至十日位にならねば出来ぬものなれば御急ぎの方は其旨御申越し下さる様願ひます

蠶種豊富 富岡蠶事勞所

（甲府郵便局前） 山梨縣甲府市八日町 （電信略符ホーフ）

MARCHÉ DES SOIES.

MARCHÉ DE YOKOHAMA.

L'an 1906 est la première année après le rétablissement de la paix. La première transaction de cette nouvelle année a été des plus splendides ; elle a atteint les chiffres magnifiques de 5,707. Depuis, le marché a montré un peu de faiblesse, la transaction s'est bornée aux demandes dictées aux besoins immédiats de la consommation, et les stocks ont diminué peu à peu. Mais, entrant au mois de Février, le marché a regagné un peu de terrain perdue et les stocks ont atteint 10,000 balles de sorte qu'il est permis d'espérer qu'un tel meilleur se manifestera promptement. De plus les usines étant toutes très occupées, les demandes venant des centres industriels deviendront plus actives, et la prévision étant que la production des soies de printemps ne dépassera point 30,000 balles, notre marché bénéficiera bientôt d'une activité beaucoup plus marquée.

Voici d'ailleurs les tableaux indiquant la situation de notre marché durant le mois de Janvier dernier.

RAW SILK MARKET.

MARKET OF YOKOHAMA.

The condition of the rawsilk market during January last :—

Thirty-ninth year of meiji is the first after the restoration of peace. Look at the first bargain in this year ! It amounted to 5707 bales. Such a condition, indeed, has never been yet. Since then the stock diminished gradually, though the market was limited to the goods of the present use. Having entered to February the market became more good and it will reach to the mark of 10000 bales immediately. Thus we have a hopeful future by which the dark clouds from the last autumn will be cleared away, entirely. The silk for native use is found a ready sale as the influence of good condition of native cloth and the spring spinning silks are supposed to be appeared about 30000 bales to the market. So there is no anxious condition in the market.

The following list shows the movement of rawsilk during January last.

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI PAR JOURS.

DIAGRAM SHOWING DAILY MOVEMENT OF RAW SILK

Jours. Days.	Soie. Silk. Arrivée. Arrived.	Vendue. Sold.	Renvoyée Sent back.	Exportée. Exported.	Maximum du prix. Highest prices. Noms des filateurs. Names of filaturs.	Prix. Prices.
	Piculs.	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*		*Yen*
1	—	—	—	—		
2	—	—	141	—		
3	—	—	—	—		
4	16	123	120	—	Yokosukasha.	1.055
5	1.161	30	—	—	Kônansha.	1.080
6	386	381	22	29	Futamatasha.	1.055
7	—	—	—	—		
8	284	411	20	—	Tenringwasha.	1.060
9	387	475	—	—	Kônoseishijô.	1.030
10	81	359	32	821	Murataseishijô.	1.050
11	93	395	6	—	Takakiseishijo.	1.047½
12	38	493	7	—	Kanaiseishijô.	1.040
13	153	420	25	330	Iioseishijô.	1.050
14	—	—	—	—		
15	101	550	20	—	Saitamaseishikwaisha.	1.070
16	191	383	24	1.439	Noroseishijô.	1.045
17	210	691	—	—	Yokosukasha.	1.065
18	101	388	18	—	Yoneyaseishijô.	1.045
19	70	253	7	1.828	Imaizumiseishijô.	1.050
20	123	405	26	353	Kokubôsha.	1.050
21	—	—	—	—		
22	68	267	2	—	Amagikan.	1.010
23	134	284	26	1.009	Mikawaseishikwaisha.	1.040
24	145	438	34	—	Akitsukan.	985
25	96	237	—	—	Yokosukasha.	1.060
26	55	427	60	—	Tankôsha.	975
27	173	396	32	629	Okawasha.	1.055
28	—	—	—	—		
29	29	157	17	—	Shinyôkan.	1.015
30	—	—	—	1.308		
31	187	285	44	—	Igarashisha.	1.055
Total.	4.282	8.228	683	7.746		

1 *yen* want environ fr. 2.50. 1 Picul = 60 klig. environ.

durant ces 47 dernières années :

Année	Quantité	Valeur
	Kin	*Yen*
1859	487.625	„
1860	812.780	„
1861	922.424	„
1862	2.414.914	„
1863	1.294.719	„
1864	1.344.164	„
1865	941.602	„
1866	1.101.546	„
1867	1.000.117	„
1868	1.123.951	6.253.472
1869	726.046	5.720.181
1870	683.362	4.278.751
1871	1.323.435	8.004.144
1872	895.500	5.205.237
1873	1.202.134	7.208.421
1874	979.192	5.302.038
1875	1.181.387	5.424.916
1876	1.864.249	13.197.920
1877	1.723.004	9.626.956
1878	1.451.235	7.889.446
1879	1.637.198	9.734.533
1880	1.461.619	8.606.867
1881	1.801.181	10.647.309
1882	2.884.068	16.232.150
1883	3.121.975	16.183.549
1884	2.098.398	11.007.172
1885	2.452.203	13.033.871
1886	2.635.294	17.321.361
1887	3.103.584	19.280.002
1888	4.677.708	25.916.860
1889	4.126.741	26.616.541
1890	2.110.315	13.859.338
1891	5.325.148	29.356.338
1892	5.406.856	36.269.743

Année	Quantité	Valeur
	Kin	*Yen*
1893	3.712.213	28.167.411
1894	5.484.059	39.353.155
1895	5.810.046	47.866.256
1896	3.918.994	28.830.601
1897	6.919.861	55.630.460
1898	4.837.329	42.047.411
1899	5.946.911	62.627.721
1900	4.630.903	44.657.028
1901	8.697.706	74.667.330
1902	8.078.166	76.859.477
1903	7.315.531	74.428.906
1904	9.658.582	88.740.701
1905	„	71.843.755

D'après les chiffres ci-dessus l'exportation est donc allée sans cesse en augmentant depuis 1882 et c'est rapidement qu'elle a atteint en 1900 un voalume énorme.

La valeur de la soie exprotée en 1905 a subi une dépression considérable relativement aux 4 années précedentes. Ce fait a eu une double cause : les conditions défavorables qui ont accompogné les éducations des vers à soies, conditions qui ne s'étaient pas présentées depuis plusieurs dizaines d'années ; en second lieu le mauvais état des affaires en général mais suartout en Amérique.

Il faut espérer cependant que la production de la soie reprendra sa marche ascensionnelle et que dans peu d'années nous la verrons atteindre jusqu' à cent millions de yens ; nous parviendrons à ce but en augmentant le nombre de nos mûriers, en améliorant l'instruction des éleveurs, en formant des filatures coopératives et nous accomplirons les efforts nécessaires pour cela grâce à l'impulsion que donnent à notre pays les magnifiques victoires qu'il a remportées durant la dernière guerre.

Note : 1 *Kin* = environ 600 grammes
1 *Yen* = „ 1 f 55

CONTENTS.

Important Records:
A memorial addressed to the Government, according to the transportation and carriage of silk-goods.

Contributions:
Necessity of suffumigation in the period of education of silkworms ..... *Rigakushi* C. Sasaki.
On undertaking as mercery of the dying in the russo-japanese war ..... K. Tsuboi.
Express plainly the calculation of income and expenditure ..... T. Yamene.
Bacterial disease of the Mulberry ..... *Rigakushi and Nogakushi* S. Hori.
On natural silkworms and Tussah ..... K. Matsushita.
On development of embryo ..... Y. Ikeda.
On silk-filature of cocoon ..... S. Yamamoto.
Exportation des soies Japon de 1859 a 1905 ..... N. Imamchi.

General News:
Examination on the stiffling of uginiy sericaria ..... *Nogakushi* M. Nakamura.
Silkwormeggs revision at the filature in Nagoya ..... M. Kotake.

Conversations:
Silkindustry in Manchuria ..... C. Yokota.

Lectures:
Regulation method of raw-silk ..... *Nogakushi* A. Shito.

Queries and Answers:
On kinds of mulberry-tree and its education.
On rearing of mulberry-plantation for Bivoltini and Trivoltini.
On giving mulberry leaves near a tobaccogarden to silkworms.
On diseases of silkworm.
On silkworms without production of thread.
On drying of crude cocoon.

Condition of Rawsilk Market:
Yokohama market.
New York market.
Lyon market.

Foreign News:
On rearing of silkworms in the sericultural examining office of Padova in Italy ..... K. Minemura.

Miscellaneous News:
Report of the Japan Sericultural Association, etc., etc.

ARTICLES DE FOND.

Exportation des soies du Japon de 1859 a 1905.

Par Mr. N. Imanishi.

Le port de Yokohama fut ouvert au mois de Juillet 1859; c'est de cette époque que date l'entrée de notre pays dans la voie de l'adoption de la civilisation occidentale aussi bien que le développement de notre commerce extérieur.

Auparavant la soie n'était l'objet que de transactions insignifiantes; acheteurs et vendeurs ne parvenaient que difficilement à se comprendre, les uns et les autres ignoraient le langage qui leur était parlé. Les mêmes difficultés persistaient au début du nouveau régime, malgré cela l'exportation de la soie atteignit des chiffres importants dès l'ouverture du port.

La qualité de la soie laissait alors beaucoup à désirer non parceque les cocons étaient mauvais mais parceque les methodes employées pour les filer étaient médiocres. A mesure que l'exportation augmentait, les mauvais procédés de filage devenaient extrêmes. En 1865, le gouvernement ordonna d'établir l'examen des marchandises et publia en même temps un décret réglant rigoureusement les procédés qui devaient être employés pour filer la soie; il alla jusqu à défendre l'exportation des soies qui n'auraient pas été fileés d'après les prescriptions des réglements.

En 1877, la qualité des soeis fileés avait été améliorée mais les producteurs étaient tellement gênés par les clauses des réglements prescrits que le développement des affaires s'en ressentait. Le gouvernement annula alors ses réglements et les producteurs furent libres d'agir a leur guise.

En 1881 des difficultés persistantes entravèrent les affaires entre les marchands japonais et les maisons étrangères d'exportation; ces difficultés contribuèrent néanmoins à faire accroitre encore notre industrie et notre commerce de la soie. Le tableau suivant publié par la douane fait ressortir les progrés de l'exportation

BULLETIN

DE

L'ASSOCIATION SÉRICICOLE DU JAPON.

No 165.

20. Fevrier 1906.

SOMMAIRE.

Avis importants:

Mémoire présenté au gouvernement au sujet de la transportation et des frais du transport des soies grèges.

Articles de fond:

Nécessité de la désinfection pendant l'élevage de vers.....
.....*Ryokuhokuki* G. Sasaki.
Sur les travaux pour le nourrir de la guerre.....K. Tanbo.
Nécessité de montrer clairement les recettes et les dépenses.....T. Yamano.
Maladie bactérienne du Mûrier.....*Ryokuhokuki* et *Nogakukaikaishi* S. Hori.
Les vers naturels et les tsusshi.....K. Matsushita.
Sur le développement de l'embryon.....Y. Ikeda.
Sur le défilage des cocons.....S. Yamamoto.
Exportation des soies du Japon de 1859 à 1905.....N. Imanishi.

Essais et Faits divers:

Essais de faire mourir *l'Uploïy sericaria*.....*Nogakuzashi* T. Nakamura.
Le perfectionnement des graines à la filature de Nagoya.....M. Kotabe.

Visite et Entretien:

La sériciculture à la Mandchourie.....C. Yokota.

Cours:

Méthode de mettre en bon ordre les soies grèges.....*Nogakuzashi* A. Sito.

Questions et Réponses:

Sur la sorte des mûriers et la culture de ceux-ci.
Sur la culture des mûriers destinés exclusivement aux vers d'été et d'automne.
Sur les feuilles des mûriers plantés auprès de champ de tabac.
Sur la maladie des vers-à-soie.
Sur les vers qui ne bavent pas.
Sur le séchage de cocons frais.

Marché des Soies:

Marché de Yokohama.—Marché de New York.—Marché de Lyon.

Nouvelles étrangères:

Etat de vers-à-soie au laboratoire d'études de la soies à Padova en Italie.....
.....K. Minemura.

Nouvelles diverses:

Notes sur le service de notre Association.

etc. etc. etc.

TOKYO.

Association Séricicole du Japon.

No 2. Mitoshirocho, Sanchome, Kanda. Japon.